

第1回 特定複合観光施設区域整備推進会議

議事次第

平成29年4月6日
13:00~15:00
官邸2階小ホール

1. 開会
2. 推進副本部長（石井国務大臣）からの挨拶
3. 議長の選任、会議運営規則の決定
4. 委員紹介
5. 事務局からの説明
6. 意見交換
7. 閉会

《配布資料》

- 資料1 特定複合観光施設区域整備推進会議委員名簿
資料2 特定複合観光施設区域整備推進会議運営規則（案）
資料3 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律 関係資料
資料4 諸外国におけるIRについて
資料5 「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議の開催について」（閣議口頭了解）
資料6 ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理【概要】
資料7 ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理
資料8 第1回推進本部（4月4日）における本部長（安倍総理大臣）発言概要
資料9 特定複合観光施設区域整備推進会議の今後の進め方について（案）

参考資料1 諸外国におけるIRについて【参考資料】

参考資料2 特定複合観光施設区域整備推進会議関係法令

特定複合観光施設区域整備推進会議 委員名簿

(五十音順、敬称略)

- 熊谷 亮丸 株式会社大和総研 常務執行役員、
調査本部副本部長、チーフエコノミスト
- 櫻井 敬子 学習院大学法学部 教授
- 篠原 文也 政治解説者、ジャーナリスト
- 武内 紀子 株式会社コングレ 代表取締役社長
- 丸田 健太郎 有限責任あづさ監査法人 パートナー
公認会計士
- 美原 融 大阪商業大学総合経営学部 教授
- 山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授
- 渡邊 雅之 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー
弁護士

特定複合観光施設区域整備推進会議運営規則（案）

（趣旨）

第1条 特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）の議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）及び特定複合観光施設区域整備推進本部令（平成29年政令第42号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（推進会議の招集）

第2条 推進会議の会議は、議長が招集する。

2 議長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。

（意見の聴取）

第3条 議長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第4条 議長は、推進会議に諮った上で、会議を公開することができる。

（議事録）

第5条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、議長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、議長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

4 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができます。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

関係資料

【法律】

- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号） 1

【附帯決議】

- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院・参議院） 7

【附帯決議の補足資料】

- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議について（補足資料） 13

【推進法案に関する主な質疑】

- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案審議時の主な質疑（要約） 43

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

(平成二十八年法律第百十五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うこととする。

(定義)

第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設（別に法律で定めるところにより第十一条のカジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置され、及び運営されるものに限る。以下同じ。）及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

2 この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国が認定を受けた区域をいう。

(基本理念)

第三条 特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、次章の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項

第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

(国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等)

第六条 政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興)

第七条 政府は、特定複合観光施設区域の整備により我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び就業機会の増大その他の地域における経済の活性化が図られるよう、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の構想の尊重)

第八条 政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備（特定複合観光施設の設置及び運営をする事業者の選定を含む。）に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずるものとする。

(カジノ施設関係者に対する規制)

第九条 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者（当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。）、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者（以下「カジノ施設関係者」という。）は、別に法律で定めるところにより、第十一条のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。

(カジノ施設の設置及び運営に関する規制)

第十条 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- 一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項
 - 二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項
 - 三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項
 - 四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項
 - 五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項
 - 六 広告及び宣伝の規制に関する事項
 - 七 青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項
 - 八 カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴いギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項
- 2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

第十二条 カジノ管理委員会は、別に法律で定めるところにより、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

第三節 納付金等

(納付金)

第十二条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。

(入場料)

第十三条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部

(設置)

第十四条 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整に關すること。
 - 二 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に關すること。
 - 三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に關すること。
- 2 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(組織)

第十六条 本部は、特定複合観光施設区域整備推進本部長、特定複合観光施設区域整備推進副本部長及び特定複合観光施設区域整備推進本部員をもって組織する。

(特定複合観光施設区域整備推進本部長)

第十七条 本部の長は、特定複合観光施設区域整備推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(特定複合観光施設区域整備推進副本部長)

第十八条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(特定複合観光施設区域整備推進本部員)

第十九条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(特定複合観光施設区域整備推進会議)

第二十一条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

3 推進会議は、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議し、本部長に意見を述べるものとする。

4 推進会議は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

5 本部長は、第三項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を推進会議に通知しなければならない。

(事務局)

第二十二条 本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)

2 この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する
附帯決議（平成二十八年十二月二日 衆議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びにそれらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点に特に留意すること。
- 二 政府は、法第五条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。
- 三 特定複合観光施設については、国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとすること。
- 四 特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少數に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。
- 五 地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。
- 六 特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化すること。
- 七 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。また、カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を

確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。

八 依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。その際、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。

九 入場規制の制度設計に当たっては、個人情報の保護との調整を図りつつ、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に定める「個人番号カード」をいう。）の活用を検討すること。

十 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症を含め、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。

十一 法第九条及び第十条に定める各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。

十二 カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠であり、特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成の在り方も検討すること。また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするために、都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。

十三 カジノの運営主体が民間事業者になることに鑑み、カジノ事業者に適用される税制・会計規則等につき、諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行うこと。

十四 法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合は、その使途は、法第一条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第十条に定める必要な措置の実施に十分配慮した検討を行うこと。

十五 以上を含め、法第五条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する
附帯決議（平成二十八年十二月十三日 参議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びにそれらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点に特に留意すること。
- 二 政府は、法第五条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。
- 三 特定複合観光施設については、国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に發揮できる規模のものとし、その際、特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設けるとともに、あくまで一体としての特定複合観光施設区域の整備が主眼であることを明確にすること。
- 四 特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少數に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。
- 五 地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。また、地方公共団体による公聴会の開催など、地域の合意形成に向けた具体的なアクションや依存症や治安維持などの地域対策を、国の認定に当たっては十分に踏まえること。
- 六 特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するよう検討すること。

七 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。また、カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。

八 依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。その際、自己排除、家族排除プログラムの導入、入場料の徴収等、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。

九 入場規制の制度設計に当たっては、個人情報の保護との調整を図りつつ、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に定める「個人番号カード」をいう。）の活用を検討すること。

十 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備し、その原因を把握・分析するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。また、このために十分な予算を確保すること。

十一 法第九条及び第十条に定める各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。なお、諸外国におけるいわゆる「ジャンケット」の取扱についてはきわめて慎重に検討を行うこと。

十二 カジノにおけるマネー・ローンダリングの防止を徹底する観点から、第七項の事業主体の廉潔性を確保するための措置、第八項及び第九項のカジノへの厳格な入場規制を導入するための措置、第十一項の世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築するための措置に加え、マネー・ローンダリング対策に関する国際基準であるFATF勧告に適切に対応するため、諸外国の規制の現状等を踏まえつつ、カジノの顧客の取引時確認、確認記録の作成・保

存、疑わしい取引の届出等について、罰則を含む必要かつ厳格な措置を講ずること。また、カジノにおけるマネー・ローンダリングの防止を徹底する観点から、厳格な税の執行を確保すること。

十三 カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠であり、特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成の在り方も検討すること。また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするために、都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。

十四 カジノの運営主体が民間事業者になることに鑑み、カジノ事業者に適用される税制・会計規則等につき、諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行うこと。

十五 法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合は、その使途は、法第一条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第十条に定める必要な措置の実施や周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと。

十六 以上を含め、法第五条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと。

※傍線部は参議院内閣委員会において衆議院内閣委員会の附帯決議から変更された部分。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する 附帯決議について（補足資料）

＜附帯決議＞

- 一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、
 - ・カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、
 - ・我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びに
 - ・それらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点に特に留意すること。

＜推進法案審議時の主な答弁＞

（有害影響排除）

- カジノが及ぼす社会的な負の影響について十分対策を講じなければいけないのは当然のことである。

例えば、ギャンブル依存症の問題、治安の悪化、青少年への悪影響といった心配、あるいは社会悪、組織悪の関与への懸念。こういったリスクを最小限に抑制する措置を設けることにより、国民の理解、信頼を深めることが必要である。

そのため、今回の法案においても、カジノ施設の設置、運営に関して、不正行為の防止や有害な影響の排除のための必要な措置を政府に講じることを命じている。また、カジノ施設の設置・運営に関する秩序維持、安全確保を図る、独立性の高いカジノ管理委員会の設置を予定している。これらの厳重かつ適正な規制、監督を行うことを前提にしている。(11/30 衆・内閣委 提案者。同旨 : 12/13 参・内閣委 提案者)

- カジノ施設の設置及び運営に関して、有害な影響の排除を適切に行う観点から風俗環境を適切に保持することが必要である。

地方公共団体、特に都道府県警察、カジノ管理委員会がしっかりと連携し、事業者の協力も得て、IR内部並びに周辺の風俗環境が適切に保持されるための措置を講じていくことになる。(12/13 参・内閣委 提案者)

(日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源の整備)

- 幅広い客層を誘客するための総合エンターテインメント施設であることが重要。決してギャンブルなどのデスティネーションではなくて、ビジネス客はもとより、ファミリー層のデスティネーションとなりうる施設として、幅広い客層のデスティネーションになっていくべき施設でなければなければならない。

その中に、我が国の最新の技術であるとか、日本の歴史、伝統、文化であるとか、様々な要素が盛り込まれた、日本でなければできない統合型の観光施設でなければ、到底、国際競争力を持つには至らない。(12/2 衆・内閣委 提案者)

- I R施設においては、我が国独自の歴史、伝統、文化や地域の特色を反映させ、来日する外国人観光客に日本の魅力を効果的に伝えることが出来る施設、すなわちクールジャパンの発信基地となることが必要である。具体的には、例えば、シアターにおける歌舞伎の上演、レストランゾーンにおける和食の提供、ショッピングゾーンにおける伝統工芸品の展示、施設における最先端のロボットや自動運転車の配備、ホテル等におけるわび寂の体験、アニメの拠点といったことが考えられる(12/13 参・内閣委 提案者。同旨: 12/2 衆・内閣委 提案者)

(観光及び地域経済の振興への寄与)

- I Rの導入に当たっては、海外の事例等を参考に、観光や地域経済の振興に寄与するものとともに、カジノ施設の導入に伴う社会的問題についても丁寧に議論を深めていただく必要がある。(12/13 参・内閣委 提案者)
- 今回の推進法案は、I Rを整備することにより、国際競争力のある魅力ある観光地の形成、地域経済の振興に寄与するとともに、適切かつ厳格な国の規制、監督の下で運営されるカジノの収益により財政の改善に資することを目的としている。

こうした I Rの整備は、税負担なき経済対策、都市政策として、そして二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック前後の切れ

目のない国際観光政策として位置付けられるものであり、人を呼び込むための大変大きな起爆剤になるとを考えている。(12/13 参・内閣委 提案者)

<附帯決議>

二 政府は、法第五条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る

- ・目的の公益性
- ・運営主体等の性格
- ・収益の扱い
- ・射幸性の程度
- ・運営主体の廉潔性
- ・運営主体の公的管理監督
- ・運営主体の財政的健全性
- ・副次的弊害の防止

等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。

<推進法案審議時の主な答弁>

(賭博に関する法制との整合性)

- これらの諸要素（※上記下線部）は、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨と整合しているものであるかどうかを判断する上での考慮要素である。（12/13 参・内閣委 法務省政府参考人）
- 賭博罪が犯罪とされている趣旨の中には、賭博行為が射幸心を煽る行為であることが含まれている。そのため、特別法で賭博に当たる行為を許容する場合には、射幸性の程度、射幸性が高い、低いといった要素が刑法との整合性を保つ上で一つの考慮要素となるということで挙げたものである。（12/13 参・内閣委 法務省政府参考人）

(参考) 12月7日付法務省提出資料

【刑法が賭博を犯罪として規定している趣旨】

賭博行為は、勤労その他正当な原因によらず、単なる偶然の事情により財物を獲得しようと他人と相争うものであり、国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれすらあることから、社会の風俗を害する行為として、処罰することとされている。

【カジノ規制の在り方】

理論的には、法律に従って行われる賭博罪の構成要件に該当する行為は、刑法第35条（法令行為）により違法性が阻却されるが、基本法たる刑法が賭博を犯罪と規定している趣旨を没却するような立法がなされると、法秩序全体の整合性を害することになり、法令に基づかない賭博行為についても違法性が阻却されるとの主張も招きかねない。かかる観点から、既存のいわゆる公営競技等は、特別法において、事業の公正性、公益性等を制度上十分に担保するよう努めており、カジノ規制の在り方についても、同様の配慮が必要と思われる。

刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨は、上記のとおりであり、公営競技等に係る特別法の立法に当たっては、これまで刑法を所管する法務省の立場からは、例えば、目的の公益性（収益の使途を公益性のあるものに限ることも含む。）、運営主体等の性格（官又はそれに準じる団体に限るなど）、収益の扱い（業務委託を受けた民間団体が不当に利潤を得ないようにするなど）、射幸性の程度、運営主体の廉潔性（前科者の排除等）、運営主体への公的監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害（青少年への不当な影響等）の防止等に着目し、意見を申し述べてきたところであり、カジノ規制の在り方についても、同様である。

<附帯決議>

三 特定複合観光施設については、

- ・国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとし、
- ・その際、特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設けるとともに、
- ・あくまで一体としての特定複合観光施設区域の整備が主眼であることを明確にすること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(IRの規模)

○ 大都市だけではなくて、地方においてもそれぞれの個性や特性を生かした形で提案がなされ、地方にも置かれることが望ましいと考えているが、一定の規模は必要ではないか。(11/30 衆・内閣委 提案者)

○ IRの目的が地域経済、国際観光、財政の改善にも寄与することなので、ある程度の規模があり、国際観光、日本の観光力強化に資する規模のものでなければ認定されないと認識している。

したがって、国内外の観光客の増加や多様な魅力あるサービスの提供による雇用の拡大など、大きな経済効果が見込まれるもの。それから当該地域の魅力の向上、地域の特色をどれだけ出しているか。地域創生、町づくりに貢献すること、地域独自の文化発信、クールジャパンの推進、文化振興に寄与すること等が基準として考えられる。(12/8 参・内閣委 提案者)

○ IRには、一定規模以上の基準を実施法において明記してもらいたい。

つまり、温泉旅館の横にカジノがあるような、日本全国にできるようなことを考えているわけではない。一定規模以上で、日本全体の国際観光、地域の振興、財政にも寄与するということなので、それなりの規模のものを想定している。(12/8 参・内閣委 提案者)。同旨:12/13 参・内閣委 提案者)

(カジノ施設の面積上限について)

- シンガポールでは、全施設面積の三%程度にカジノフロア面積は抑えられているが、これを大いに参考にしていくべき。(12/8 参・内閣委 提案者。同旨:12/2 衆・内閣委 提案者)
- カジノのマイナス面のリスクを最小限に抑えるためにも、カジノ施設は I R 施設全体のごく一部に限るということを想定している。(12/8 参・内閣委 提案者)

(参考 : シンガポールにおけるカジノ施設の面積上限)

- ・シンガポールコントロール規則 2009 (カジノのレイアウト)
「3.-(1) カジノ施設内の全ゲーミング区域の総面積は、本施設の 15,000 平方メートルを超えないものとする。」

(一体としての特定複合観光施設区域の整備)

- 特定複合観光施設とは、会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与する施設、及び施設のごく一部と想定しているが、カジノというゲーミング施設が一体となっている施設を指すものである。

なぜそれが必要かについては、例えば、シンガポールは二カ所の I R を設置することにより、観光を飛躍的に伸ばしている。そのシンガポールの I R の施設の中には、ごく一部にカジノという、非常に収益力の高い施設が設けられている。それが加わっていることによって、国際会議場や展示場、単体であれば不採算になるような施設も含めた施設全体が円滑に運営できており、さらに集客力を飛躍的に伸ばしている。

したがって、日本の M I C E の機能を強化していくためにも、一部にカジノ施設を含む I R というものを認めていく必要があると考えている。(11/30 衆・内閣委 提案者)

<附帯決議>

四 特定複合観光施設区域の数については、

- ・我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及び
- ・ギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(我が国のIRとしての国際的競争力の観点)

- IRは一定規模以上で、日本全体の国際観光、地域振興、財政に寄与するものであるので、それなりの規模のものを想定している。二つ三つぐらいから手が挙がってくればスタートをして、その効果を検証しながら、段階的に数をどの程度増やしていくのかも考えるべき。(12/8 参・内閣委 提案者)

(依存症防止の観点)

- 依存症対策などの負の側面にも配慮しなければならないことを全体的に考慮すると、十も二十も日本全国に造るということではないと思う。温泉旅館の横に何かカジノを一部置くような、そんなことも想定をしていない。最初の段階ではせいぜい二か所、三か所で限定的に認定をして、その様子も見ながら、効果、成果や課題も検証しながら、段階的に増やしていくのが適切である。(12/13 参・内閣委 提案者)

(区域認定数の上限)

- 最初の段階では、認定区域は二、三カ所程度で限定的に施行して、その効果や地域の様子、課題等を十分に評価、検証しながら、着実な施行を確認した上で、徐々に段階的に、施行数、区域を増やしていくことが適切である。(11/30 衆・内閣委 提案者。同旨:12/2 衆・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：シンガポールにおけるカジノ施設数)

・シンガポールカジノ管理法

「第41条：カジノ施設数は2つのみ

(1) 規制局は、カジノ用の2ヶ所目の用地について第2条(2)の下で下された命令で指定されている日付から始まる10年間の期間に、本法の下でどの特定の時にも有効なカジノ免許が2つまでしか存在しないことを保証する。

(2) 1つのカジノ免許は、1ヶ所のカジノだけに適用されるものとする。」

<附帯決議>

五 地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。

また、地方公共団体による公聴会の開催など、地域の合意形成に向けた具体的なアクションや依存症や治安維持などの地域対策を、国の認定に当たっては十分に踏まえること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(地方議会の同意)

- IRの設置については、住民の理解を得て進めていく必要があるので、地方公共団体の申請に当たり、議会の同意を要件とするということもあってもいい。(12/2 衆・内閣委 提案者)
- 基本は地方公共団体が手を挙げるという仕組みなので、地方公共団体が住民の理解も得て、また、地方の議会の同意を得て、手を挙げることを考えている。(12/8 参・内閣委 提案者)

(公聴会の開催)

- アンケート調査や公聴会の開催を通じて地域住民の合意に向けた取組を図るのは大変大事だと思っている。
マサチューセッツ州でも、地域住民と事業者が協定、アコードのようなものを結ぶような例もある。地域が住民の合意形成に努力をしている点も、認定に当たっては重要な判断材料になると考えている。(12/13 参・内閣委 提案者)
- 地域でコンセンサスを得るためにには、やはり説明会、公聴会を開く等、しっかりとした取組をしていただく必要がある。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：マサチューセッツ州における住民投票の実施)

マサチューセッツ州では、IR設置自治体との合意契約書締結後に、設置自治体においてIR設置に関する住民投票を実施することを求めている。住民投票で過半数の支持を獲得できなかった自治体は、ゲーミング委員会の事業提案審査に進むことができない。

<附帯決議>

六 特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするために、
特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するよう検討すること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(地方公共団体の役割)

○ 地方公共団体は、当該地域においてIRを設置しようとする場合には、国の方針に沿うように、地域のインフラの整備状況や周辺環境の現況等を総合的に勘案しながら、様々な民間事業者の企画提案を検討した上で、最も効果の高いIR施設整備計画を作成して、国に対してIR区域の認定を申請することになる。

また、IR設置後も、地方公共団体は、カジノが社会に与える問題やリスクを最小限に抑制するよう、IR区域及び周辺環境の健全化・安全化に取り組んでいくことが望まれる。

IR設置後、IR事業者の監督はカジノ管理委員会が行うことになるが、地方公共団体の関与の在り方については実施法の中で定められることになり、極めて重要な役割を果たすことになる。(12/13 参・内閣委 提案者。同旨:11/30 衆・内閣委 提案者)

○ 推進法案第十条第五項は「風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項」と定めており、地方公共団体、特に都道府県警察とカジノ管理委員会がしっかりと連携をし、また事業者の協力も得て、このIR内部並びに周辺の風俗環境が適切に保持されるための措置を講じていくことになると考える。(12/13 参・内閣委 提案者)

○ 国に推進本部、政府に推進本部ができた場合には、推進本部の基本的な方針に沿うように、地方公共団体において、地域のインフラの整備状況や周辺環境の現況等を総合的に勘案してプランを作ってもらうことが必要である。様々な民間事業者の企画提案を

検討した上で、最も効果の高いＩＲ施設整備計画を作成し、国に
対して区域認定の申請をするのが、地方公共団体の役割になる。

また、地域の同意を得るということも地方公共団体の重要な役
割になる。地域でコンセンサスを得るためにには、やはり説明会、
公聴会を開く等、しっかりとした取組をしていただく必要がある
。（12/13 参・内閣委 提案者）

<附帯決議>

七 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、

- ・真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、
- ・その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。

また、カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(事業者の選定要件)

- カジノ以外の不採算施設を閉鎖するような運営事業者がまず選定されないように、免許の付与、ライセンスの付与に当たっては事業計画の実現性などについて厳格に審査をすることになると考える。(12/13 参・内閣委 提案者)
- どの地域が選ばれ、どの事業者が選定されていくかということは、全国民、全世界の注視の下で行われる作業になるので、透明感を持った公正厳正なプロセスでなければ、国民の信頼も国際社会の信頼も得ることができないし、成功することもできないと考える。(12/13 参・内閣委 提案者。同旨:11/30 衆・内閣委 提案者)

(適合性に関する調査)

- 厳格な参入基準を満たしているか否かの調査については、例えばカジノ運営者の関係者について厳格な背面調査を行うことなどが想定される。(12/13 参・内閣委 提案者)

(事業活動の廉潔性)

- たとえ施設の一部であれ、カジノという新しいゲーミングを認める以上は、これまでの我が国にはなかったような極めて厳格な参入規制をしかなければいけない。

今回の推進法案では、カジノ施設関係者はカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない旨を規定しているが、このカジノ関係者というのは、経営者、従業員はもちろん、関連機器の製造、販売等の事業者、あるいはカジノというゲーミング場でサービス提供を行うディーラーその他の従業員、全ての者に対して最高位の廉潔性を求めなければならないと思っており、厳格な参入規制、適格性の審査並びに行為規制、そして監督が必要だと考えている。

(11/30 衆・内閣委 提案者。同旨:12/13 参・内閣委 提案者)

<附帯決議>

八 依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。

その際、自己排除、家族排除プログラムの導入、入場料の徴収等、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(入場規制)

- シンガポールでは、内国人に対して、一回七千円から八千円ぐらいの入場料を徴収していると承知している。さらに、自己申告あるいは家族申告による入場排除の措置もとられている。そのほか、教育、予防の措置をしっかりととることによって、この数年間でシンガポールのギャンブル依存症比率は逆に低下していると承知しており、我が国が目指していくべき方向もそうであるべきと考える。

(12/8 参・内閣委 提案者)

- 青少年の健全育成、暴力団員等の関与の排除、ギャンブル依存症への対策等のために入場規制を考えており、未成年者については入場も禁止すべきであろうとか、写真付きの身分証明書などの年齢確認等も考えている。また、自己排除、家族排除プログラムの導入は、シンガポールでも行われている。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：シンガポールにおける入場料)

・シンガポールカジノ管理法

「第 116 条：入場課徴金

- (1) 款(3)に従って、カジノ運営者は、シンガポール国民あるいは永久居住者である何人にも、いつの日のいつの時間にもカジノ施設に入場することがあるいは留まることを許可しないものとする。ただしその人がカジノ運営者に、
 - (a) 24 時間の連続した期間ごとに 100 ドルの入場課徴金、または、
 - (b) そのカジノの正当な年次会員については 2,000 ドルの入場課徴金を支払っている場合を除く。」

(排除プログラム)

- ギャンブル依存症対策として、シンガポールでは、自己排除あるいは家族排除プログラム等、つまり、家族が、家族の一員である夫はもう行かせないでくれといったような申し出によって抑止政策が実施されており、こういった諸外国の様々な取組みも、実施法案の検討に当たっては参考になるものと考えている。(11/30 衆・内閣委 提案者)
- シンガポールでは、いわゆる排除プログラムとして、自分自身の自己申告あるいは家族の申告によって、登録された人物について入場制限を行う仕組みが導入されている。(12/2 衆・内閣委 提案者。同旨:12/8 参・内閣委 提案者)

(参考 : シンガポールの排除プログラム)

シンガポールでは、カジノ管理法及び諸規則において、カジノ施設への入場を排除する制度と入場回数を制限する制度を規定。入場を排除する制度として、①本人の申請に基づく排除、②家族の申請に基づく排除、③法令上の規定による排除が規定されている。

①本人の申請に基づく入場排除

本人がカジノ施設への入場制限を希望する場合には、問題ギャンブル国家評議会 (NCPG) に対して、カジノ施設への入場の排除を申請することができる。

②家族の申請に基づく入場排除

ギャンブル問題を抱える者の家族は、家族（配偶者、子供等）の申請によって当該者のカジノ場への入場排除を NCPG に申請することができる。

③法令上の規定による排除

過去に信用情報に問題があると認められた者及びギャンブルによって経済的に劣悪な状況にさらされていると認められる者に対して、NCPG が設置する査問審査会は、一定の状況において排除命令もしくは訪問制限を下すことができる。

(入場料の徴収)

- 日本人に対しては、一定の入場管理政策が依存症抑止の意味でも必要。その手段は、具体的には政府がこれから実施法で定めるが、その中に主要な選択肢の一つとして入場料の徴収が入っていくと考えている。(12/8 参・内閣委 提案者)

- 推進法は第十三条で、国又は地方公共団体はカジノ施設の入場者から入場料を徴収することができる旨を規定しているので、依存症対策としても、この入場料の設定を行うことも想定もしている。(12/8 参・内閣委 提案者)
- シンガポールでは、内国人に対しては、一回七千円から八千円ぐらいの入場料を徴収していると承知している。(12/8 参・内閣委 提案者)

<附帯決議>

九 入場規制の制度設計に当たっては、個人情報の保護との調整を図りつつ、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に定める「個人番号カード」をいう。）の活用を検討すること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(個人番号カードの活用)

- 未成年者がカジノ施設に入場することは禁止し、入場に当たっては、写真つきの身分証明書等、マイナンバーカードなどもその一つだと思うが、年齢確認等を行うことも考えられる。(11/30 衆・内閣委 提案者。同旨:12/2 衆・内閣委 提案者、12/8 参・内閣委 提案者)

(参考:「個人番号カード」)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第二条第七項で以下の通り規定。

「この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。」

<附帯決議>

- 十 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。
- 我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備し、
- ・その原因を把握・分析するとともに、
 - ・ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。
- 加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。
- また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、
- ・ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、
 - ・関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。
- また、このために十分な予算を確保すること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(ギャンブル等依存症対策の抜本的強化)

- カジノだけではなくて公営競技等も含めて、この機会に総合的にギャンブル依存症対策を講じていくべき。その際、諸外国の事例や最新の知見も踏まえて、今後実施法を政府が検討するに当たって的確な対応を考えていただきたい。(11/30 衆・内閣委 提案者。同旨:12/2 衆・内閣委 提案者)
- ギャンブル依存症対策としては、まず正確な実態を把握した上で、依存症に関する普及啓発、カウンセリング、治療等の体制整備、事業者における配慮義務、排除プログラムなど、依存症を抑制するための予防、応急措置を行うことが必要。また、ギャンブル依存症対策を効果的に推進するためには、地方公共団体も、国や関係機関、NPO、NGOなどと連携を取りながら、地域、家庭などの関係者の意向を踏まえつつ、きめ細かな対策を講じることが必要。(12/8 参・内閣委 提案者。同旨:12/2 衆・内閣委 提案者)

○ 政府においては、ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化してもらいたい。また、実態把握のための体制の整備、原因の把握・分析をすることが大事だと思う。あわせて、患者の相談体制や臨床医療体制の強化も必要だと認識をしている。あわせて、教育上の取組も是非強化してもらいたい。

そして、カジノにとどまらず、他の公営ギャンブルあるいは遊技等に起因する依存症も含めて、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化すべき。総合的、包括的に対処するための新たな仕組み、体制を設けてもらい、関係省庁が十分連携して取組を構築し、強化すべき。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：諸外国における依存症対策の例)

	シンガポール	米国 ネバダ州	米国 マサチューセッツ州	豪州 ビクトリア州	韓国
与信対策	○	-	○	○	○
広告規制	○	○	○	○	○
入場制限	○	-	○	○	○
入場料	○	△	-	-	○
青少年対策	○	○	○	○	○
従業員教育	○	○	○	○	○
賭け金額の 上限設定	○	-	○	○	○

(入場料に関して、法令上徴収できる旨の規定はあるが、実際には入場料の徴収が行われていないものを「△」としている)

<附帯決議>

十一 法第九条及び第十条に定める各種規制等の検討に当たっては、

- ・諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、
- ・犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。

なお、諸外国におけるいわゆる「ジャンケット」の取扱についてはきわめて慎重に検討を行うこと。

<推進法案審議時の主な答弁>

(厳格なカジノ営業規制)

- カジノ施設が社会に及ぼす影響やリスクを十分に考慮して、犯罪防止・治安維持、ギャンブル依存症防止等の対策を適切に講じていくためにも、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制等を構築することが必要である。

具体的な内容については、諸外国におけるカジノ規制の現状も踏まえて政府において実施法案の立法の過程で十分な検討が加えられて、まさに違法性を阻却するにふさわしいそうした世界最高水準の厳格な規制が適切に規定をされることを求めたい。(12/13 参・内閣委 提案者)

(「ジャンケット」の取扱)

- マカオでは、ジャンケットの仕組みが盛んに使われてきたことも承知をしているが、シンガポールはそういう事例も参照しながら、極めて限定的にこの仕組みを認めている。しかし、私どもとしてはこのジャンケット制度については社会に及ぼす影響を踏まえた上で極めて慎重な検討が必要だと思っており、政府においてまさに慎重に検討していただいた上でしっかりと実施法の中で規定を定めていただきたい。(12/8 参・内閣委 提案者)
- 海外の事例によると、ジャンケットとは、プレーヤーをカジノへと誘客する代理人として、カジノ運営事業者にとっては売上・収益

増の重要な要素となっている。その一方で、ジャンケット制度が、プレーヤーのゲームへの過剰なめり込みと、その結果としての多額の債務を助長する例も見受けられると承知している。

ジャンケットの導入如何やそれに対する制度などは、これから政府において検討されて定められていくことになるが、ジャンケット制度については、社会に及ぼす影響を踏まえた極めて慎重な検討が必要。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考 : 「ジャンケット」)

カジノ運営事業者に代わり、マーケティング活動あるいは債権の回収活動を行い、コミッショナを得る契約業者のことと指すことが一般的に多い。

<附帯決議>

十二 カジノにおけるマネー・ローンダリングの防止を徹底する観点から、

- ・第七項の事業主体の廉潔性を確保するための措置、
- ・第八項及び第九項のカジノへの厳格な入場規制を導入するための措置、
- ・第十一項の世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築するための措置に加え、

マネー・ローンダリング対策に関する国際基準であるFATF勧告に適切に対応するため、諸外国の規制の現状等を踏まえつつ、カジノの顧客の取引時確認、確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等について、罰則を含む必要かつ厳格な措置を講ずること。

また、カジノにおけるマネー・ローンダリングの防止を徹底する観点から、厳格な税の執行を確保すること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(マネー・ローンダリング対策)

- カジノに係るもののマネー・ローンダリングの手口について、FATFの平成二十一年に公表したレポートによると、カジノを悪用したマネー・ローンダリングの手法として、犯罪収益でカジノチップを購入し、それを使うことなく再び現金等に払い戻す、あるいは、犯罪収益をカジノ口座に入金した上で他者の口座等への電信送金を行うといったものが挙げられている。

こういったことを踏まえながら、マネー・ローンダリングの対策上、必要な措置のあり方について、具体的なカジノのあり方に応じて検討してまいるべきものと考えている。(12/2 衆・内閣委 警察庁政府参考人)

- 運営する民間事業者の管理監督については、内閣府の外局として置かれるカジノ管理委員会が行うことになる。FATF勧告に沿った措置が適切に実施されることになると考えている。(12/7 参・本会議 提案者。同旨:12/8 参・内閣委 提案者)

- 警察庁として、犯罪収益防止移転法に基づき、マネー・ローンダリングの防止を行っている。今後は、具体的なカジノの在り方に応じて、犯収法を適用することを含め、マネー・ローンダリング対策上必要な措置について検討されるべき。(12/8 参・内閣委 警察庁政府参考人)

(税の執行)

- 実施法において、仮に外国企業がカジノ運営事業者になる、あるいはIRの事業に参画することになった場合でも、観光や地域経済の振興、財政の改善に資するという目的を達成できるのであれば設置者になり得るが、当然、我が国の法令に全て従って納付金あるいは税の納付等の義務は全部果たしていただくということになる。(12/13 参・内閣委 提案者)
- (マネー・ローンダリング対策を徹底するために) 税制上の措置についても、税務調査等の措置が政府においてしっかりと行われ、適切に判断されるものと考えている。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考 : 「F A T F」(Financial Action Task Force on Money Laundering))

マネー・ローンダリングに関する金融活動作業部会。マネー・ローンダリング対策やテロ資金対策などにおける国際的な協調指導、協力推進などを行う政府間機関。G7諸国を含む36の国・地域・機関が加盟している。

<附帯決議>

十三 カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠であり、特に、

- ・カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、
- ・適切な人材を配置するほか、
- ・厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成の在り方も検討すること。

また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするために、

- ・都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、
- ・カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。

<推進法案審議時の主な答弁>

(カジノ管理委員会の役割)

○ 今回の推進法案では、国は、カジノ施設関係者に対する規制を適切に行う独立の機関として、カジノ管理委員会を設け、そのカジノ管理委員会により、厳しく事業者を規制するとともに、カジノ施設の設置が社会に及ぼす影響等について国民の不安や懸念を払拭するため、カジノ施設における不正行為の防止や有害な影響の排除のための必要な措置を講ずることとしている。(11/30 衆・内閣委 提案者)

○ 推進法案第十条は、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、講すべき必要な事項を定めるものであり、同条第一項に定める、八つの事項に関する事務を、基本的にカジノ管理委員会が所掌することになる。(12/2 衆・内閣委 提案者)

(カジノ管理委員会の位置づけ)

- カジノに関する規制を行う機関としては、監督、規制を適切に実施するため、既存の行政機関から独立した新たな行政機関で実施することが適切である。

法制上は、内閣府設置法上、四十九条の機関というふうに、独立した機関となるが、いわゆる三条委員会として、同等の独立性、機能を有する新たな行政機関で実施することが適切である。(12/2 衆・内閣委 提案者)

(カジノ管理委員会の体制)

- 具体的な組織、規模については今後子細に検討されることになるが、例えばシンガポールにおいては二カ所しかIR施設がないが、規制を行っているカジノ規制庁の規模は百五十七名程度になっている。いずれにしても、我が国におけるカジノ施設、IR施設の適正な管理を行うに足りる十分な規模でなければならない。(12/2 衆・内閣委 提案者)
- カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置して、カジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠。特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成をすべきと考える。(12/13 参・内閣委 提案者)

(関係機関との連携)

- カジノが、これまで我が国になかった新たな形態で特殊な事業内容であることから、これを適切に規制・監督していくためには、カジノ管理委員会というカジノ専門の規制機関のみならず、国家公安委員会、都道府県警察本部と適切に協力、連携していくことが不可欠である。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：「いわゆる三条委員会」)

いわゆる三条委員会とは、国家行政組織法第三条に基づく委員会をいう。それ自体として、国家意思を決定し、外部に表示する行政機関であり、具体的には、紛争にかかる裁定やあっせん、民間団体に対する規制を行う権限等を付与されている。(同様の権限を持つ内閣府設置法に基づき設置された委員会を含む。)

(参考：シンガポールのカジノ規制機関について)

シンガポールでは、内務省の下にカジノ規制機構が設置されている。カジノ規制機構は、最高執行責任者 (Chief Executive) の下の 5 部門、最高執行責任者の管理下にあるグループ責任者 (Group Director (Operations)) の下の 4 部門と、さらに最高執行責任者と同位の、内部監査部門 (Internal Audit Unit) で構成されている。

また、カジノ規制機構は、関連法規制法令等の施行と運営のため、その管轄下に委員会を設置している。執行委員会、監査委員会、予算委員会、懲戒委員会、法制委員会、技術助言委員会の 6 委員会が設置されている。

<附帯決議>

十四 カジノの運営主体が民間事業者になることに鑑み、カジノ事業者に適用される税制・会計規則等につき、諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行うこと。

<推進法案審議時の主な答弁>

(税制・会計規則)

- カジノ運営事業者に適用される税制・会計規則等については、諸外国の制度を十分に勘案の上、政府において実施法案の立案過程で十分な検討が加えられ、適切に判断されるものと考えている。(12/13 参・内閣委 提案者)

(参考：カジノ事業者へ課税等の例)

		シンガポール	米国 ネバダ州	米国 ニュージャージー州	マカオ
カジノに 係る課税	カジノ粗利益（GGR） 全体への課税	○	○	○	○
	スロット・テーブル 台数に応じた課税	—	○	—	○
ライセンス料※	○	○	○	○	—
法人課税	○	○	○	—	—

※ ライセンス維持にあたり定期的に要する費用。

<附帯決議>

十五 法第十二条に定める納付金を徴収することとする場合は、
・その使途は、法第一条に定める特定複合観光施設区域の整備の
推進の目的と整合するものとするとともに、
・社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充てることを検
討すること。
また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ
法第十条に定める必要な措置の実施や周辺地方公共団体等に十
分配慮した検討を行うこと。

<推進法案審議時の主な答弁>

(納付金の使途)

- 今回の推進法の目的には、IR整備の推進に伴う国際観光や地
域経済の振興が掲げられているほか、広く財政の改善に資するも
のとされており、納付金、入場料の使途としては、国民生活の安定
向上につながる社会福祉、文化芸術の振興等、広く公益に還元され
ることを想定している。また、治安や風紀の問題や、依存症など負
の側面についての対策費用にも使われることになると思う。
シンガポールだと、一般財源的に国に入っているようであり、教育
の問題に使ったり年金の問題に使ったりということもあるよう
ので、我々としては、広く社会福祉や文化の振興等、公益に還元さ
れる目的に使いたいと議論している。(11/30 衆・内閣委 提案者
。同旨:12/2 衆・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
- 納付金の具体的な使途については、具体的には実施法の中で定
めていくことになるが、IRを立地する当該自治体だけが受益を
するという仕組みでは、なかなか国民理解も得られにくい。
衆議院内閣委員会の附帯決議で挙げられた、推進法案第一条に
定めるIR整備の推進の目的との整合性が図られなければならない
。この目的とは、観光振興、地域の振興、財政への寄与を指すが
、当該自治体のみならず、周辺地域、広域にわたる地域の振興に資
するように納付金が使われていかなければならない。(12/8 参・
内閣委 提案者)

＜附帯決議＞

十六 以上を含め、法第五条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと。

＜推進法案審議時の主な答弁＞

(国民的な議論)

- 推進法案第五条では、政府は、特定複合観光施設区域の推進に必要な法整備の措置については、推進法案の施行後一年以内を目途として講じなければならないとされている。

このため、推進法案が施行された場合には、カジノ施設関係者に対するカジノ規制や入場規制などについての海外の先進的な事例なども参考にしつつ、推進法案等に関する国会の場での御議論や国民的な議論を踏まえ、国民の納得を得ながら検討を進めていくことになると考えている。(11/30 衆・内閣委 内閣官房政府参考人)

- 推進法の成立によって刑法上の違法性が阻却されるわけではないので、政府が提出してくる制度設計を含む実施法を、国民的な議論とともに国会で審議していただいて御判断をいただくということなので、そこは、これからもしっかりと国民的な議論を深めていかなければいけないテーマであると考えている。(12/2 衆・内閣委 提案者。同旨: 12/8 参・内閣委 提案者)

- 推進法十条で求められている必要な措置や、国会で御審議された論点については、政府としては、関係省庁が十分連携して、また、衆議院の附帯決議にもあるように十分に国民的議論を尽くしながら実施法案を準備することになると考えている。(12/13 参・内閣委 内閣官房政府参考人)

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案審議時の主な質疑(要約)

1. IRのコンセプト等について

(1) IRの施設構成等について

事項	質問内容	答弁内容
IR施設の定義	特定複合観光施設とは何なのか。美術館や博物館は含まれるのか。	特定複合観光施設とは、会議場施設、レクリエーション施設、展示場施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与する施設及び施設のごく一部を想定しているがカジノ施設が一体となっているものをいう。美術館・博物館は当然含まれる。 (11/30 衆・内閣委 提案者、12/8 参・内閣委 提案者)
カジノの必要性	IRにカジノは必要なのか。	カジノがなくても他の複合施設ができるのであれば、法律がなくても進めればいい。しかしながら、複合施設のみでは、投資がされない。 (12/13 参・内閣委 提案者)
施設の一部が閉鎖した場合の営業の可否	IR施設の運営開始後、不採算施設を閉鎖した場合でも、引き続き、IRとして営業をすることは可能なのか。	カジノ以外の不採算施設を閉鎖するような運営事業者が選定されないよう、ライセンスの付与条件に反するような場合には免許を取り消す等の措置をとるための規定が必要。 (12/13 参・内閣委 提案者)
文化芸術の振興等のための人材活用等	文化芸術・スポーツを活かして取り組んでいくためのノウハウや人材を活用する旨を国が基本方針等に明示すべきではないか。	幅広い知見を集約し、スポーツや歌舞伎・和食・精緻な伝統工芸品、ロボット技術あるいは自動運転等を含む日本の環境技術・省エネ技術が集約された施設になるよう基本方針の中に盛り込まれることを想定。 (12/2 衆・内閣委 提案者)

C4

(2) IR導入の効果について

事項	質問内容	答弁内容
IR導入の効果	IRの推進・導入の効果如何。	国際観光の振興、国際会議機能の強化、文化の振興、魅力ある都市づくり、地域活性化など幅広い波及効果が期待される。具体的には、建設需要の増大、直接的・間接的な雇用創出、観光客の増加による経済効果、カジノ収益による財政改善が期待される。 (11/30 衆・内閣委 提案者)
	IRを推進していくことによって、どのような役割をIRが果たしていくのか。	IRの整備は、税負担なき経済対策、都市政策として、そして二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック前後の切れ目のない国際観光政策として位置付けられるものであり、人を呼び込むための大きな起爆剤になると考えている。 (12/13 参・内閣委 提案者)
外資企業の場合の経済効果	外資企業の場合、国内の生産活動には再投資されず、経済効果が期待できないのではないか。	まずは、相当程度(1兆円程度)の投資がされることが重要。それに加えて、納付金・法人税を徴収するので、経済効果がある。 (12/13 参・内閣委 提案者)

(2)IR導入の効果について

事項	質問内容	答弁内容
アジア・マーケットとの関係	アジア各国のカジノ施設が軒並み総崩れのような状況で、日本に新たな大規模カジノ施設を誘致するのは無謀な行為ではないか。	中国政策によって、マカオのVIP客が激減したと聞いているが、マカオ政府の方は、一般観光客の方に相当政策をシフトしており、観光客は相当増えている。また、IRがなかった時と比較すると、はるかに地域の経済は活況になっている。 (11/30 衆・内閣委 提案者)
	既に、カジノ市場は飽和しているのではないか。ターゲットはどこ又は誰(外国人富裕層・一般顧客層、日本人富裕層・一般顧客層)を想定しているのか。	我々が目指しているのは、総合エンターテイメントとしての施設であり、ハイローラーのみをターゲットとしたものではない。ファミリー層からビジネス層までの幅広い誘客を目指すIRを構築することが、成功の要因であると認識。 (12/2 衆・内閣委 提案者)
経済効果/社会コストの算出	IRによる経済効果、社会的コストは定量的に算出ができるのか。	経済効果、社会的コストについては、具体的な地域・規模が決まっていない中で正確に算出することは困難。シンガポールではIRの開業で観光客数が6割増、観光収入は9割増という実績を上げている。具体的には、実施法の制定後に、地方公共団体による計画の申請・認定の段階で、審査されることになると考える。 (12/13 参・内閣委 提案者)
	社会的費用として、暴力団等の反社会的勢力の排除のための費用等様々なマイナス効果を全て考慮しなければならないが、信頼に足りる調査検討は行われるのか。	国が頭越しに地域を選定するものではない。地域の同意を得られた自治体の申請を受け、政府がそのプランを総合的に判断して、厳選していくことになるため、そこでしっかりと調査を行えば、期待された効果を生ぜしめることができると考えている。 (11/30 衆・内閣委 提案者)
	カジノを合法化することによる社会的問題やリスクについてどのように考えているのか。	我が国においては最高水準の厳格な規定、規制を設けるべきだと考えている。カジノが社会に与えるかもしれないリスクを最小限に抑制する措置をしっかりとるべき。 (11/30 衆・内閣委 提案者)

44

2. IR区域の認定等について

(1) 認定区域数等について

事項	質問内容	答弁内容
IRの設置場所	IRは大都市に置くべきなのか。それとも、地域活性化、地方創生の観点から地方都市に置くべきなのか。	インバウンドがゴールデンルートに集中しているので、地方への展開もあってしかるべきではないか。しかしながら、既存の温泉旅館の横に小さなカジノを置くのみでIRとは想定していない。地域の活性化等に効果があり、かつ、一定の規模は必要。 (11/30 衆・内閣委 提案者)
設置区域の上限	IRを都市部に整備すると、より高い経済効果・相乗効果が見込めるのではないか。また、その後、規制の在り方を検証して、区域数をどの程度増やすことを想定しているのか。	大都市のみならず、地方都市でも可能性のあるところはある。当面、2~3か所程度で限定的に試行し、効果・課題を十分に評価・検証し、段階的に数を増やしていくべき。何十にもなるようなイメージは持っていない。 (12/13 参・内閣委 提案者)

(2)認定基準について

事項	質問内容	答弁内容
具体的な認定基準	フランスでは、カジノ施設許可を人口50万人以上の観光都市というルールを策定している。区域の認定基準をどのように考えているのか。	観光客の増加や多様なサービス提供による雇用の拡大など大きな経済効果が見込まれることが必要なので、一定規模以上のものになると想定している。そのほか、地方創生・まちづくりへの貢献、クールジャパンの推進への寄与、地域の観光資源の活用の状況、地方公共団体の人口、空港・港湾の立地状況等が重要な判断材料になると想定。 (12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
	認定されるIR区域について、大都市に置くべきか、あるいは地域活性化・地方創生の観点から地方に置くべきか、どのように考えるか。	大都市だけではなくて、地方においてもそれぞれの個性や特性を生かした形で提案がなされ、地方にも置かれることが望ましいと考えているが、一定の規模は必要ではないか。 (11/30 衆・内閣委 提案者)
IR施設周辺への規制	依存症対策として、IRの周辺に公営ギャンブル等の出店を規制する必要があるのではないか。	IR周辺に他の公営ギャンブル等が出店されることは望ましくないので、十分検討がなされるべき。 (12/13 参・内閣委 提案者)
カジノ免許及びIR区域の認定の先後関係	カジノ事業者の許可が先なのか。IR区域の認定が先なのか。	カジノ事業者への免許、IR区域の認定の先後については、実施法の中で検討すべき事項。 (12/13 参・内閣委 提案者)
カジノ施設の面積の上限	IR全体に占めるカジノ施設の比率に上限規定を設けるのか。	シンガポールにおいては、IR施設のうち、3%以下にカジノフロアを制限している。日本においても、同様にごく一部に限ることを想定。 (11/30 衆・内閣委 提案者、12/8 参・内閣委 提案者)
外国企業の参入規制	運営事業者が外国企業ということは想定されるのか。	外国企業がカジノの運営事業者となり得るかどうかについては、WTOでの規定など国際的なサービス協定等の状況を踏まえながら、今後、検討されることになる。外国企業でも、法目的が達成できるのであれば設置者になり得る。 (12/13 参・内閣委 提案者)
収益の再投資の実現	ノンゲーミングに収益構造を移していくためには、ゲーミングで得た収益を再投資することが必要。成功のためには何が必要であると考えているか。	シンガポールの水族館のように幅広く観光客を引きつける施設を整備しているところは非常にいい集客をしていると認識。一方で、カジノに特化したところは厳しい状況にある。マリーナベイ・サンズのように特色をどう出せるのかというところが鍵になる。 (12/2 衆・内閣委 提案者)

(3) 地方公共団体の役割について

地方公共団体の役割	地方公共団体がどのような役割を果たしていくことを想定しているのか。	地方公共団体は、IRを設置しようとする場合には、インフラの整備状況や周辺環境の現況等を総合的に勘査しながら、様々な民間事業者の企画提案を検討した上で、最も効果の高いIR施設整備計画を作成して、国に対してIR区域の認定を申請することになる。また、IR設置後も、カジノが社会に与える問題やリスクを最小限に抑制するよう、IR区域及び周辺環境の健全化・安全化に取り組んでいくことが望まれる。IR事業者の監督はカジノ管理委員会が行うことになるが、地方公共団体の関与の在り方については実施法の中で定められることになり、極めて重要な役割を果たすことになる。(12/13 参・内閣委 提案者)
地方議会の同意	当該区域の住民の理解を得て進める必要があり、申請する地方公共団体の議会の同意も要件として必要ではないか。	申請に当たって議会の同意を要件とすることも考えられる。(11/30 衆・内閣委 提案者)
公聴会の開催	申請に向けての地方における住民の皆さんへの理解をどのように進めしていくか	地域でコンセンサスを得るため、説明会、公聴会を開く等、しっかりした取組をしていただく必要がある。(12/13 参・内閣委 提案者)

3. カジノに係る規制について

(1) 入場規制・入場制限について

事項	質問内容	答弁内容
外国人旅客以外の者の 入場規制・入場制限	第10条第2項の趣旨及び具体的な措置はどのようなことを想定しているのか。	悪影響を防止するという観点から、一定の入場規制を課すことを想定したもの。シンガポールのような仕組みが参考になる。(11/30 衆・内閣委 提案者)
	依存症対策として、当分の間、日本人の入場制限をするべきではないのか。入場することができる範囲を外国人観光客と日本人で異なるようにする余地もあるのか。	日本人の入場規制については、①刑法が属地主義を原則としていること、②日本人の外国での賭博行為を国外犯として処罰していないこと、③外国の制度(入場料の徴収、排除プログラム等)ではなく、一律に入場を禁止することは過度の規制とならないかということ、④国内観光客を排除すると、公益還元が不十分となり、推進法の目的が達成できないのではないかという点に懸念があることから、一定の条件の下に、日本人の入場を認めることを想定。(12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
	依存症対策として、入場料を取ることや一定金額以上預託金を設ける等一定の入場規制が必要ではないか。	入場料について、カンウォンランドでは600円程度、シンガポールでは8,000円くらい取っている。また、排除プログラム等の諸外国の事例を参考にしつつ、実効性のある制度を実施法の中で創設する必要がある。(12/8 参・内閣委 提案者)
	厳格な入場管理制度として、カジノ事業者に対して、カジノ区画への入場者の全登録制(事前の個人情報登録等)を義務付けるべきではないか。	カジノ施設への入場者の制限については、海外事例を参考に実効性のある制度設計をしてもらいたい。(12/8 参・内閣委 提案者)
マイナンバーカードの活用	入場規制に当たって、マイナンバーカードの活用は現実的なのか。	身分証明書として、マイナンバーカードを利用することも十分に想定される。(12/2 衆・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)

(2)その他

事項	質問内容	答弁内容
従業員への免許制度導入の可否	ディーラー等のカジノ施設関係者の育成については、民間の育成だけでは足りず、公的な資格の付与や管理が必要なのではないか。	カジノ施設関係者はカジノ管理委員会が定める規則に従う必要があり、その対象には、ディーラー等他の従業員も含まれることになる。今後、資格の付与も含めて、十分な検討が必要。 (12/13 参・内閣委 提案者)
事業活動の廉潔性の確保	暴力団や外国犯罪組織の影響を排除するためには、厳格な参入規制と行為規制、監督が必要と考えるが、所見如何。	これまでにはなかったような極めて厳格な参入規制をしかなければいけない。経営者、従業員はもちろん、関連機器の製造、販売等の事業者、ディーラーその他の従業員など、全ての者に対して最高位の廉潔性を求めなければならない。厳格な参入規制、適格性の審査並びに行為規制、監督が必要と考えている。 (11/30 衆・内閣委 提案者)
カジノ事業者への税制・会計規則	カジノ運営事業者に適用される税制・会計規則等についての辺りの考え方を伺いたい。	諸外国の制度を十分に勘案の上、政府において実施法案の立案過程で十分な検討が加えられ、適切に判断されるものと考えている。 (12/13 参・内閣委 提案者)
暴力団排除の方策	IR導入後に、IR事業者への暴力団の関与を排除するためにどのような方策が考えられるのか。	各種事業からの暴力団を排除するための既存の仕組み(欠格要件とする等)を念頭に置き、具体的なカジノの在り方に応じて検討されるべき。具体的には、犯罪の予防・通報のための監視、防犯体制、ゲームの公正性確保のための必要な基準、チップ等の金銭代替物の適正な利用等について、必要な措置が実施法の中で明確に規定されることを想定している。 (11/30 衆・内閣委 提案者、12/8 参・内閣委 警察庁政府参考人)

47

4. カジノ管理委員会について

事項	質問内容	答弁内容
カジノ管理委員会の役割等	カジノ管理委員会の役割・組織・規模について、どのように考えているのか。	カジノ管理委員会は、カジノ施設の設置、運営に関する秩序の維持や安全の確保を図るために、カジノ施設関係者全般に対する規制を設け、運用することを想定。なお、シンガポールで規制を行っているカジノ規制庁は、157名程度である。 (12/2 衆・内閣委 提案者)
海外企業に対する背面調査の実現可能性	海外企業に有効な背面調査を行うことは可能なのか。	役員や主要な従業員、主要な株主に対しては、ライセンスの付与に当たり、国際基準に則った厳格な背面調査を行うことを想定している。 (12/7 参・本会議 提案者)
関係機関との連携	カジノ管理委員会、また国家公安委員会、警察、都道府県警察本部との関係は、どうあるべきか。	カジノ管理委員会のみならず、国家公安委員会、都道府県警察本部と適切に協力、連携していくことが不可欠である。 (12/13 参・内閣委 提案者)
依存症対策等を専門的に行う組織の必要性	強い権限を持つ独立した三条委員会にすべきと考えるが、どのように考えているのか。また、カジノ管理委員会とは別に、依存症対策や青少年の健全育成等を行う組織は別途必要ではないか。	カジノに関する規制を行う機関としては、監督・規制を適切に実施するため、既存の行政機関から独立した新たな行政機関で実施することが適当。そのため、推進法第11条に内閣府の外局として置くことを明示している。また、依存症対策については、既存の公営ギャンブル等も含めて総合的に対策を講ずる必要がある。 (12/2 衆・内閣委 提案者)

5. 納付金の使途について

事項	質問内容	答弁内容
使途の対象分野	納付金の使途はどのように定められるのか。文化芸術の振興にも充てるべきではないか。	納付金の使途は、法目的を踏まえると、社会福祉、文化芸術等広く公益に還元されることを想定。また、依存症対策等負の側面に係る費用に充てることも想定。 (12/2 衆・内閣委 提案者、12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
依存症対策費等への充当	病的ギャンブル等の比率が諸外国と比較して多いため、対策が必要なのではないか。 依存症対策のための費用について、納付金で安定的に予算が確保できるのか。不安定な財源に頼るのではなく、国費でしっかりと依存症対策を行うべきではないか。	入場料あるいは納付金を活用し、既存の公営ギャンブル等も含めて、幅広くギャンブル依存症対策・青少年の健全育成対策を講じてもらいたいと考えている。 (11/30 衆・内閣委 提案者) 依存症対策については、教育・予防・調査・治療・更生支援など様々な段階があるため、一定規模以上の予算が必要。なお、諸外国では、カジノ収益を依存症対策に充当している事例はある。 (12/13 参・内閣委 提案者)

6. 懸念事項に対する対応について

(1) 依存症等への懸念について

事項	質問内容	答弁内容
「ギャンブル依存症」の定義	ギャンブル依存症は病気なのか。また、画一された治療法はあるのか。	ギャンブル依存症はWHOの診断基準において、病的賭博として分類されている。また、米国精神医学界の作成した判断基準においても、精神疾患とされている。治療法については、標準的な治療法として確立しているものはない。 (12/2 衆・内閣委 厚労省政府参考人)
	ギャンブル依存症536万人には、パチンコ・スロットによるギャンブル依存症患者も含まれているのか。依存症患者を算出するときには遊技も含んでいるのはおかしいのではないか。	「536万人」という数字は、実際の患者数ではないが、遊技等も含まれている。現在、遊技と公営競技を分けて把握できるような調査を行っている。 (12/8 参・内閣委 厚労省政府参考人)
ギャンブル依存症への対応	発議者は日本において、どのような対策を講じようとしているのか。	まず正確な実態を把握した上で、依存症に関する普及啓発、カウンセリング、治療等の体制整備、事業者における配慮義務、排除プログラムなど、依存症を抑制するための予防、応急措置を行うことが必要。また、地方公共団体も、国や関係機関、NPO、NGOなどと連携を取りながら、地域、家庭などの関係者の意向を踏まえつつ、きめ細かな対策を講じることが必要。 (12/8 参・内閣委 提案者)
既存の依存症への対策	実施法には、既存ギャンブルに対する依存症対策は明示されていない。それで十分な対策がなされるのか。また、既存のギャンブルによる依存症対策や多重債務などの関連問題にまず手を打つということが先ではないか。	ギャンブル等依存症患者への対策について、カジノにとどまらず、他の公営ギャンブルあるいは遊技等に起因する依存症も含めて、国の取組を抜本的に強化すべき。また、実態把握のための体制の整備、原因の把握・分析、患者の相談体制や臨床医療体制の強化も必要だと認識。 (12/7 参・本会議 提案者、12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
地方公共団体における依存症対策の体制の整備	カジノ施設の周辺で、既存のギャンブル等依存症患者が相談できるような体制を構築すべきではないか。	国だけでなく、附帯決議にあるように地方公共団体でも積極的に細やかな体制を構築すべきと思慮。 (12/13 参・内閣委 提案者)
事業者による依存症対策の実施	民間事業者自体に、ギャンブル依存症対策を行わせる必要があるのではないか。	依存症対策の民間事業者への義務づけについては、実施法の中で規定されるものと認識。たとえば、シンガポールのようにしっかりとした入場規制を行う等清廉潔白な仕組みを作る必要があると考えている。 (12/2 衆・内閣委 提案者)
依存症を契機とした治安悪化に対する懸念	カジノ解禁により、依存症者及びギャンブル依存を原因とする犯罪を一層増やすことになるのではないか。	IR法案をきっかけに既存の依存症対策及び各省にまたがる施策について、政府に統一的に対応することを強く要請する。 (12/2 衆・内閣委 提案者)
多重債務者に対する対策	カジノ解禁に伴う多重債務者対策についてはどんな方策が考えられるのか。	多重債務者対策として、個人消費者には年収等を確認の上、貸与額等の上限が定められる等の措置が取られており、これまでの対策は有効に機能すると考えている。仮に、カジノに金融機能を持たせることとなった場合、カジノの金融業務の在り方とともに、事業者による顧客管理、与信管理の徹底など、対策の検討が必要と認識。 (12/8 参・内閣委 提案者)

(2)マネー・ローダリング対策について

事項	質問内容	答弁内容
マネー・ローダリング対策の必要性	マネー・ローダリング対策として、資金の流れを見える化することが必要ではないか。	世界各国も厳格な情報開示をカジノ事業者には求めており、決算や財務諸表の開示の義務づける等見える化は必要。 (12/2 衆・内閣委 提案者)
マネー・ローダリング対策の実現可能性	マカオやシンガポールのカジノビジネスの成長の背景には、中国人VIP客のマネーローダリングがある。マネーローダリングの対策について、十分な対策をとれるのか。	警察庁として、犯罪収益移転防止法に基づき、マネーローダリングの防止を行っている。今後は、具体的なカジノの在り方に応じて、犯収法を適用することを含め、マネーローダリング対策上必要な措置について検討されるべき。 (11/30 衆・内閣委 警察庁政府参考人)
	マネーローダリング対策が甘いことで集客が図られるといった事態は本末転倒。監視カメラの設置基準、従業員教育のガイドライン作りや実際の取締りのあり方をはじめ、事業者をどのように管理監督していくのか。	運営する民間事業者の管理監督については、内閣府の外局として置かれるカジノ管理委員会が行うことになる。FATF勧告に沿った措置が適切に実施されることになると考えている。 (12/7 参・本会議 提案者)
	ポーカーなどディーラーを介さない方式では合法的に贈収賄が行われてしまう可能性もある。こうしたことを防ぐためには、現金からコイン、コインから現金への換金への記録を詳細に記録、登録しておく必要があるのではないか。	外国では、施設内に数千台の監視カメラがあり、全てのプレーを監視し、記録する仕組みになっている。 (12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
ジャンケットへの対策	マネロンの温床とも言われるジャンケットについては、このカジノ周辺領域での反社会勢力の侵入を防ぐためにも、原則排除するということの方が良いのではないか。	ジャンケットは、集客上のメリットはあるものの、ゲームへの過剰なめり込み等多くのマイナスの側面も持っている。政府において、極めて慎重に検討をされるべき。 (12/8 参・内閣委 提案者、12/13 参・内閣委 提案者)
既存税制の厳格な適用等	マネーローダリング対策の徹底のため、既存税制の厳格な適用等が必要ではないか。	税制上の措置については、税務調査等の措置が政府においてしっかりと行われ、適切に判断されるものと考えている。 (12/13 参・内閣委 提案者)

(3)青少年の健全育成について

事項	質問内容	答弁内容
青少年健全育成のための措置	IRでは、家族で出かける先に賭博場がある。子供たちが賭博に対する抵抗感を喪失しないような対策は考えているのか。	第10条に政府に必要な措置を講ずるよう義務付けている。 (11/30 衆・内閣委 提案者)
	賭博リスクに対する青少年向けの教育プログラムを開設していくべきではないか。	児童生徒の発達段階に応じた適切な指導の在り方の観点を踏まえつつ、指導の充実に努めてまいりたい。 (12/8 参・内閣委 文科省政府参考人)
	カジノ以外の場で青少年の健全育成の観点から、情報の制限・立ち入り禁止等の一定の規制が必要ではないか。	既存の公営競技等においては、未成年者の購入の禁止・立ち入り禁止等必要な規制をしている。IRにおける健全育成については、犯罪防止、治安維持等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ規制を構築していきたい。 (12/8 参・内閣委 内閣府政府参考人)
	学習指導要領の中に、ギャンブル等について明記し、国民への普及啓発を行っていく必要があるのではないか。	賭博による悪影響について学ぶ機会を設けることは重要と認識。これを機に、適切な措置を講ずる必要があると認識。 (12/2 衆・内閣委 提案者)

7. 違法性阻却について

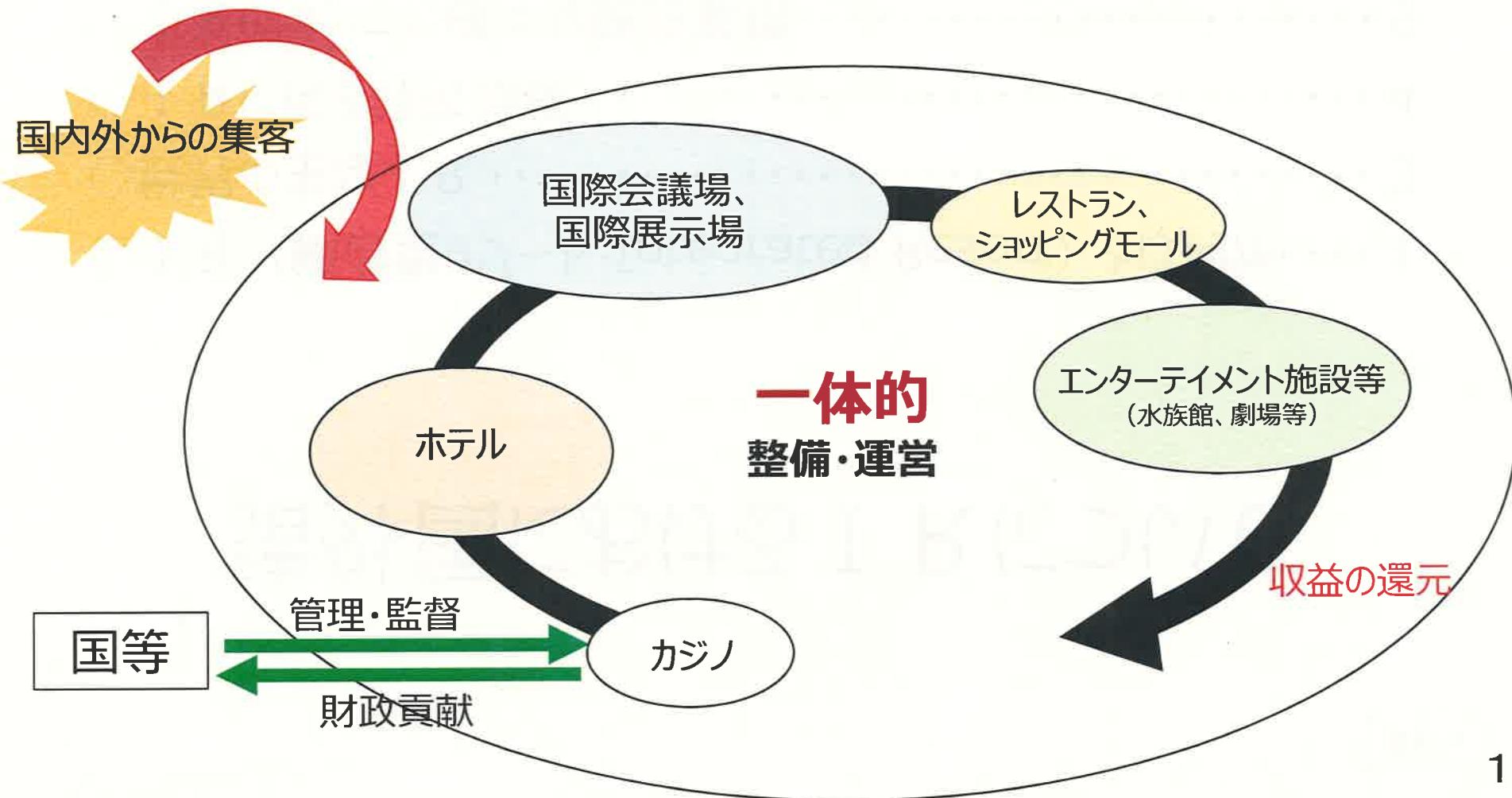
事項	質問内容	答弁内容
違法性阻却の考慮要素との関係	IR施設内で行われるカジノ行為について、何故、違法性が阻却されるのか。	特定複合観光施設の整備推進が観光、地域経済の振興に寄与し、財政の健全に資するものであり、明らかに公益性を有する。また、副次的弊害の防止については、推進法案第10条に明確に規定されている。運営主体についても、カジノ管理委員会が行う規制に従わなければならぬとされている。 (12/2 衆・内閣委 提案者)
	違法性阻却の考慮要素のうち、「目的の公益性(収益の用途を公益性のあるものに限ることを含む)」と、「運営主体等の性格(官又はそれに準ずる団体に限るなど)」の括弧の中はどういう意味なのか。	括弧の意味は、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨と整合しているか否かの判断上の考慮要素の例である。 (12/8 参・内閣委 法務省政府参考人)
カジノ単体での整備と違法性阻却の関係	カジノを単体で整備する場合は違法性が阻却されるのか。	カジノ単体だと違法性を阻却するに足る事由にならない。やはり、カジノ収益を公益に還元することにより、IR全体が我が国の観光振興、経済の活性化、地域の振興にもつながっていくということが必要。 (12/2 衆・内閣委 提案者)
IR内で認められるゲーミングの種類	カジノの中に丁半ばくちを行う場所ができる可能性はあるのか。	公益にしっかりと還元できるのであれば、ゲームの種類によって、賭博罪に該当するか否かの違いはない。 (12/8 参・内閣委 提案者)
収益の社会還元と違法性阻却	収益が一切社会に還元されないケースも想定されるが、その場合でも違法性は阻却されることがあるのか。	収益も含めて、具体的な案件に応じて、賭博罪を構成するか否かを判断する。 (12/2 衆・内閣委 法務副大臣)
民営賭博の可否	民設民営の賭博を認めることによって、既存の賭博産業やその周辺の類似産業が民営賭博として動き出した場合にどのように対処していくのか。	カジノ単体で賭博罪の例外を認めるのは難しいと考えており、今回の法案により、カジノ単体で賭博罪の例外を認めようとしているわけではない。また、カジノも含めて民設民営で行うことになるが、既存の公営ギャンブル以上に厳格な監督、統制、規制を厳格にカジノ管理委員会で行ってもらうことを想定している。 (12/8 衆・内閣委 提案者)

諸外国における I Rについて

- I R (統合型リゾート:Integrated Resort) とは何か……… 1
- 世界の主な I R 3
- I Rに係る経済効果 4
- I Rについての様々な懸念事項..... 9
- 世界のカジノ関連制度..... 12
- カジノ営業の仕組み及び代表的なゲーミングの種類 13

I R (統合型リゾート : Integrated Resort) とは何か

- 「カジノ施設」と「観光振興に寄与する諸施設」が一体となっている施設群
- カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- 民間事業者の投資による
 - ・集客及び収益を通じた観光地域振興
 - ・新たな財政への貢献



シンガポールのIRの例

マリーナ・ベイ・サンズ



リゾート・ワールド・セントーサ



世界の主な I R

● シンガポール

2005年にカジノ解禁を決定。2010年にホテルや商業施設を備えたIR2か所が開業。



● ネバダ州（ラスベガス）

1869年に賭博を合法化。1970年代後半から80年代前半にかけて業界の浄化が進展し、大規模なリゾート施設が立ち並ぶ現在のラスベガスにつながる。

● 韓国

1967年に初の外国人専用カジノが開設。現在はソウルや済州島など17か所にある。うち韓国人が入れる唯一のカジノ・江原ランドは2000年に開業。

● マカオ

1847年に賭博を合法化。2001年に独占状態だったカジノ経営権が開放され、翌年に国際入札を実施。2016年時点で6社が38か所のカジノを運営。

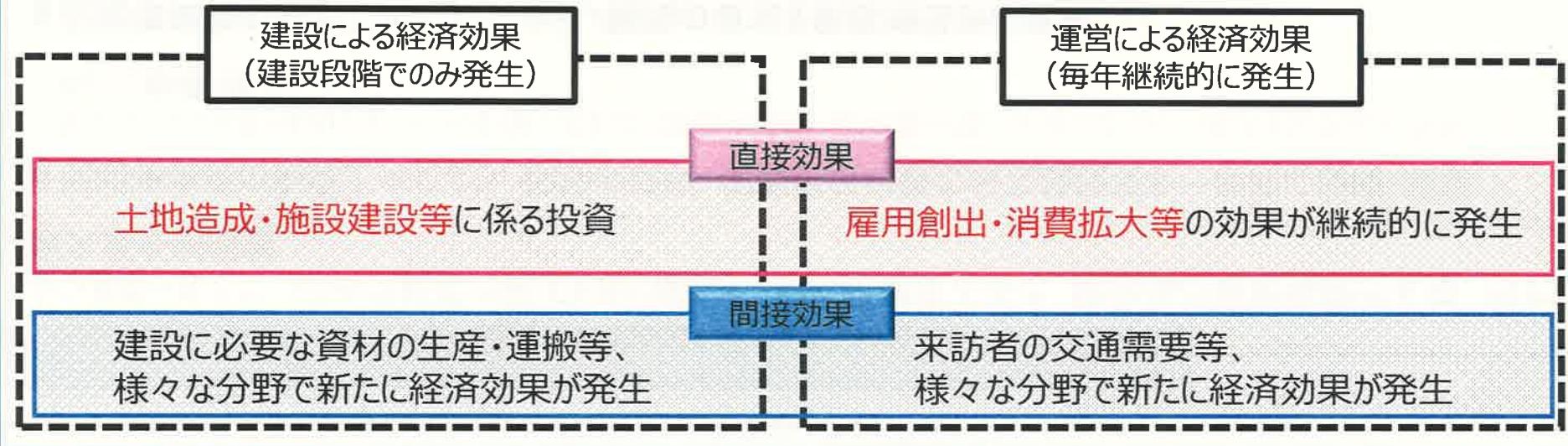
● ニュージャージー州

人口減少や高齢化が課題となる中、1977年に観光地としての再開発を目的としてカジノを合法化。近年は競争激化等の影響を受けて、収益が悪化。ホテルの閉鎖が相次いだ。

I Rに係る経済効果①

概要

- I Rに係る経済効果は、建設による経済効果及び運営による経済効果。
- それぞれについて、直接効果に加え、間接効果が見込まれる。



I Rにおいて一般的に期待される経済効果

- 巨大な民間投資の実現
- I Rの運営を通じ経済効果（雇用創出・消費拡大等）が社会に波及
 - ・ 民間事業者の創意工夫により、国際会議場・国際展示場等の集客施設等を一体的に整備・運営
 - ・ 民間事業者の創意工夫により、カジノ施設の収益を集客施設等に還元
 - ・ カジノ施設の収益により、財政の改善にも寄与

I Rに係る経済効果②（諸外国の例）

巨大な民間投資の実現の例

- **シンガポール**では、2つのI R施設の開発で**計約1兆円※1の民間投資が実現。**

※1 各施設の開発費用の規模（2010年レート（1米ドル87円）で換算。）

マリーナ・ベイ・サンズ：**約4,870億円**（約56億米ドル）

リゾート・ワールド・セントーサ：**約5,220億円**（約60億米ドル）

- **マカオ**で2015年に開業したスタジオシティの開発で**約3,870億円※2の民間投資が実現。**

※2 約32億米ドル。2015年レート（1米ドル121円）で換算。

I Rの運営を通じ経済効果（雇用・消費等）が社会に波及している例

シンガポールでは、経済情勢等の要因もあり得るが、I R開業後4年で、国全体の観光客数が6割、観光収入が9割増加。

- 民間事業者の創意工夫により、国際会議場・国際展示場等の集客施設等を一体的に整備・運営

例えば、シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズでは、**国際会議場・国際展示場（計約12万m²、最大45,000人収容）**を一体的に整備・運営。

- 民間事業者の創意工夫により、カジノ施設の収益を集客施設等に還元

例えば、シンガポールのリゾート・ワールド・セントーサでは、ホテル、国際会議場・国際展示場に加え、劇場、ショッピング施設、ユニバーサル・スタジオ・シンガポール、海洋歴史博物館、水族館等を設置。

- カジノ施設の収益により、財政の改善にも寄与

例えば、**シンガポール**では、**2016年度のギャンブルに係る税収が約2,140億円※3となっている。**

※3 税収約27.1億星ドルを2016年レート（1星ドル79円）で換算。ただし、競馬等への課税も含まれる。

I Rに係る経済効果③（民間調査の例①：日本経済団体連合会調査）

調査概要

【調査名】	Policy（提言・報告書）都市住宅、地域活性化、観光 新たな成長を実現する大規模M I C E施設開発に向けて
【公表日】	平成25年6月17日
【主 体】	一般社団法人 日本経済団体連合会（一般社団法人 日本プロジェクト産業協議会の試算を引用）

経済効果（試算）

- フラッグシップ型大規模M I C E施設を1か所設置した場合、建設による経済波及効果は約9,300億円
- フラッグシップ型大規模M I C E施設運営による経済波及効果は年間約5,800億円

試算方法

【前提条件】

- 世界最大級の国際会議・国際見本市が誘致・開催可能な以下の規模・要件を満たす施設が設置されると仮定
規模・要件の例) 敷地面積45万m²、施設延床面積89万m²、屋内展示場30万m²、会議室5万m²、ホテル2800室
ショッピングセンターを含む物販・飲食施設 9万m²、都市型エンターテイメント施設 5万m²
アジアのハブ空港として活用可能な国際空港から30分圏内

【フラッグシップ型大規模M I C E施設建設による経済波及効果】約9,300億円

- 建設費用を、土地取得費+（土地造成費+外構整備費+施設整備費）×1.3（管理費等）で試算。
※ 各費用は、1m²あたりの費用を仮定し、これに面積を掛け合わせることで試算。
- 土地取得費を除く建設費用について、平成17年全国産業連関表を用いて間接2次波及効果まで算出し、経済波及効果を約9,272億円と試算。

【フラッグシップ型大規模M I C E施設運営による経済波及効果】年間約5,800億円

- 運営による直接効果を約2,687億円と仮定し、平成17年全国産業連関表を用いて間接2次波及効果まで算出し、経済波及効果を年間約5,782億円と試算。

IRに係る経済効果④（民間調査の例②：みずほ総合研究所調査）

調査概要

- 【調査名】 リサーチTODAY カジノ開設の経済効果は3.7兆円と大きい
【公表日】 平成26年10月14日
【主 体】 みずほ総合研究所

経済効果（試算）

- IRを1か所設置した場合、**IR建設**による直接効果は**約0.8兆円**
- **IR運営**による経済波及効果は**年間約2.9兆円**

試算方法

【前提条件】

- 東京にIRが設置されると仮定
・設置されるIRは、マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール。都市部に立地するIR）とリゾート・ワールド・セントーサ（シンガポール。リゾート地に立地するIR）を合計した規模と想定

【IR建設による直接効果】約0.8兆円

- 建設費用は、マリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサの建設費用の合計と同額と仮定。マリーナ・ベイ・サンズの建設投資（約5,840億円）とリゾート・ワールド・セントーサの建設投資（約4,226億円）の合計額である1兆66億円のうち、2割が土地取得費用であると仮定し、建設費用は**約8,053億円と試算**。

【IR運営による経済波及効果（関東地域）】年間約2.9兆円

- 佐和・田口（2009）「カジノ開設の経済効果」※の関東地域における経済波及効果試算を引用し、IR運用による経済波及効果を**年間約2兆8,648億円と試算**。

※ 佐和良作・田口順等（2009）「カジノ開設の経済効果」『大阪商業大学論集（第5巻第1号）』76頁中、表5「経済波及効果」の推計結果①

I Rに係る経済効果⑤（民間調査の例③：大和総研調査）

調査概要

【調査名】	I R構想の実現がもたらす経済波及効果	『金融財政事情』（2016年12月19日号）掲載
【公表日】	平成28年12月19日	
【主 体】	大和総研	

経済効果（試算）

- I Rを3か所設置した場合、I R建設による経済波及効果は3か所合計で約5兆500億円
- I R運営による経済波及効果は3か所合計で年間約1兆9,800億円

試算方法

【前提条件】

- 北海道、横浜、大阪の3か所にI Rが設置されると仮定。
 - ・横浜、大阪にはマリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール。都市部に立地するI R）と同規模・同収益の施設が立地
 - ・北海道にはリゾート・ワールド・セントーサ（シンガポール。リゾート地に立地するI R）と同規模・同収益の施設が立地

【I R建設による経済波及効果】約5兆500億円

- 建設費用は、日本の建設コストの高騰を加味して、シンガポールより25%程度割高と仮定。また、建設費用のうち2割が土地取得費であると仮定。マリーナ・ベイ・サンズの建設費用（約57億米ドル）及びリゾート・ワールド・セントーサの建設費用（約52億米ドル）を基に、建設コストの割高分を加味し、土地取得費用を控除し、横浜、大阪は各約6,300億円、北海道は約5,800億円と試算。
※ 平成23年全国産業連関表及び平成23年建設部門分析用産業連関表を使用
- 建設による第1次間接効果及び第2次間接効果（全国への経済波及効果）を産業連関表※を用いて約3兆2,100億円と試算。

【I R運営による経済波及効果】年間約1兆9,800億円

- 収益構造は、ラスベガス・サンズ及びゲンティン・シンガポール※の収益構造を参考に、カジノの収益が全体の75%、カジノ以外の収益が全体の25%と仮定し、消費需要増加額を横浜、大阪は各年間約3,450億円、北海道は年間約2,570億円と試算。
※ それぞれ、マリーナ・ベイ・サンズ及びリゾート・ワールド・セントーサの運営会社
- 運用による第1次間接効果及び第2次間接効果（全国への経済波及効果）を産業連関表を用いて年間約1兆330億円と試算。

I Rについての様々な懸念事項（ギャンブル等依存症について①）

- ・ギャンブル等依存症は、世界保健機構（WHO）の診断基準（ICD-10）において、日常生活を損なうまでに頻回の賭博を行うことと定義されている「病的賭博（Pathological gambling）」に相当するもの。
- ・ギャンブル等依存症の診断基準として、ICDや、米国精神医学会によるDSMがあり、簡易スクリーニングテストとして、SOGSやCPGIが国際的に使用されている。

SOGS: South Oaks Gambling Screen / CPGI: Canadian Problem Gambling Index

■ シンガポールにおける病的賭博（ギャンブル等依存症）が疑われる者の割合（DSM-IVを使用）

	2008年	2011年	2014年
病的賭博（ギャンブル等依存症）と推定される者の割合（DSM-IV 5点以上）	1.2%	1.4%	0.2%
ギャンブルに問題を抱えると推定される者の割合（DSM-IV 3-4点）	1.7%	1.2%	0.5%
合計	2.9%	2.6%	0.7%

2008年度及び2014年度NCPG (NATIONAL COUNCIL ON PROBLEM GAMBLING) 報告書より作成

■ 韓国におけるギャンブルに問題を抱える者の割合（CPGIを使用）

	2008年	2010年	2012年	2014年
ギャンブルに問題を抱えると推定される者（CPGI上のProblem Gambling）	2.3%	1.7%	1.3%	1.5%
中リスク群の割合 (ギャンブルに問題を抱える者になる可能性が中程度)	7.2%	4.4%	5.9%	3.9%
合計	9.5%	6.1%	7.2%	5.4%

2014年度NGCC (National Gambling Control Commission) 報告書より作成

■ DSM-IV病的賭博の診断基準（米国精神医学会）

- A) 臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動で、その人が過去12ヶ月間に以下のうち5つ（又はそれ以上）を示している。
- ① 賭博にとらわれている（例：過去の賭博を生き生きと再体験すること、ハンディをつけることまたは次の賭博の計画を立てること、または賭博をするための金銭を得る方法を考えることにとらわれている）。
 - ② 興奮を得たいがために、掛け金の額を増やして賭博をしたい欲求。
 - ③ 賭博をするのを抑える、減らす、やめるなどの努力を繰り返し成功しなかったことがある。
 - ④ 賽博をするのを減らしたり、またはやめたりすると落ち着かなくなる、またはいらいらする。
 - ⑤ 問題から逃避する手段として、または不快な気分（例：無気力、罪悪感、不安、抑鬱）を解消する手段として賭博をする。
 - ⑥ 賽博で金をすった後別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い（失った金を“深追いすること”）。
 - ⑦ 賽博へののめり込みを隠すために、家族、治療者、またはそれ以外の人々に嘘をつく。
 - ⑧ 賽博の資金を得るために、偽造、詐欺、窃盗、横領などの非合法的行為に手を染めたことがある。
 - ⑨ 賽博のために、重要な人間関係、仕事、教育または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある。
 - ⑩ 賽博によって引き起こされた絶望的な経済状態を救うために、他人に金を出してくれるよう頼る。
- B) その賭博行動は、躁病エピソードではうまく説明されない。
 (『DSM-IV 精神疾患の分類と診断の手引き』、医学書院、高橋三郎訳より)
 ※ 最新の診断基準としてDSM-5がある。

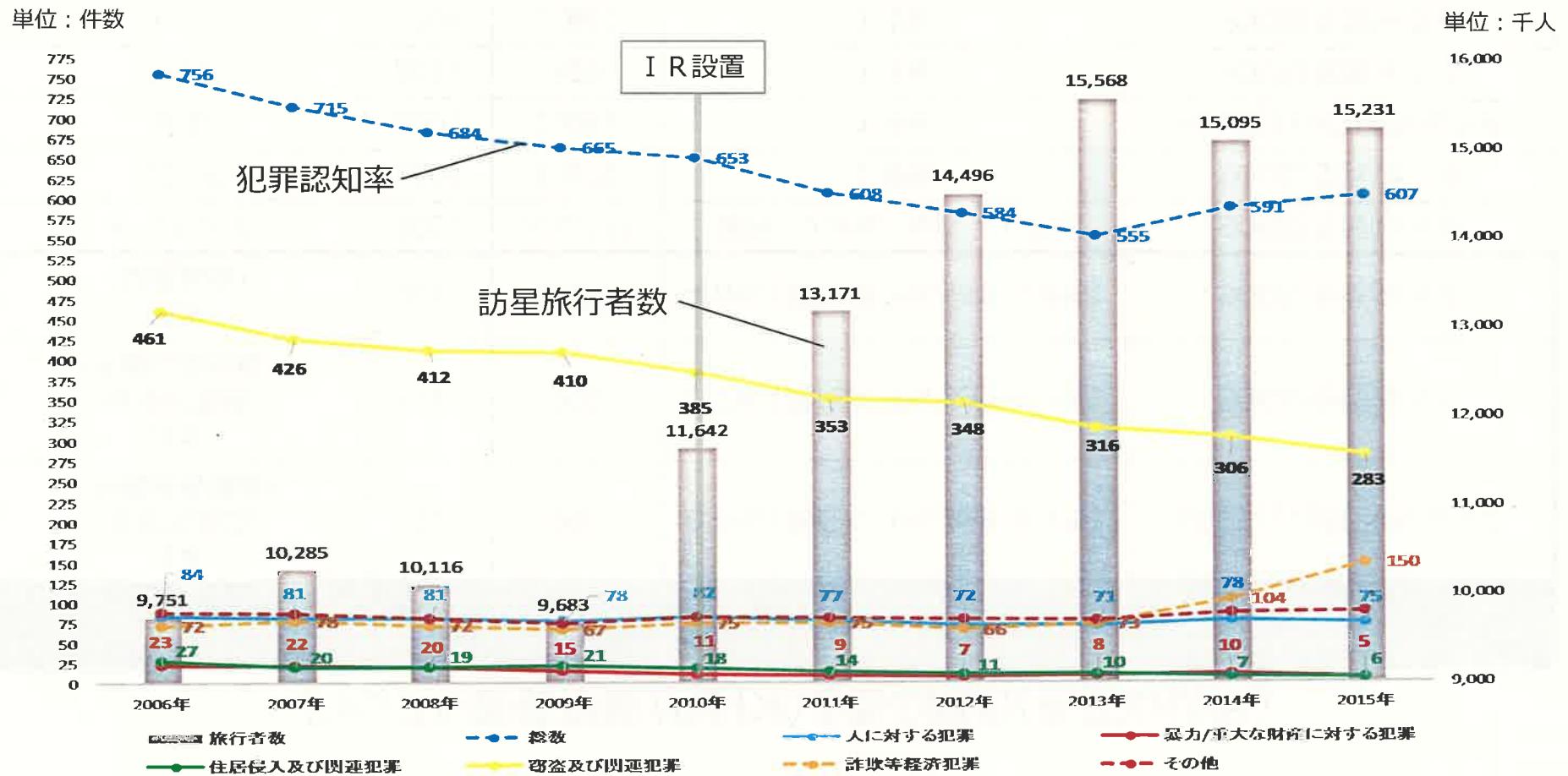
IRについての様々な懸念事項（ギャンブル等依存症について②）

ギャンブル等依存症が疑われる者の割合(各国の状況)

国	報告年	対象数	ギャンブル等依存症が疑われる者の割合	調査方法
日本 (面接等調査) (予備調査結果)	2017	993	0.6% (男性:1.1%,女性:0.1%)	SOGS(12ヶ月以内)≥ 5点
日本 (面接等調査) (予備調査結果)	2017	993	2.7% (男性:4.3%,女性:1.1%)	SOGS(生涯)≥ 5点
日本 (簡易調査)	2013	4,153	4.8% (男性:8.7%,女性:1.8%)	SOGS(生涯)≥ 5点
オーストラリア	2001	276,777	男性 : 2.4%、女性 : 1.7%	SOGS(生涯)≥ 5点
オランダ	2006	5,575	1.9%	SOGS(生涯)≥ 5点
米国	2001	2,683	1.9%	SOGS(12ヶ月以内)≥ 5点
フランス	2011	529	1.2%	SOGS(生涯)≥ 5点
スイス	2008	2,803	1.1%	SOGS(生涯)≥ 5点
カナダ	2005	4,603	0.9%	SOGS(生涯)≥ 5点
英国	2000	7,680	0.8%	SOGS(12ヶ月以内)≥ 5点
スウェーデン	2001	7,139	0.6%	SOGS(12ヶ月以内)≥ 5点
スイス	2008	2,803	0.5%	SOGS(12ヶ月以内)≥ 5点
イタリア	2004	1,093	0.4%	SOGS(生涯)≥ 5点
ドイツ	2009	10,001	0.2%	SOGS(生涯)≥ 5点

IRについての様々な懸念事項（治安、風俗環境の変化について）

- 2010年に、2つの大規模なIR施設が設置されたシンガポールでは、カジノ設置前後において、訪星旅行者数は増加しているものの、人口10万人当たりの犯罪認知率（全体）に大きな変化は見られない。
- また、犯罪類型に着目しても、体感治安の悪化につながるような、「人に対する犯罪」（殺人、強姦等）、「暴力/重大な財産に対する犯罪」（強盗等）、「住居侵入及び関連犯罪」、「窃盗及び関連犯罪」などの犯罪について、カジノ設置前後において、大きな変化は見られない。



(出典)「Yearbook of Statistics Singapore2016」等を基に事務局において作成

世界のカジノ関連制度

① 許可制度による営業規制

諸外国では、事業者から反社会的勢力等を排除するため、厳格な背面調査等に基づく審査を経て、カジノ事業を許可。

〔 ネバダ州では、例えば、申請を行う会社の役員や株主及びその家族等を対象者として、財務情報（銀行口座や小切手の取引、クレジットカードの使用状況等）の調査が行われる。〕

また、ゲームの公正性の確保等のため、ゲーミング規制等を導入。

② 入場規制

諸外国では、ギャンブル依存症対策等の観点から、カジノの入場規制措置として、

- ・ 国民 I Dカードによる自国民入場者の本人確認（シンガポール、韓国・カンウォンランドで実施）
- ・ 入場回数の制限（韓国・カンウォンランドでは、月に15回等の入場回数制限を実施）
- ・ 入場料の賦課（シンガポールでは、自国民等から一回100SGドル（約8,000円）等の入場料を徴収）
- ・ 自己の申請等に基づく入場禁止・入場回数制限等

（シンガポール、韓国・カンウォンランド、ネバダ州等で実施）

等を実施。

③ 財政負担

諸外国では、カジノの粗利益（GGR）の一定割合を、財政負担として徴収。加えて、年度毎の定額の財政負担や、許可の審査に要する実費等を徴収。

カジノ営業の仕組み及び代表的なゲーミングの種類

【カジノ営業の収益の仕組み】

カジノ側に確実な収益を保証する仕組み（ハウスエッジ（下記2通り））により、営業として儲けることが可能となる。

- ①ゲームのルールやゲーミングマシンにあらかじめ「胴元の有利さ」を組み込んでおき、ゲームが大量回数行われることにより、「大数の法則」を通じ、確率的に計算された期待収益額に近似した収益額をカジノ側が上げる方法
- ②顧客の賭け金の総体からカジノ側が最初に一定割合（控除率）を天引きし、残額を勝利者に払い戻す方法

名 称	ル ー ル 概 要	
ルーレット	数字及び色が付された38あるルーレットの目の中から、ボールが落ちる目の数字又は色を予想するゲーム。	
ブラックジャック	ディーラーとプレイヤーの勝負で、配られたカードの数字の合計数が21に近い方が勝利者となるゲーム。	
バカラ	直接勝負に参加するものではなく、バンカーとプレイヤーのうちどちらが勝つかを予想するゲーム。 両者に配られたカードの合計数の下一桁の数字が9に近い方が勝ちとなる。	
大小	ディーラーによって振られる3つのサイコロの数字の合計数や組み合わせを予想するゲーム。	

ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議の開催について

平成 28 年 12 月 22 日
閣 議 口 頭 了 解

- 1 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(平成 28 年 12 月 15 日成立)の成立を契機に、幅広くギャンブル等依存症全般について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって包括的な対策を推進するため、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成員は、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、国家公安委員会委員長及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、内閣官房長官が主宰する。
- 4 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

ギヤンブル等依存症対策の強化に関する論点整理【概要】(案)

事業者の 対応	現状		問題
	公営競技・ばっこん	公営競技・ばっこん	
ア ク セ ス 制 限	ギヤンブル等依存症に専門的に対応できる相談窓口がなく、窓口の明示・周知は進んでいない。 また、ギヤンブル等依存症に関する從業員教育が実施されていない。【公営競技】	依存症対策担当の設置及び依存症に関する従業員教育の実施【公営競技】	一元的・専門的に対応できる共通相談窓口の設置【公営競技】
リ カ バ リ サ ポ ト ・ ネ ッ ツ ワ グ ク	リカバリーサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充【ばっこん】	リカバリーサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充【ばっこん】	
未 成 年 者	未成年者等による投票券購入等は禁止されているが、 広告・周知又は確認が不十分【公営競技・ばっこん】	未成年者等の購入禁止等に係る注意喚起や警備を徹底【公営競技・ばっこん】	
本 人 ・ 家 族 申 告	本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みがない、もしくは不十分【公営競技・ばっこん】	本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入、拡充・普及【公営競技・ばっこん】	
イ ン タ ネ ッ ツ 投 票 サ イ ト	インターネット投票サイトにおいて、ギヤンブル等依存症の注意喚起表示・ 相談窓口の案内等がなされていない。【公営競技】	インターネット投票サイトにおいて、ギヤンブル等依存症の注意喚起表示・ 相談窓口の案内等の実施【公営競技】	
購 入 限 度 額	購入限度額を設定する仕組みがない【公営競技】	購入限度額の設定を可能とするシステムの整備【公営競技】	
本 人 ・ 家 族 か ら の 申 告	本人・家族からのお申告によるアクセス制限の仕組みがない【公営競技】	本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入【公営競技】	
メ デ ィ ア の 自 主 規 制	メディアの自主規制に沿った形でのみ実施。施行者による取組は不十分【公営競技】	施行者による取組としてポスター・HPにおける普及啓発・注意喚起の実施【公営競技】	
の 射 幸 心	著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機を禁止【ばっこん】	出玉規制の基準等の見直し【ばっこん】	
遊 技 機 の 出 玉 情 報 等	遊技機の出玉情報等を容易に確認する手段がない【ばっこん】	出玉情報等を容易に監視できる遊技機の開発・導入【ばっこん】	
場 内 ・ 場 外 券 売 場 の AT M	場内・場外券売場のATMにおいてキャッシング機能を利用可能【公営競技】	場内・場外券売場のATMのキャッシング機能の廃止【公営競技】	
ばっこん 営 業 所	ばっこん営業所によって、依存症対策の取組状況が様々【ばっこん】	営業所の管理者の業務として依存症対策を義務付け【ばっこん】	
依 存 症 対 策 ガ イ ラ イ ン の 策 定 等	依存症対策ガイドラインの策定等、ばっこん業界が自主的な取組を実施【ばっこん】	業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置【ばっこん】	
ギ ャ ン ブ ル 等 依 存 症 の 実 態 把 握 の 全 国 調 査 の 実 施 及 び 継 続 的 な 実 施	ギヤンブル等依存症の実態把握の全国調査の実施【厚】	ギヤンブル等依存症の実態把握の全国調査の実施及び継続的な実施【厚】	
精 神 保 健 福 祉	精神保健福祉センターにおいて相談等の支援を行っているが、体制が不十分【厚・総】	全都道府県・政令市に専門治療・相談窓口を整備し、かつ、依存症相談員を配置【厚・総】	
ギ ャ ン ブ ル 等 依 存 症	ギヤンブル等依存症に対する専門的な医療の確立に向けた研究を実施【厚】	治療の有効性・安全性に係るエビデンス等に応じ、診療指針上、適切に対応【厚】	
自 助 グ ル グ	自助グループ等、民間団体への支援は研修のみ【厚】	自助グループ等、民間団体の活動そのものの支援へ拡充【厚】	
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 従 事 者	障害福祉サービス等従事者のギヤンブル等依存症に関する知識が不足【厚】	障害福祉サービス等従事者のギヤンブル等依存症に関する研修・啓発の実施【厚】	
医 学 教 育	医学教育においてギヤンブル等依存症に係る教育は不十分であり、 医師臨床研修においてもギヤンブル等依存症に特化した研修は実施されていない【文・厚】	医学教育や医師臨床研修において、 ギヤンブル等依存症に対応できる人材の育成【文・厚】	
学 校 教 育	学校教育では、ギヤンブル等依存症に特化した指導は実施していない【文】	高等学校「保健体育」の学習指導要領解説における対応【文】	
学 生 向 け の 啓 発	学生向けの啓発は実施していない【文】	中・高・大学生向け啓発資料による対応【文】	
消 費 生 活 セン タ や 多 重 債 務 相 談 窓 口 等	消費生活センターや多重債務相談窓口等が連携していない。 相談員のギヤンブル等依存症に係る知識が不十分【金・消】	消費生活センターや多重債務相談窓口等と精神保健福祉センター等との連携体制の構築。相談員向け研修の充実、相談対応マニュアルの整備【金・消】	
其 他	(注)今後、具体的な対策やその実施方法について更に検討の上、本年夏を目途に取りまとめるここととする。		

ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理

平成29年3月31日

ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議

目次

第1 はじめに	1
第2 我が国におけるギャンブル等依存症の実態	3
第3 競技施行者・事業者の取組	7
1 競馬【農林水産省】	7
(1) 競技施行者・事業者における対応	
(2) 未成年者に関するアクセス制限	
(3) 本人・家族申告によるアクセス制限	
(4) インターネット投票の在り方	
(5) 広告の在り方	
(6) 資金調達制限	
2 競輪・オートレース【経済産業省】	11
(1) 競技施行者・事業者における対応	
(2) 未成年者に関するアクセス制限	
(3) 本人・家族申告によるアクセス制限	
(4) インターネット投票の在り方	
(5) 広告の在り方	
(6) 資金調達制限	
3 モーターボート競走【国土交通省】	15
(1) 競技施行者・事業者における対応	
(2) 未成年者に関するアクセス制限	
(3) 本人・家族申告によるアクセス制限	
(4) インターネット投票の在り方	
(5) 広告の在り方	
(6) 資金調達制限	
4 ぱちんこ【警察庁】	19
(1) リカバリーサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充	
(2) 18歳未満の者の営業所への立入禁止の徹底	
(3) 本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの拡充・普及	
(4) 出玉規制の基準等の見直し	
(5) 出玉情報等を容易に監視できる遊技機の開発・導入	

- (6) 営業所の管理者の業務として依存症対策を義務付け
- (7) 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置
- (8) ぱちんこ営業所における更なる依存症対策

第4 医療・回復支援【厚生労働省】	23
1 実態把握・調査研究	23
(1) ギャンブル等依存症の実態把握	
2 相談・治療体制の整備	23
(1) 精神保健福祉センター、依存症治療拠点機関【厚生労働省・総務省】	
(2) 障害福祉サービス等の適切な支援事業	
(3) 専門的な医療の確立・普及及び適切な診療報酬の在り方の検討	
3 人材育成	25
(1) 医師【文部科学省・厚生労働省】	
(2) 保健師・看護師	
(3) 精神保健福祉士	
(4) 社会福祉士	
(5) 公認心理師	
4 普及啓発	28
5 民間団体（自助グループ等）への支援	28
6 その他	29
(1) 就労支援	
(2) 児童虐待防止対策	
(3) 婦人保護対策	
(4) ひとり親家庭支援	
(5) 生活保護受給者への支援	
第5 学校教育、消費者行政等における対応	32
1 学校教育【文部科学省】	32
2 消費者教育・普及啓発【消費者庁】	32
3 多重債務等における相談体制の強化及び関係機関の連携強化【金融庁・消費者庁】	33
4 日本貸金業協会における対策【金融庁】	34
5 銀行の個人向け融資における対策【金融庁】	35

第1 はじめに

我が国では、多くの人々が競馬等の公営競技やぱちんこを楽しんでいる。しかしながら、その一方で、公営競技やぱちんこにのめり込んでしまい、生活に支障が生じ、治療を必要とする状態（ギャンブル等依存症）に陥ってしまう人々がいる。

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により、回復が十分に可能である。しかしながら、対応する医療体制及び相談・支援体制が乏しく、治療を行っている医療機関や相談・支援機関や自助グループ等の支援に資する社会資源の情報を得にくいなどの理由により、依存症患者が必要な治療及び支援を受けられていないという現状がある。また、そもそも、ギャンブル等依存症の実態把握が十分にできていなかったとも言わざるを得ない。加えて、安易なギャンブル等依存を招かないためには、ギャンブル等の施行者・事業者が必要な対策を講じていくことが不可欠である。

こうした中、昨年末に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）の附帯決議第10項では、以下のとおり、政府に対して、ギャンブル等依存症対策の強化を求めている。

「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備し、その原因を把握・分析するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。また、このために十分な予算を確保すること。」

こうした点を踏まえ、政府では、昨年末に、「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」を立ち上げ、関係行政機関の緊密な連携の下で、対策強化に関する検討を進めてきた。

本文書は、これまでの検討事項を整理し、ギャンブル等依存症対策の現状と課題を明らかにするものであり、今後、各課題の検討を進めて具体的対策を立案していくための「第一段階の取りまとめ」である。

まず、「第2 我が国におけるギャンブル等依存症の実態」では、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）による調査状況の概要を提示している。

次に、「第3 競技施行者・事業者の取組」では、競馬、競輪、オートレース及びモーターボート競走の公営競技並びにはぱちんこのそれぞれの業界において、依存症対策に係る現状と課題を明らかにした。各公営競技については、競技施行者等における依存症への対応体制や、安易なめり込みを防止するために有効と考えられる本人・家族申告によるアクセス制限、簡単にお金を賭けられるインターネット投票等の各項目に関して、取組の現状と今後の課題を検討した。ぱちんこについては、相談体制等の更なる拡充や本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの拡充・普及のほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制を受ける遊技であることを踏まえ、出玉規制や遊技機の出玉情報等の確認等の各項目に関して、取組の現状と今後の課題を検討した。

「第4 医療・回復支援」においては、依存症患者が必要なときに早期に相談や治療を受けられる環境を整備することを目指し、相談・治療体制の整備、人材育成、普及啓発、民間団体への支援等の観点から、論点整理を図った。

「第5 学校教育、消費者行政等における対応」では、ギャンブル等依存症対策に当たっては学校教育や消費者行政、金融機関の取組が重要であるとの観点から、必要な検討を行った。

政府は、本文書で整理した論点を踏まえ、各課題への具体的な対策やその実施方法について更に検討の上、本年夏を目途に取りまとめることとする。政府は、ギャンブル等依存症について、その予防策と回復に資する対策を抜本的に強化することを目指し、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議の下、関係行政機関が緊密に連携し、政府一体となって包括的に対策を推進する。

第2 我が国におけるギャンブル等依存症の実態

概要

我が国におけるギャンブル等依存症の実態を把握するため、平成28年度及び平成29年の2か年で、AMEDが、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター（以下「久里浜医療センター」という。）に委託して、ギャンブル等依存症が疑われる者の割合などを調査している。

平成28年度は、平成29年度に実施する全国調査の予備調査として、11都市（※1）の住民基本台帳から無作為に対象者を抽出し、面接調査及び医師による診断（同意者のみ）を実施している。調査対象者数は2,200名であり、その中で回答者数は993名、回答率は45.1%であった。

なお、平成29年度の全国調査では、平成28年度の予備調査で判明した課題を踏まえ、久里浜医療センターにおいて調査方法等に改善を加えた上で実施することが予定されており、平成29年夏頃に調査結果が得られるよう、準備が行われている。

予備調査により現時点までに明らかになった結果

久里浜医療センターによれば、平成28年度予備調査によって、現時点までに明らかになった結果は以下の1～5のとおりである。

1 国際的に用いられている簡易スクリーニングテストである SOGS（※2）を用いて、過去12か月以内のギャンブル等の経験等について評価を行い、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を、成人の0.6%（0.1～1.2%）（※3）と推計した。（平均年齢は45歳、男女比は4：1）

このうち、最もよくギャンブル等を行っていた頃に最もよくお金を使ったギャンブル等の種別については、「あまりギャンブル等をしない者」（※4）を除くと、全てパチンコ・パチスロであった。

また、「ギャンブル等依存症が疑われる者」が最もよくギャンブル等を行っていた頃の掛け金は、平均で1か月に約2.8万円（最小値1.0万円、最大値4.0万円）であった。

2 この他、医師の診察について同意が得られた回答者について、平成29年3月時点で148名に対して医師の診察を実施した。今後も回答者に対する診察を実施し、診察結果を含めた予備調査の結果を、平成29年5月末までに取りまとめる予定である。

3 一方、予備調査には、次のような課題があると考えられる。

- ① 都市部のみを調査対象としており、全国的な推計になっていない。
- ② 「ギャンブル等依存症が疑われる者」の数が少なく、推計値の幅が大きい。
- ③ 「ギャンブル等依存症が疑われる者」の中に「ギャンブル等をあまりしない者」が含まれており、その者については、最もよく行っているギャンブル等の種別に関する情報が得られていない。
- ④ 1か月当たりの掛け金は、最もよくギャンブル等を行っていた時期のものであり、調査時点の状況を反映したものではない（※5）。

4 このため、平成29年度に行う全国調査においては、以下の方針で全国調査を行い、平成29年夏頃を目途に調査結果が得られるよう、準備を行う。

- ① 全国の地域から無作為に抽出し、全国的な状況を把握する。
- ② 調査対象者数を約10,000人に増やし、より正確な推計値を得る。
- ③ 「ギャンブル等をあまり行わない者」についても具体的な状況を把握する。
- ④ 掛け金などについては、調査時点から12か月以内の状況を把握する。
- ⑤ 調査票や調査方法に改善を加える。

5 なお、平成25年度に行われた調査（※6）において、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合を成人の4.8%と推計しているが、これは生涯を通じたギャンブル等の経験等を評価したものである。平成28年度の予備調査において、平成25年度の調査と同様に生涯を通じたギャンブル等の経験等を評価した場合、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は成人の2.7%（1.7～3.7%）（※3）と推計した。ただし、この中には、調査時点で過去1年以上ギャンブル等を行っていない者が一定数含まれており、例えば10年以上前のギャンブル等の経験について評価されている場合があることに留意する必要がある。

- (※1) 11都市とは、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京23区、川崎市、横浜市、相模原市、名古屋市、大阪市、福岡市である。
- (※2) SOGS (The South Oaks Gambling Screen) は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト。12項目（20点満点）の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存症の疑いありとされる。
- (※3) 数値は年齢調整後の値。かっこ内は「95%信頼区間」を表しており、同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲となる区間のことである。
- (※4) 「ギャンブル等あまり行わない者」とは、予備調査において「最もよくギャンブル等をしていた頃に、ギャンブル等を行う頻度が1か月に1回未満、または1か月当たりにギャンブル等に使用するお金が1,000円未満の者」を指している。
- (※5) 過去12ヶ月以内のギャンブル等の経験等についてSOGSを用いた評価により「ギャンブル等依存症が疑われる者（SOGS 5点以上）」の調査時点の平均年齢が45歳であるのに対して、それらの者がギャンブル等を最もよく行っていた年齢の平均値は23歳である。
- (※6) 平成25年度厚生労働科学研究費補助金「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」（研究代表者 樋口進）

ギャンブル等依存症の実態把握に係る平成28年度予備調査の概要

	平成28年度 予備調査 (平成29年度は、調査票や調査方法に改善を加え、全国調査を実施予定)	(参考)
研究実施主体	日本医療研究開発機構(AMED) (久里浜医療センター)に委託して実施。研究代表者:松下幸生 副院長)	研究代表者:樋口進 (久里浜医療センター院長)
調査方法	面接調査 及び 医師による診断(同意者のみ)	自記式のアンケート調査
対象者の選択方法	11都市(*1)の住民基本台帳より無作為に抽出	全国の住民基本台帳より無作為に抽出
調査対象者数	2,200名	7,052名
回答者数	993名 (回答率 45.1%)	4,153名 (回答率 58.9%)
ギャンブル等依存症 が疑われる者(SOGS (*2)5点以上、過去1 年以内)	推計値 (内訳) パチンコ・パチス ロに最もお金を使った者	0.6% (0.1~1.2%) (*3) (5名/993名) (*4) 0.6% (0.0~1.1%) (4名/993名) 調査していない
ギャンブル等依存症 が疑われる者(SOGS 5点以上、生涯)	推計値 (内訳) パチンコ・パチス ロに最もお金を使った者	2.7% (1.7~3.7%) 2.7% (1.0~2.8%) (26名/993名) 1.9% (1.0~2.8%) (16名/993名) 調査していない

(*1) 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京23区、川崎市、横浜市、相模原市、名古屋市、大阪市、福岡市

(*2) SOGS (The South Oaks Gambling Screen)は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストである。

(*3) 12項目(20点満点)の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存症の疑いありとされる。

(*4) 内は95%信頼区間:同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲内となる区間

() 内は実数

第3 競技施行者・事業者の取組

1 競馬 【農林水産省】

(1) 競技施行者・事業者における対応

現状

各競馬主催者は、お客様相談窓口等の対外窓口にギャンブル等依存症の相談があった場合は、最寄りの精神保健福祉センター、保健所、医療機関等に関する情報提供等の対応をすることとしているが、ギャンブル等依存症に関する相談を受け付けていることの明示や周知をしておらず、中央競馬及び地方競馬を通じて過去3年間の相談件数は平成27年の1件のみである。

また、各競馬主催者においては、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる相談窓口や相談を受ける際の具体的な対応マニュアルがなく、ギャンブル等依存症に関する従業員教育も行われていないなど、ギャンブル等依存症へ対応する体制が整備されていない。

課題

ギャンブル等依存症に関し、不安に感じる方やその家族がいつでも相談できるよう、各競馬主催者における相談対応体制を整え、ギャンブル等依存症に関する相談をできることの明示と周知をする必要がある。

また、相談に対し、より専門的な対応が可能となるよう、関係省庁と連携し、公営競技のギャンブル等依存症に関する相談に一元的・専門的に対応する体制の在り方を検討する。

さらに、各競馬主催者において、相談対応にとどまらず各種ギャンブル等依存症対策を着実に実施するため、ギャンブル等依存症担当を置くとともに、各競馬主催者の職員及びインターネット投票サイト運営者の職員に対してギャンブル等依存症に関する知識向上のための従業員教育を行い、ギャンブル等依存症へ対応する体制を整備する必要がある。併せて、現状において、競馬主催者がギャンブル等依存症の情報や知識を得る場がないことから、そのような場を設ける必要がある。

(2) 未成年者に関するアクセス制限

現状

競馬法(昭和23年法律第158号)第28条において、未成年者は、勝馬投票券(以下「馬券」という。)を購入し、又は譲り受けはならないとされている。

このため、競馬場及び場外馬券売場において、未成年者による馬券購入が禁止されている旨の告知による注意喚起を行うとともに、未成年者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、未成年者による馬券の購入及び未成年者のみによる場外馬券売場への入場を防止している。

また、インターネット投票においては、会員登録時に年齢を確認し、未成年者の登録を防止している。

課題

注意喚起、警備員等による年齢確認等による未成年者の馬券購入防止策を引き続き徹底する必要がある。

(3) 本人・家族申告によるアクセス制限

現状

競馬場及び場外馬券売場において、現在、本人申告又は家族申告によるアクセス制限の仕組みは講じられていない。

また、インターネット投票サイトでは、本人申告により解約や利用停止が可能であるが、一定期間は仮に本人から利用を再開したい旨の申請があっても受け付けないといった形での本人・家族の申告によるアクセス制限の仕組みがない。

課題

ギャンブル等依存症の者が馬券購入を止める 것을望む場合又はギャンブル等依存症の者の家族が馬券購入を止めさせることを望む場合に、競馬場や場外馬券売場への入場制限等の対応をする措置が講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

インターネット投票についても、ギャンブル等依存症の者が一定期間馬券購入を止める 것을望む場合又はギャンブル等依存症の者の家族が馬券購入を止めさせることを望む場合に、対応する措置が十分に講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

(4) インターネット投票の在り方

現状

現在、馬券発売に占めるインターネット投票の割合は約6割となっている（中央競馬63.3%、地方競馬57.3%（平成27年度））。

未成年者による馬券購入の防止については、会員の登録時に年齢を確認している。

また、本人申告により解約や利用停止が可能であるが、一定期間は仮に本人から利用を再開したい旨の申請があっても受け付けないといった形でのアクセス制限の仕組みは講じられていない。家族からの申し出による会員資格の喪失（代理解約）は、死亡時等に限定されており、その際は公的な証明書の提出を求めている。

さらに、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応する措置が設けられていない。

加えて、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起の表示、相談窓口の案内等がなされていない。

課題

本人申告により購入限度額設定を可能とする措置や本人申告又は家族申告によるアクセス制限のための措置を検討する必要がある。

また、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起表示・相談窓口の案内等を実施していく必要がある。

(5) 広告の在り方

現状

競馬の広告については、従前から、メディア側の基準（「（一社）日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、投票券購入を想起させる表現、高額的中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心を煽る内容にならないよう実施されている。一方、著名な特定の競走（有馬記念及びダービー）については、その認知度を上げるために短期間に集中的に広告を行っている。

競馬場、場外馬券売場、インターネット投票サイト、TVCMや開催告知ポスター等において、施行者による取組としてギャンブル等依存症に対する啓発、注意喚起表示、相談窓口の案内等が行われていない。

課題

射幸心を煽る内容にならないよう実施されているものの、ギャンブル等依存症の注意

喚起にも資する形で実施されていないことが課題であり、全ての広報、全ての販売チャネルにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起文を表示し、広く一般に注意喚起をする必要がある。

また、著名な特定の競走に関する屋外広告等の手法が過大ではないかとの指摘があることから、引き続き射幸心を煽ることのない広告内容とするとともに、必要に応じ、現在より抑制的な手法により広告を行う必要がある。

さらに、馬券売場等競馬ファンが良く目にする場所について、ギャンブル等依存症に対する注意喚起が行われていないことが課題であり、競馬ファンに対し、ギャンブル等依存症に対する注意喚起を行っていく必要がある。また、ギャンブル等依存症についての相談窓口も併せて掲示することにより、ギャンブル等依存症の防止と診療機関等への早期の受診等につなげることが重要である。加えて、競馬ファンに対し、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発を行う必要がある。

(6) 資金調達制限

現状

一部の競馬場（中央競馬10力所中5力所、地方競馬15力所中2力所）及び場外馬券売場（中央競馬42力所中2力所、地方競馬82力所中2力所）には、競馬ファンの利便性の向上を図るとともに、現金を持ち歩かずに済むことによる防犯上の観点も考慮して、ATMが設置されている。当該ATMでは、クレジットカードによるキャッシングサービス（以下「キャッシング」という。）が利用可能である。

課題

キャッシングで調達した資金で馬券の購入が可能であるため、競馬場及び場外馬券売場に設置されているATMのキャッシング機能の廃止について検討の上、取扱方針を決定する必要がある。

2 競輪・オートレース 【経済産業省】

(1) 競技実行者・事業者における対応

現状

競輪・オートレースの振興法人である公益財団法人JKAでは、お客様相談窓口等の対外窓口にギャンブル等依存症の相談があった場合は、最寄りの精神保健福祉センター、保健所、医療機関等に関する情報提供等の対応をすることとしているが、ギャンブル等依存症に関する相談を受け付けていることの明示や周知をしておらず、過去5年間でギャンブル等依存症に関する相談実績は無い。

また、競輪実行自治体及び小型自動車競走実行自治体においては、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる相談窓口や相談を受ける際の具体的な対応マニュアルがなく、ギャンブル等依存症に関する従業員教育も行われていないなど、ギャンブル等依存症対策へ対応する体制が整備されていない。

課題

ギャンブル等依存症に対し、不安に感じる方やその家族がいつでも相談できるよう相談対応体制を整え、ギャンブル等依存症に関する相談が受けられることの明示と周知をする必要がある。

また、相談に対しより専門的な対応が可能となるよう、関係省庁と連携し、公営競技のギャンブル等依存症に関する相談に一元的・専門的に対応する体制の在り方を検討する。

さらに、各業界団体において、相談対応にとどまらず各種ギャンブル等依存症対策を着実に実施するため、業界団体にギャンブル等依存症に関する専任の担当を置くとともに、実行自治体、場外車券売場設置者及びインターネット投票サイト運営者の職員に対してギャンブル等依存症に関する知識向上のための従業員教育を行い、ギャンブル等依存症へ対応する体制を整備する必要がある。併せて、現状において、これらの職員がギャンブル等依存症の情報や知識を得る場がないことから、そのような場を設ける必要がある。

(2) 未成年者に関するアクセス制限

現状

自転車競技法（昭和23年法律第209号）第9条及び小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第13条において、未成年者は勝者投票券又は勝車投票券（以下「車券」

という。)を購入し、又は譲り受けてはならないとされている。

このため、競走場及び場外車券売場において、未成年者による車券購入が禁止されている旨の告知による注意喚起を行うとともに、未成年者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、未成年者による車券の購入を防止している。

また、インターネット投票においては、会員登録時に年齢を確認し、未成年者の登録を防止している。

課題

注意喚起、警備員による年齢確認等による未成年者の車券購入防止策を引き続き徹底する必要がある。

(3) 本人・家族申告によるアクセス制限

現状

競走場及び場外車券売場において、現在、本人申告又は家族申告によるアクセス制限の仕組みは講じられていない。

また、インターネット投票サイトでは、本人申告により解約や利用停止が可能であるが、一定期間は仮に本人から利用を再開したい旨の申請があっても受け付けないといった形での本人・家族の申告によるアクセス制限の仕組みがない。

課題

ギャンブル等依存症の者が車券購入を止める 것을望む場合又はギャンブル等依存症の者の家族が車券購入を止めさせることを望む場合に、競走場や場外車券売場への入場制限等の対応をする措置が講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

インターネット投票についても、ギャンブル等依存症の者が一定期間車券購入を止めることを望む場合又はギャンブル等依存症の者の家族が車券購入を止めさせることを望む場合に、対応する措置が十分に講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

(4) インターネット投票の在り方

現状

現在、車券発売に占めるインターネット投票の割合は競輪では3割強、オートレースでは4割弱となっている（競輪32.8%、オートレース38.8%（平成27年度））。

未成年者による車券購入の防止については、インターネット会員の登録時に年齢を確認している。

また、本人申告により解約や利用停止が可能であるが、一定期間は仮に本人から利用を再開したい旨の申請があっても受け付けないといった形でのアクセス制限の仕組みは講じられていない。家族からの申し出による会員資格の喪失（代理解約）は、死亡時等に限定されており、その際は公的な証明書の提出を求めている。

さらに、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応する措置が設けられていない。

加えて、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症に対する注意喚起の表示、相談窓口の案内等がなされていない。

課題

本人申告により購入限度額設定を可能とする措置や本人申告又は家族申告によるアクセス制限のための措置を検討する必要がある。

また、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起表示、相談窓口の案内等を実施していく必要がある。

(5) 広告の在り方

現状

競輪の広告については、従前から、メディア側の基準（「(一社)日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、投票券購入を想起させる表現、高額的中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心を煽る内容にならないよう実施されている。

一方、競走場、場外車券売場、インターネット投票サイト、TVCM、開催告知ポスター等において、施行者による取組としてギャンブル等依存症に対する啓発、注意喚起表示、相談窓口の案内等が行われていない。

課題

射幸心を煽る内容にならないよう実施されているものの、ギャンブル等依存症の注意喚起にも資する形で実施されていないことが課題であり、全ての広報、全ての販売チャ

ネルにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起文を表示し、広く一般に注意喚起をする必要がある。

さらに、車券売場等競輪・オートレースファンが良く目にする場所について、ギャンブル等依存症に対する注意喚起が行われていないことが課題であり、競輪・オートレースファンに対し、ギャンブル等依存症に対する注意喚起を行っていく必要がある。また、ギャンブル等依存症についての相談窓口も併せて掲示することにより、ギャンブル等依存症の防止と診療機関等への早期の受診等につなげることが重要である。加えて、競輪・オートレースファンに対し、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発を行う必要がある。

(6) 資金調達制限

現状

一部の競輪場（43 力所中 3 力所）及び場外車券売場（71 力所中 8 力所）には、競輪・オートレースファンの利便性の向上を図るとともに、現金を持ち歩かずに済むことによる防犯上の観点も考慮して、ATM が設置されており、いずれも引き出し上限額が設定されている（2 台が上限額 50 万円、9 台が上限額 5 万円）。当該 ATM では、キャッシングが利用可能である。

課題

キャッシングで調達した資金で車券の購入が可能であるため、競輪場及び場外車券売場に設置されている ATM のキャッシング機能の廃止について検討の上、取扱方針を決定する必要がある。

3 モーターボート競走 【国土交通省】

(1) 競技施行者・事業者における対応

現状

各競走場は、お客様相談窓口等の対外窓口にギャンブル等依存症の相談があった場合は、最寄りの精神保健福祉センター、保健所、医療機関等に関する情報提供等の対応をすることとしている。また、平成27年度以降は一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会が主催する職員研修や全国会議等の場において、ギャンブル等依存症に関する相談があった際の対応方法を周知している。

ギャンブル等依存症に関する相談を受け付けていることの明示や周知をしておらず、ギャンブル等依存症に関する相談件数は過去3年間で3件のみであった。3件のうち2件は家族からの相談であったが、その後、本人とも面会し、本人の同意を得た上で、警備員等が目視で確認して入場を制限するなどの対応を行った。

そもそも、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる窓口や相談を受ける際の具体的な対応マニュアルがなく、ギャンブル等依存症に関する従業員教育も行われていないなど、ギャンブル等依存症へ対応する体制が整備されていない。

課題

ギャンブル等依存症に対し、不安に感じる方やその家族がいつでも相談できるよう相談対応体制を整え、ギャンブル等依存症に関する相談が受けられることの明示と周知をする必要がある。

また、抜本的なギャンブル等依存症対策を行うため、この際、関係省庁と連携し、他のギャンブル等にも対応する体制を整備することを検討する。

さらに、各競走場において、相談対応にとどまらず各種ギャンブル等依存症対策を着実に実施するため、ギャンブル等依存症の担当を置くとともに、ギャンブル等依存症に関する知識向上のための従業員教育を行い、ギャンブル等依存症へ対応する体制を整備する必要がある。

加えて、ギャンブル等依存症については、その全容が十分に解明されていないことから、実態調査を行って情報を共有することが重要であり、社会課題として実情に応じた対策を講じていく必要がある。

ギャンブル等のリスクについて特化した教育は現在行われておらず、モーターボート競走業界においても、学校教育や金銭管理に係る相談といった社会的予防対策への対応は行っていないという現状を踏まえ、ギャンブル等依存症防止のための教育推進への支

援のほか、セミナーや金銭管理に係る相談会等を開催するなど、必要な支援を行っていく必要がある。

(2) 未成年者に関するアクセス制限

現状

競走場への未成年者の入場については、1競走場を除き、未成年者のみでの入場を制限しているところである。

また、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第12条において、未成年者は勝舟投票券（以下「舟券」という。）を購入し、又は譲り受けはならないとされている。このため、競走場及び場外舟券売場において、未成年者による舟券購入が禁止されている旨の告知による注意喚起を行うとともに、未成年者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、未成年者による舟券の購入及び未成年者のみによる場外舟券売場への入場を防止している。

課題

注意喚起、警備員等による年齢確認等による未成年者による舟券購入防止策を引き続き徹底する必要がある。

(3) 本人・家族申告によるアクセス制限

現状

競走場においては、各競走場に設置されているお客様相談窓口等においてギャンブル等依存症に関する相談を受け付けており、本人や家族等からの依頼があれば、本人の同意を得た上で入場を制限するなどの対応を行った（過去3年間における相談実績は3件）。しかし、競走場及び場外舟券売場において、現在、本人申告又は家族申告によるアクセス制限の仕組みは講じられていない。

また、インターネット投票においては、本人申告により会員資格の喪失が可能であるが、本人・家族の申告による利用停止（一定期間の停止を含む）といった形でのアクセス制限の仕組みがない。

課題

ギャンブル等依存症の者が舟券購入を止めることを望む場合又はギャンブル等依存症の者の家族が舟券購入を止めさせることを望む場合に、競走場や場外舟券売場への入

場制限等の対応をする措置が講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

また、競走場等において、本人や家族から相談を受けた際に、様々な相談に対応可能な統一マニュアルがないことから、相談への対応方法、入場制限の方法等が不十分であるため、本人や家族からの申告に基づく入場制限等や購入限度額の設定の方法を検討し、統一的なマニュアルを整備するなど、統一的かつ効果的な対応を図る必要がある。

インターネット投票についても、ギャンブル等依存症の者が一定期間舟券購入を止めることを望む場合又はギャンブル等依存症の者の家族が舟券購入を止めさせることを望む場合に、対応する措置が十分に講じられていないことから、これに対応する本人申告又は家族申告によるアクセス制限措置を講じる必要がある。

(4) インターネット投票の在り方

現状

現在、舟券発売に占めるインターネット投票の割合は約4割となっている(39.1%(平成27年度))。

未成年者による舟券購入の防止については、インターネット会員の登録時に年齢を確認している。

また、本人申告により会員資格の喪失が可能であるが、本人・家族の申告による利用停止(一定期間の停止を含む)といった形でのアクセス制限の仕組みがない。家族からの申し出による会員資格の喪失(代理解約)は、死亡時等に限定されており、その際は公的な証明書の提出を求めている。

さらに、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応する措置が設けられていない。

加えて、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起の表示、相談窓口の案内等がなされていない。

課題

本人申告により購入限度額の設定を可能とする措置や本人申告又は家族申告によるアクセス制限のための措置を検討する必要がある。

また、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起の表示、相談窓口の案内等を実施していく必要がある。

(5) 広告の在り方

現状

モーターボート競走の広告については、従前から、メディア側の基準（「(一社)日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、投票券購入を想起させる表現、高額的中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心を煽る内容にならないよう実施されている。

なお、競走場、場外舟券売場、インターネット投票サイト、TVCM、開催告知ポスター等において、施行者による取組としてギャンブル等依存症に対する啓発、注意喚起表示、相談窓口の案内等が行われていない。

課題

射幸心を煽る内容にならないよう実施されているものの、ギャンブル等依存症の注意喚起にも資する形で実施されていないことが課題であり、各種広報において、ギャンブル等依存症の注意喚起文を表示し、広く一般に注意喚起をする必要がある。

加えて、競走場、場外舟券売場、インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症に対する注意喚起を行っていく必要がある。また、ギャンブル等依存症についての相談窓口も併せて掲示することにより、ギャンブル等依存症の防止と診療機関等への早期の受診等につなげることが重要である。加えて、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発を行う必要がある。

(6) 資金調達制限

現状

一部の競走場（24カ所中、19カ所）及び場外舟券売場（73カ所中、9カ所）には、モーターボート競走のファンの利便性向上を図るとともに、現金を持ち歩かずに済むことによる防犯上の観点も考慮して、ATMが設置されている。当該ATMでは、キャッシングが利用可能である。

課題

競走場内に設置されているATMについては、ATM利用にあたっての注意喚起を行っていない。そこで、ATM利用にあたっての注意喚起を実施する。

また、キャッシングで調達した資金で舟券の購入が可能であるため、ATMのキャッシング機能の利用状況を調査し、競走場及び場外舟券売場に設置されているATMのキャッシング機能の廃止について検討の上、取扱方針を決定する必要がある。

4 ぱちんこ 【警察庁】

(1) リカバリーサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充

現状

ぱちんこへの依存問題の相談機関であるリカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）は電話相談を受け付け、必要に応じて、相談者に医療機関、精神保健福祉センター等を紹介している。現在、RSNではトレーニングを受けた相談員が電話相談の対応を行っているが、体制は3～4名（常勤2名、非常勤1～2名）であり、対応時間も平日午前10時から午後4時までである。

課題

RSNの相談者に対して、今後よりきめ細かな対応を行うためには、相談体制を更に充実させる必要がある。

また、ぱちんこへの依存問題を抱える人の家族に対して、RSNにおいて相談を受け付けてることについての情報発信を強化し、家族からの相談をより多く受けられるようになる必要がある。

加えて、RSNの相談者等のぱちんこへの依存問題を抱える人に、ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等を紹介することにより、専門性の高い医療等をより身近で受けられる環境を作る必要があるほか、ぱちんこへの依存問題を抱える人は、経済的な問題等も併せて抱えていることが多いことから、それらの問題に対する相談体制についても整備することが望ましいと考えられる。

(2) 18歳未満の者の営業所への立入禁止の徹底

現状

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第22条第1項第5号において、18歳未満の者をぱちんこ営業所に客として立ち入らせることは禁止されており、現在でも、ぱちんこ営業所内の従業員の巡回、監視カメラの設置等を実施し、18歳未満の者と思われる者を把握した場合は年齢確認を行っている。

課題

現在の取組を引き続き実施するとともに、賞品交換時においても、年齢確認を実施するなど取組を強化する必要がある。

(3) 本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの拡充・普及

現状

ぱちんこへの依存問題を抱える人等が、多くの金額をぱちんこで費消すること等があるところ、過度な遊技を抑制する一般的な仕組みがない。

現在、ぱちんこ営業所の顧客会員システムを活用して、客が1日の遊技使用上限金額を自ら申告し、設定値に達した場合、翌来店日にはぱちんこ営業所の従業員が当該客に警告する仕組みとして、自己申告プログラムがある。しかし、家族からの申告を受け付けておらず、また、平成29年3月10日現在、同プログラムを導入している店舗は452店舗であり、普及しているとは言い難い状況である。

課題

家族からの申告を受け付けるなど、自己申告プログラムを拡充した上で、普及を図る必要がある。

(4) 出玉規制の基準等の見直し

現状

遊技機の出玉（遊技客が獲得できる遊技球の数。以下同じ。）については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）第8条で規定する著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準で規制されている。

具体的には、ぱちんこ遊技機については、1時間の遊技機の出玉を、発射させた遊技球の数の3倍以下、また、10時間では、発射させた遊技球の数の2倍以下、2分の1以上等と規定している。

課題

ぱちんこへの依存の防止を図り、ぱちんこ営業の更なる健全化を推進するため、遊技機の出玉等について定める著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準を見直すなどにより、遊技機の射幸性を更に抑制する必要がある。

(5) 出玉情報等を容易に監視できる遊技機の開発・導入

現状

ぱちんこ遊技機等の著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機については、施行規則

第8条において遊技機の基準が定められているところ、遊技機の出玉情報等をぱちんこ営業所で容易に確認する手段がない。

課題

施行規則第8条では、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準を定めており、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第1項は、これに該当する遊技機を設置してぱちんこ店を営業することを禁止している。ぱちんこへの依存症対策の観点から、遊技機の射幸性が過度に高まることを防止するため、遊技機の出玉情報等が施行規則に規定する遊技機の基準に適合しているか容易に確認できる遊技機等を開発・導入するために、国家公安委員会規則の関係規定を見直すなどの必要がある。

(6) 営業所の管理者の業務として依存症対策を義務付け

現状

ぱちんこ営業所によって、ぱちんこへの依存症対策の取組状況が様々である。

課題

全てのぱちんこ営業所において、適切なぱちんこへの依存症対策を組織的に行わせるため、施行規則を改正して、ぱちんこ営業所の管理者の業務に、ぱちんこへの依存症対策を追加するなどの必要がある。

(7) 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置

現状

業界においては、RSNを設立し、ぱちんこ依存等についての電話相談を受け付け、必要に応じて医療機関、精神保健福祉センター等を紹介しているほか、各営業所向けに「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」や同「運用マニュアル」を策定し、営業所に周知するなど、ぱちんこへの依存症対策に取り組んでいる。

課題

業界におけるぱちんこへの依存症対策を更に進めるため、業界の取組を評価し、更なる取組を提言する第三者機関のような仕組みがあることが望ましい。加えて、ぱちんこへの依存症対策について、実態を踏まえて適切に取り組む必要がある。

(8) パチンコ営業所における更なる依存症対策

現状

業界では、各営業所向けに「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」や同「運用マニュアル」を策定し、パチンコへの依存症対策についての従業員への教育、相談窓口ポスター等の店内掲示、初心者への適度な遊技方法の案内等を推進するなど、パチンコ営業所におけるパチンコへの依存症対策に取り組んでいるが、依然としてパチンコへの依存による様々な弊害が生じている。

課題

遊技客と直接接するパチンコ営業所において、パチンコへの依存症対策を更に進める必要がある。具体的には、従業員等をパチンコへの依存症対策の専門員に指定し、専門員に対するパチンコへの依存症対策に関する研修体制等の整備等を行う必要がある。

第4 医療・回復支援【厚生労働省】

1 実態把握・調査研究

(1) ギャンブル等依存症の実態把握

現状

平成28年度から平成30年度までの3か年の調査研究で、AMEDにおいて、国内のギャンブル等依存症についての疫学調査を実施している。

また、当該研究開発課題における別の分担研究班において、我が国で実践されているギャンブル等依存症に対する各種治療法の有効性の検討と治療ガイドラインの作成を目標とする研究、海外におけるギャンブル問題の実情とギャンブル等依存症への対策等について、研究を行っている。

課題

今後、さらなるギャンブル等依存症対策を講じていく上で、より正確な実態を把握するため、平成29年夏ごろを目途にギャンブル等依存症の実態に係る全国調査結果を取りまとめる必要がある。

また、継続的な全国調査の実施について検討する必要がある。

2 相談・治療体制の整備

(1) 精神保健福祉センター・依存症治療拠点機関【厚生労働省・総務省】

現状

都道府県・指定都市に設置されている精神保健福祉センターにおいて、依存症に関する問合せや相談を受け付けている。しかし、精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症に対する専門的な相談員がいないなど、相談体制が不十分である。

また、地域において依存症患者を診療できる体制の確立が必要不可欠であるため、平成26年度から平成28年度まで、モデル事業として5つの府県において、依存症の治療拠点機関を指定し、地域の関係機関との連携体制を構築するとともに、他の医療機関への研修や地域住民への普及啓発等を通して、依存症患者を適切な相談・治療につなげる取組を実施している。

課題

厚生労働省における今までのモデル事業の成果を踏まえ、全ての都道府県・指定都市

において、ギャンブル等依存症の相談・治療体制を整備することが喫緊の課題となつておおり、自助団体等との連携による事業や補助事業として、精神保健福祉センター等の相談拠点や依存症の専門的な治療拠点を整備し、かつ依存症相談員を配置する必要がある。

また、都道府県・指定都市の精神保健福祉センターが実施する依存症対策に要する経費について引き続き適切に地方交付税措置を講じる必要がある。

(2) 障害福祉サービス等の適切な支援事業

現状

ギャンブル等依存症患者の中には、相談支援や共同生活援助（グループホーム）等の障害福祉サービス等を利用している場合がある。しかし、障害福祉サービス等に従事している者は、ギャンブル等依存症に対する知識や技術支援が不足している。

課題

障害福祉サービス等に従事する者におけるギャンブル等依存症に対する知識や支援技術の不足により、適切な支援を提供できない場合があるため、研修や啓発等を通じて、適切な支援を提供できるよう対策をとる必要がある。

(3) 専門的な医療の確立・普及及び適切な診療報酬の在り方の検討

現状

診療報酬については、ギャンブル等依存症患者に対して、精神科を標榜する保険医療機関が、精神疾患患者に対して一般的に行われている通院・在宅精神療法や入院精神療法等の精神科専門療法を実施した場合には、診療報酬の算定が可能となっている。

ギャンブル等依存症に対する専門的な医療の確立・普及の必要性が指摘されているが、現状では、ギャンブル等依存症に対する専門的な医療は確立していないため、今後、専門的な医療の確立に向けた研究の推進とそれに対する診療報酬での評価が課題となっている。

課題

ギャンブル等依存症に対する専門的な医療の確立を図る必要がある。その後、治療の有効性・安全性に係るエビデンスや医療現場における取組状況に応じ、ギャンブル等依存症に対する専門的な医療について、適切な診療報酬の在り方を検討する。

3 人材育成

(1) 医師

(1-1) 【文部科学省】

現状

医学教育においては、卒業時までに学生が身に付けておくべき必須の能力の到達目標を提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム（平成22年度改訂版）」において、喫煙と疾病との関係や、薬物依存、アルコール依存の病態や症候等の説明ができることが明記されている。一方で、ギャンブル等依存は明記されておらず、依存症に関する教育の中でギャンブル等依存症に係る教育がなされている例があるものの、十分ではない。

課題

医学教育においてギャンブル等依存症に係る教育が必ずしも十分ではないため、学生が卒業までに身に着けておくべき必須の能力として「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に明記することや、ギャンブル等依存症の教育の充実のため、医学部関係者の集まる会議等において周知・要請を行う必要がある。

(1-2) 【厚生労働省】

現状

医師臨床研修においては、平成16年度より医師臨床研修が必修化され、現状、医師臨床研修において、精神保健・医療を経験することとともに、選択必修として精神科を含めている。その結果、「代表的な精神科疾患について、診断及び治療ができる」と答えた研修修了者は、平成14年 21.2%から、平成28年 68.2%と増加している。一方、精神科に関する研修の中でギャンブル等依存症に係る研修がなされている例があるものの、十分ではない。

課題

現在の医師臨床研修において、精神科領域の研修は含まれているが、ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者の養成に係る研修内容が不十分であることが課題である。そのため、ギャンブル等依存症の研修をさらに充実させていくことが重要である。

具体的には、ギャンブル等依存症の治療体制の整備、質の向上のために、医師臨床研修の到達目標において、ギャンブル等依存症を含む依存症対策について、明確化することが必要である。

(2) 保健師・看護師

現状

保健師及び看護師は、ギャンブル等依存症を含め、様々な課題を持つ者に対し、保健指導、療養上の世話・診療の補助を行っている。

国家試験制度上、保健師国家試験出題基準に「精神保健活動－社会病理を背景とする精神的問題」が、看護師国家試験出題基準に「精神疾患・精神症状への援助」、「成人の人格・行動の障害」等の項目が含まれており、これまで、国家試験では、薬物及びアルコール依存に関する問題が出題されている。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則において、各養成課程の教育内容を包括的に示しているものの、依存症対策を含む個別の疾患等の具体的な教育内容は明示していない。

課題

保健師や看護師等の医療従事者がギャンブル等依存症対策に関する知識をもって従事することができるよう、ギャンブル等依存症対策に関する教育や国家試験出題基準の見直しを行う必要がある。

(3) 精神保健福祉士

現状

精神保健福祉士は、ギャンブル等依存症を含む精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の専門職として、幅広い分野において、対象者が抱える課題やニーズの違いに応じ、養成課程で修得したソーシャルワークの技法を用いて、相談援助を中心に実践に取り組んでいる。

現行の精神保健福祉士の養成カリキュラムにおいては、科目「権利擁護と成年後見制度」において、「アルコール等依存症者への対応の実際」が教育内容の例として記載されている。

課題

精神保健福祉士は重要な社会資源であることに鑑み、様々な福祉領域における任用拡大を含めた活用促進を進めることが課題となっている。

また、ギャンブル等依存症も含め、より一層多様化・複雑化する地域における課題に対応できる精神保健福祉士の養成に向けた教育内容の充実等が求められている。

具体的には、対象者が抱えるギャンブル等依存症に関連した問題への支援を多職種連携により効果的に実施するという観点も含めて、精神保健福祉士の養成カリキュラムの見直しを検討する必要がある。

(4) 社会福祉士

現状

社会福祉士とは、広く社会分野における相談援助の専門職として、幅広い分野において、対象者が抱える課題やニーズの違いに応じ、養成課程で修得したソーシャルワーカーの技法を用いて、相談援助を中心に実践に取り組んでいる。

現行の社会福祉士の養成カリキュラムにおいては、科目「権利擁護と成年後見制度」において、「アルコール等依存者への対応の実際」が教育内容の例として想定されている。

課題

社会福祉士は重要な社会資源であることに鑑み、様々な福祉領域における任用拡大を含めた活用促進を進めることが課題となっている。

ギャンブル等依存症も含め、より一層多様化・複雑化する地域課題に対応できる社会福祉士の養成に向けた教育内容の充実等が求められている。

具体的には、対象者が抱えるギャンブル等依存症に関連した問題への支援を多職種連携により効果的に実施するという観点も含めて、社会福祉士の養成カリキュラムの見直しを検討する必要がある。

(5) 公認心理師

現状

公認心理師は、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者やその関係者に対し、指導や援助を行う新たな国家資格制度である。ギャンブル等依存症からの回復支援には、心理的な側面からのアプローチを可能とする専門職を育成する必要がある。公認心理師国家試験は、平成30年から行う予定であり、現在、文部科学省と厚生労働省で公認心理師カリキュラム等検討会を開催し、公認心理師となるために必要な科目や国家試験に関する検討を行っている。

課題

公認心理師の養成カリキュラムや国家試験の出題基準等について、ギャンブル等依存症を含む依存症への対応という観点からも、今後検討する必要がある。

4 普及啓発

現状

ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発が不十分であるため、誰もがギャンブル等依存症になり得る可能性があり、また、ギャンブル等依存症は適切な支援により回復が可能であると国民に理解されていない。

このため、ギャンブル等依存症による問題が生じても、それがギャンブル等依存症により生じていることにギャンブル等依存症患者及び家族は気が付きにくく、回復が可能であることを知らないことや、周囲の理解を得にくいことなどの理由により、ギャンブル等依存症患者やその家族が、適切な相談や医療につながりにくい。

このような中で、平成28年度には厚生労働省において「依存症への理解を深めるためのシンポジウム」を開催したところであり、今後も、継続して実施していくこととしている。

課題

依存症患者やその家族が相談や医療に繋がりにくいという課題を解消するために、国民にギャンブル等依存症の正しい知識を普及することが必要である。

具体的には、現在行っているシンポジウムやリーフレットの配布等に加えて、大規模な広告や市民ボランティアが参加するイベント開催など、より効果が期待される方法を検討する。また、依存症から回復した者やその家族の実情を解りやすく示すことや、啓発活動を通じて、依存症の普及啓発の知見がある当事者団体を始めとする民間支援団体に活躍の機会を与える仕組みを検討する必要がある。

5 民間団体（自助グループ等）への支援

現状

ギャンブル等依存症の自助グループとしては、依存症患者本人の集まりであるギャン

ブラーズ・アノニマス（GA）があり、全国で164のミーティング会場で活動している。また、依存症患者の家族の集まりであるギャマノンは、全国140のミーティング会場で活動している。その他、ギャンブル等依存症の回復に資する情報提供や勉強会、相談支援及び回復プログラムの提供を行っている民間団体も存在する。

ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を担う民間団体（自助グループ等）への支援としては、依存症回復施設や自助グループを対象とした研修のみである。

課題

民間団体の活動そのものに対する支援は行われていないため、活動そのものの支援へ拡充する必要がある。

6 その他

（1）就労支援

現状

平成27年度、平成28年度（第3四半期まで）において、ハローワークの専門援助窓口で求職者自身がギャンブル等依存症であることを開示した上で支援を行った件数を47労働局に確認したところ、24の労働局で支援実績があり（ただし年間平均2.5件（平成27年））、残り23の労働局は0件であった。仮にギャンブル等依存症の診断・治療を受けていても、就労自体には課題が生じない場合を含め、本人から申告がない場合、ハローワークにおいて把握する契機がないことも背景として考えられる。なお、本人から申告があった場合も、他の精神疾患や発達障害等が根底にあるために、他の精神疾患や発達障害等への対応と同様の就労支援を行うケースが大半となっており、現在把握している範囲において、ギャンブル等依存症独自の対応を求められるケースはほとんどない。

課題

求職者が、ギャンブル等依存症であっても、本人に自覚がなく医療機関等で診断・治療を受けていない場合があるため、ギャンブル等依存症に関する周知・広報を行う必要がある。診断・治療を受けている者に対しては、本人の希望を踏まえた支援の在り方について検討する必要がある。

(2) 児童虐待防止対策

現状

児童虐待防止対策については、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会で行っている、子どもの虐待による死亡事例等の検証において、養育者の心理的・精神的問題等として「アルコール依存」と「薬物依存」が挙げられた事例数を把握している。また、児童虐待対応においては、「アルコール依存」や「薬物依存」の保護者への児童相談所や市町村における対応方法等について、「子ども虐待対応の手引き」（雇用均等児童家庭局総務課長通知（平成25年8月最終改正））において、具体的な方法等を示しているところ。

課題

子どもの虐待による死亡事例等の検証において、児童虐待におけるギャンブル等依存症の影響等の実態把握を検討する必要がある。また、「子ども虐待対応の手引き」において、特別な視点が必要な事例への対応として「アルコール依存・薬物依存等の保護者への対応」に加えてギャンブル等依存症に係る詳細な記載をすることを検討する必要がある。

(3) 婦人保護対策

現状

婦人保護対策については、平成27年度先駆的ケア策定・検証調査事業において、「平成27年婦人保護施設の役割と機能に関する調査」を行い、婦人保護施設への措置入所者のうち「ギャンブル・アルコール・薬物依存」を抱える者は32人（平成26年度入所者実人数）となっている。

婦人相談所や市区の婦人相談員等が実施する婦人保護事業においてはギャンブル等依存症も含めDV被害等様々な困難な問題を抱えた女性を対象としている。婦人保護事業の対象者への支援に当たっては、「婦人相談員相談・支援指針」で、具体的なポイントや留意点等を示している。

課題

適切な支援を提供できるようにするため、「婦人相談所ガイドライン」において、ギャンブル等依存症について明示することや、研修会の場において、ギャンブル等依存症への対応について周知を行うことを検討する必要がある。

(4) ひとり親家庭支援

現状

ひとり親家庭に対するギャンブル等依存症対策の支援については、「ひとり親家庭支援の手引き」において、福祉事務所等に配置されている母子・父子自立支援員等による具体的な相談・支援の方法等を示しており、ギャンブル等依存症などの問題に対して専門的なサポートを提供しているNPOなどがあることについて記載している。

課題

適切な支援を提供できるようにするため、「ひとり親家庭支援の手引き」において、ギャンブル等依存症に係る具体的な相談・支援の方法等について、詳細な記載をすることを検討する必要がある。

(5) 生活保護受給者への支援

現状

ギャンブル等に過度に生活費をつぎ込み、本人の健康や自立した生活を損なうような生活保護受給者に対しては、適切な助言及び支援を行う必要があるが、保護の実施機関による指導等の実施状況について国としては十分把握していない。

課題

今後、生活保護の適正実施という観点だけでなく、ギャンブル等依存症からの回復支援へのつなぎといった観点からも、保護の実施機関による指導等の実施状況を把握する必要がある。

第5 学校教育、消費者行政等における対応

1 学校教育【文部科学省】

現状

現在、学校教育においては、学習指導要領等においてもギャンブル等依存症についての記述はなく、ギャンブル等依存症に特化した指導も行っていないが、小学校段階から高等学校段階にかけて、子供たちの発達段階に応じ、「家庭」の時間を通じて、家計における収支バランスや計画を考え、適切な意思決定に基づいた消費行動が行えるようになると、「体育」、「保健体育」の時間を通じて、欲求やストレスが及ぼす影響や、適切な対処が必要であることについて理解し、自分にあった対処法を身に付けられるよう指導が行われている。

また、小学校、中学校段階においては、「道徳」の時間を通じて、節度ある生活に関することが指導されている。

加えて、学校外においても、青少年や周囲の大人を対象とし、各種依存症の危険性などについて啓発をするための依存症予防教室を開催している。

課題

ギャンブル等依存症については、学校教育において、直接的な指導がなされていなかった。今後は、ギャンブル等依存症について、子供たちの発達段階に応じた指導や普及啓発を行っていくため、高等学校の「保健体育」の学習指導要領解説への記載や、中・高・大学生向けの啓発資料等の内容について検討する必要がある。

2 消費者教育・普及啓発【消費者庁】

現状

消費者の家計運営等に関しては、消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定)に基づき、消費者教育の対象領域のうち、「生活の管理と契約に関する領域」として、「適切な情報収集と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をできる力」の育成を図っているところである。地方公共団体では、消費者教育推進法に基づいて消費者教育地方推進協議会を設置するなどして、消費者教育を進めているところである。

現状では、ギャンブル等依存症に特化して、消費者向けの注意喚起、教育や普及啓発が、十分に行われていると言い難い。

課題

医療、多重債務等各省庁の所管の分野の別を問わず、各相談機関の連携体制を構築し、ギャンブル等依存症に関する注意点や相談先等の必要な情報を、幅広く消費者向けに教育・啓発する必要がある。

3 多重債務等における相談体制の強化及び関係機関の連携強化【金融庁・消費者庁】

現状

多重債務問題に関する相談体制については、「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定）に基づき、関係省庁と連携の上、国（財務局等）、地方自治体（都道府県及び市区町村）、法テラス、関係業界等において、多重債務者相談窓口を設置している。また、全国の地方自治体が設置している消費生活センター等においては、多重債務問題やギャンブル等に関連した消費者トラブルについて、相談を受け付けている。

【参考】

○多重債務者相談窓口設置状況（平成27年9月末現在）

国：11 財務局等

都道府県：47 団体

市区町村：1,723 団体（市区町村の約99%）

○消費生活相談窓口設置状況（平成28年4月現在）

全地方自治体に設置（消費生活センター799 力所）

消費生活相談員：3,393 人

多重債務者相談窓口等にはギャンブル等に関する相談も寄せられるが（例：消費生活センター等では、平成27年度で約600件）、相談員のギャンブル等依存症に関する理解・知識は必ずしも十分ではない。

また、金融庁では、多重債務問題を含め、金融行政・金融サービスに関する一般的な相談等を受け付ける金融サービス利用者相談室を設置しているが、他の相談拠点との連携をしていない。

課題

現在、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関（相談拠点や専門医療機関等）が十分に整備されておらず、消費生活センター等を含む多重債務者相談窓口、金融サービス利用者相談室等（以下「多重債務相談窓口等」という。）を利用する相談者が、ギャンブル等依存症であると思われる場合に、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関へ案内するなどの連携が十分に行えていない状況にある。このため、ギャンブル等依存症患者が早期に必要な相談や治療を受け、多重債務対策、消費者トラブル対策等にもつながるよう、ギャンブル等依存症に対応できる専門機関が早急に整備されるとともに、多重債務者相談窓口等との連携体制を構築することが重要である。

また、多重債務者相談窓口等の相談員は、必ずしもギャンブル等依存症に関する理解・知識が十分とはいえないため、的確に相談実務が行えるよう、相談員に対する専門的な研修を実施するなどにより、ギャンブル等依存症に関する理解・知識の向上を図る必要がある。

さらに、多重債務者相談窓口において、ギャンブル等依存症に関する相談拠点との具体的な連携方法や相談実施等を整理した対応マニュアルを整備する必要がある。

4 日本貸金業協会における対策【金融庁】

現状

現状では、多重債務問題の解決の一環として、平成22年10月から貸金業の自主規制団体（日本貸金業協会）が、浪費癖を持つなどの理由で貸付自粛を受けたいとの本人からの申告を受け、当該本人が自粛対象者である旨の情報の登録を個人信用情報機関に依頼することにより、その登録情報の提供を受けた消費者金融会社等による貸付けの自粛を促す取組を行っている。

課題

現状では、ギャンブル等依存症対策としての取組は存在していないため、ギャンブル等依存症に対応した取組として業界の自主規制（日本貸金業協会の運用規則）を整備するとともに、幅広く制度の周知を行い活用促進を図ることを検討する必要がある。

5 銀行の個人向け融資における対策【金融庁】

現状

現状では、銀行の個人向け融資を通じ、ギャンブル等依存症患者がギャンブル等の資金を借り入れる可能性がある。

課題

銀行の個人向けカードローンについて、現状では、ギャンブル等依存症対策としての取組は存在していないため、日本貸金業協会による貸付自粛に係る取組等も参考にしつつ、ギャンブル等依存症患者に対する貸付けの在り方を検討する。

参考資料

各公営競技・ぱちんこの概況

【目次】

1 競馬

(1) 中央競馬

① 仕組み	1
② 売上の状況	2
③ 売上の流れ	3
④ 競馬場及び場外発売所の分布	4

(2) 地方競馬

① 仕組み	5
② 売上の状況	6
③ 売上の流れ	7
④ 競馬場及び場外発売所の分布	8

2 競輪

(1) 仕組み	9
(2) 売上の状況	10
(3) 売上の流れ	11
(4) 競輪場及び場外発売所の分布	12

3 オートレース

(1) 仕組み	13
(2) 売上の状況	14
(3) 売上の流れ	15
(4) オートレース場及び場外発売所の分布	16

4 モーターボート競走

(1) 仕組み	17
(2) 売上の状況	18
(3) 売上の流れ	19
(4) 競走場及び場外発売所の分布	20

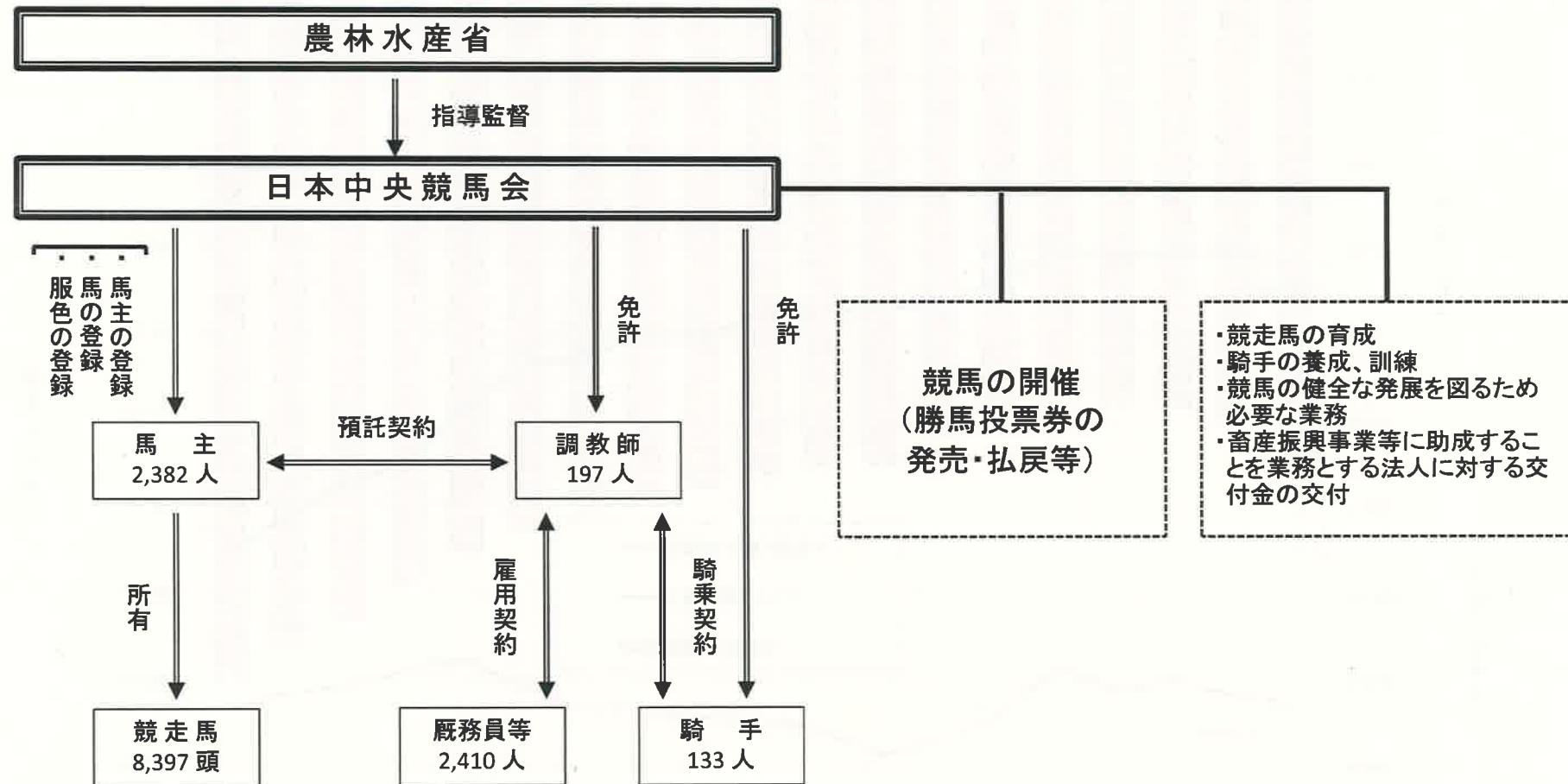
5 ぱちんこ

(1) 仕組み(営業規制等)	21 ～22
(2) 市場規模と遊技参加人口	23
(3) 営業所数及び遊技機設置台数	24

1 競馬

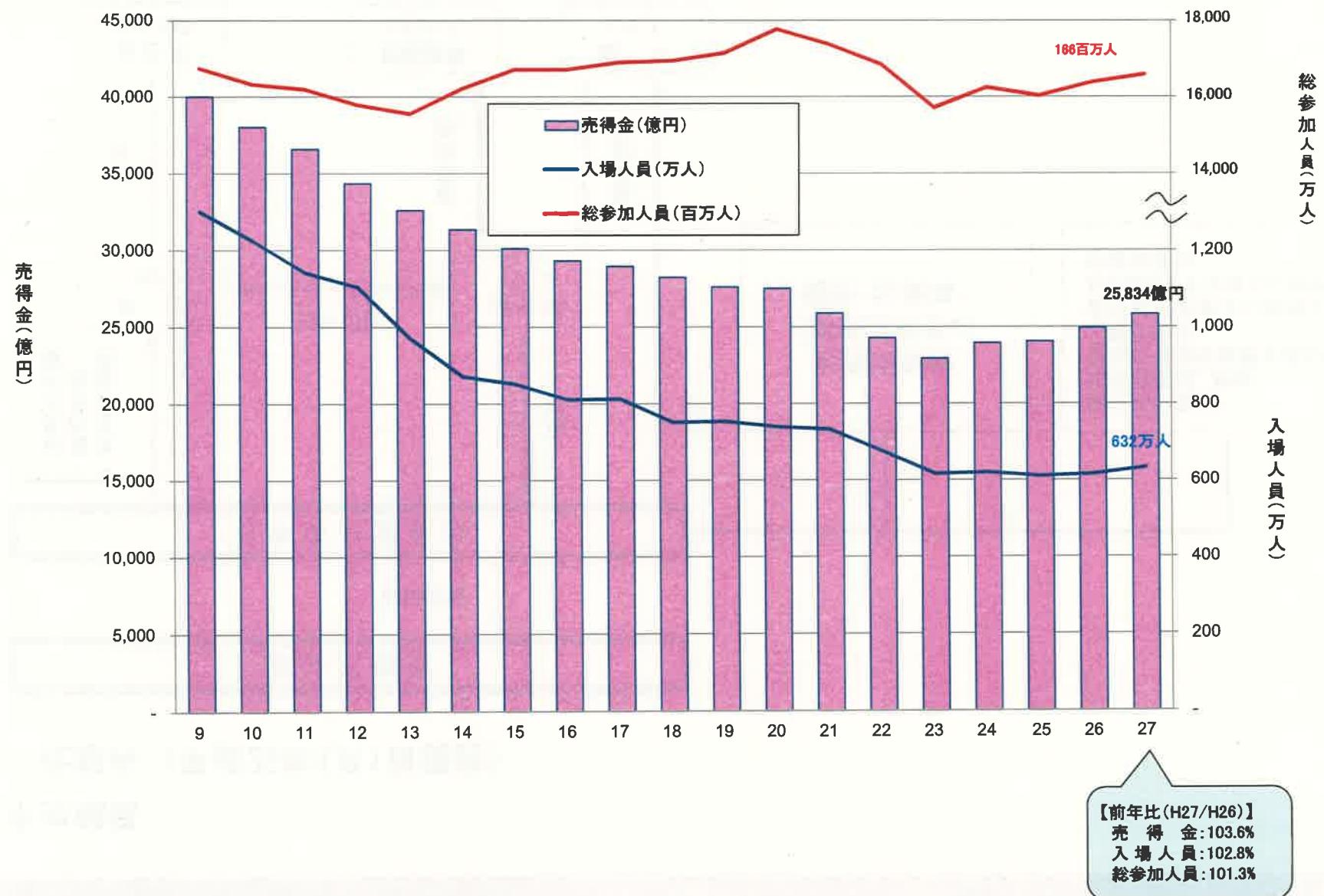
(1) 中央競馬

① 仕組み（平成29年1月1日現在）

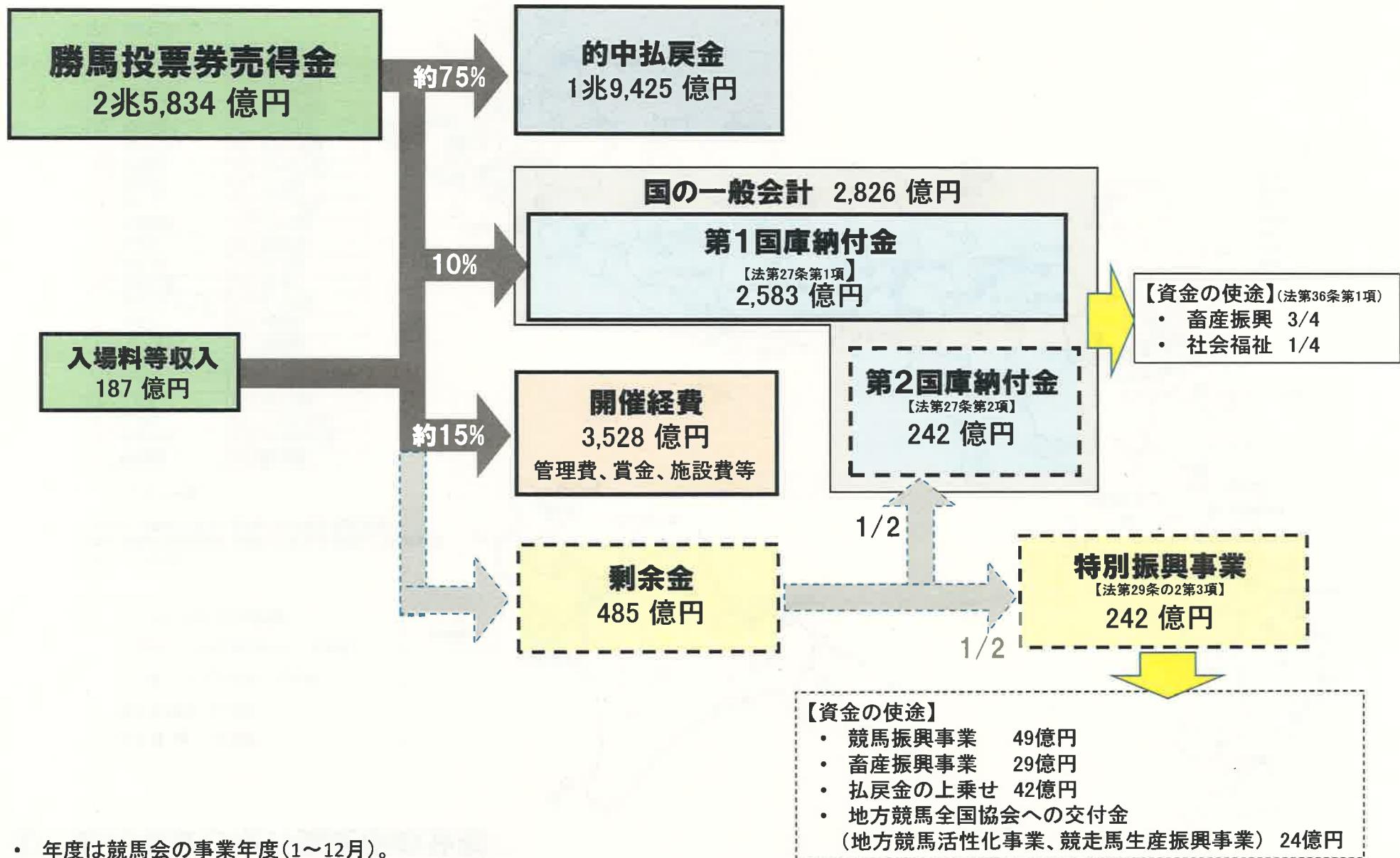


② 売上の状況

売得金、入場人員及び総参加人員の推移



③ 売上の流れ（2015年度）



- 年度は競馬会の事業年度(1~12月)。
- 法:日本中央競馬会法

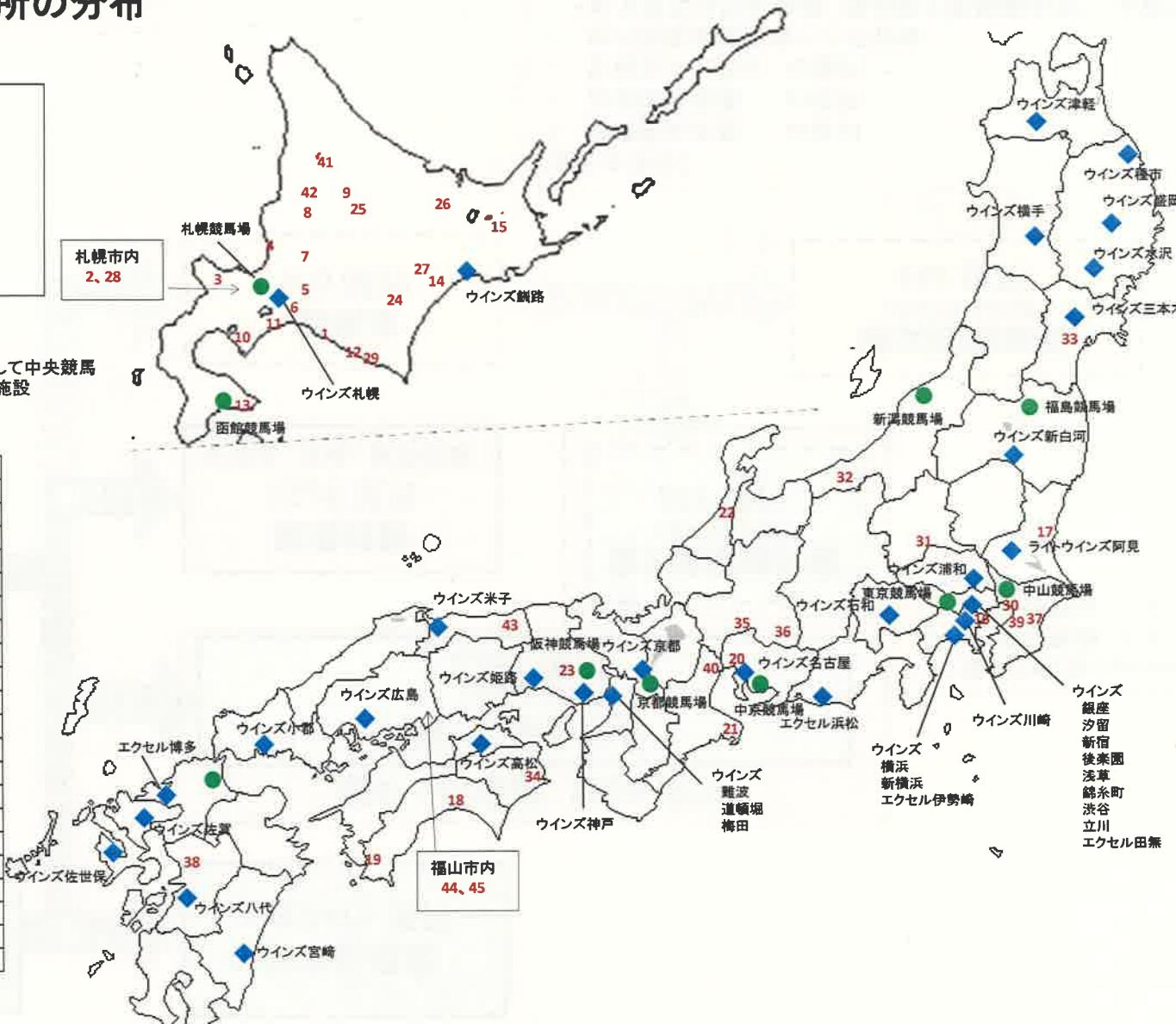
④ 競馬場及び場外発売所の分布



* J-PLACEとは、
地方競馬の共同発売・払戻システムを利用して中央競馬
の勝馬投票券の発売・払戻を行う地方競馬施設

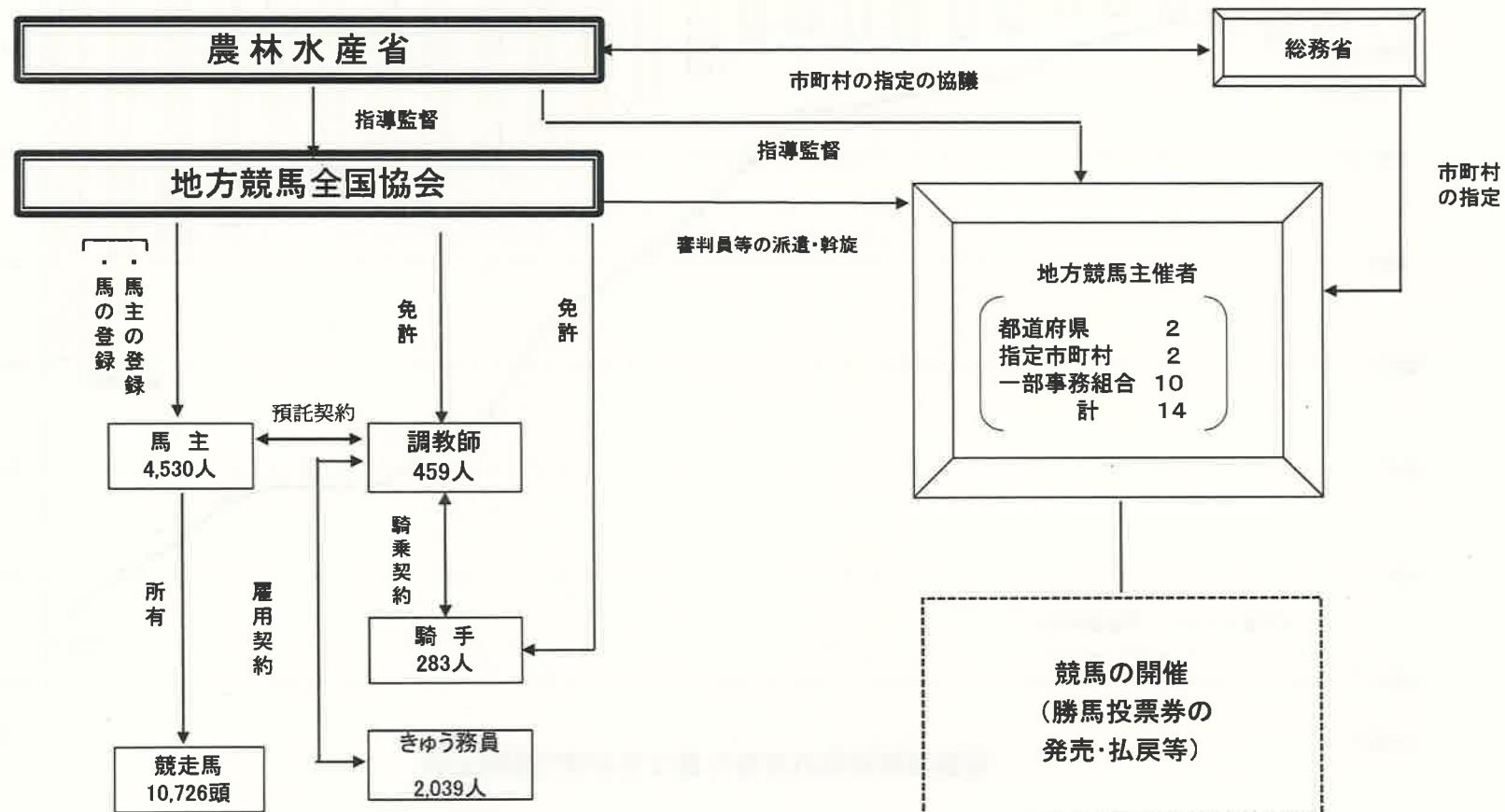
J-PLACE一覧

1 門別競馬場	24 帯広競馬場
2 Aiba札幌中央	25 レラスポーツ北彩都
3 Aiba小樽	26 シントスポット北見
4 Aiba石狩	27 ハロンズ釧路
5 Aiba江別	28 零似駅前場外発売所
6 Aiba千歳	29 Aiba浦河
7 ハロンズ岩見沢	30 船橋競馬場
8 Aiba滝川	31 off!伊勢崎
9 旭川レーシングセンター	32 オーブス中郷
10 Aiba各別室蘭	33 off!大館
11 Aiba苫小牧	34 ハルス藍住
12 Aiba静内	35 笠松競馬場
13 Aiba函館港町	36 シター東那
14 Aibaくしろ	37 エフケイバ成田
15 Aiba中標津	38 BAOO荒尾
16 大井競馬場	39 エフケイバ木更津
17 off!ひたちなか	40 サンアール柏原
18 高知競馬場	41 ハロンズ名寄
19 パルス宿毛	42 イルムふかがわ
20 名古屋競馬場	43 BAOO島根岩美
21 サンアール豊橋	44 DASH福山駅前
22 金沢競馬場	45 DASH柳津
23 DASHよかわ	

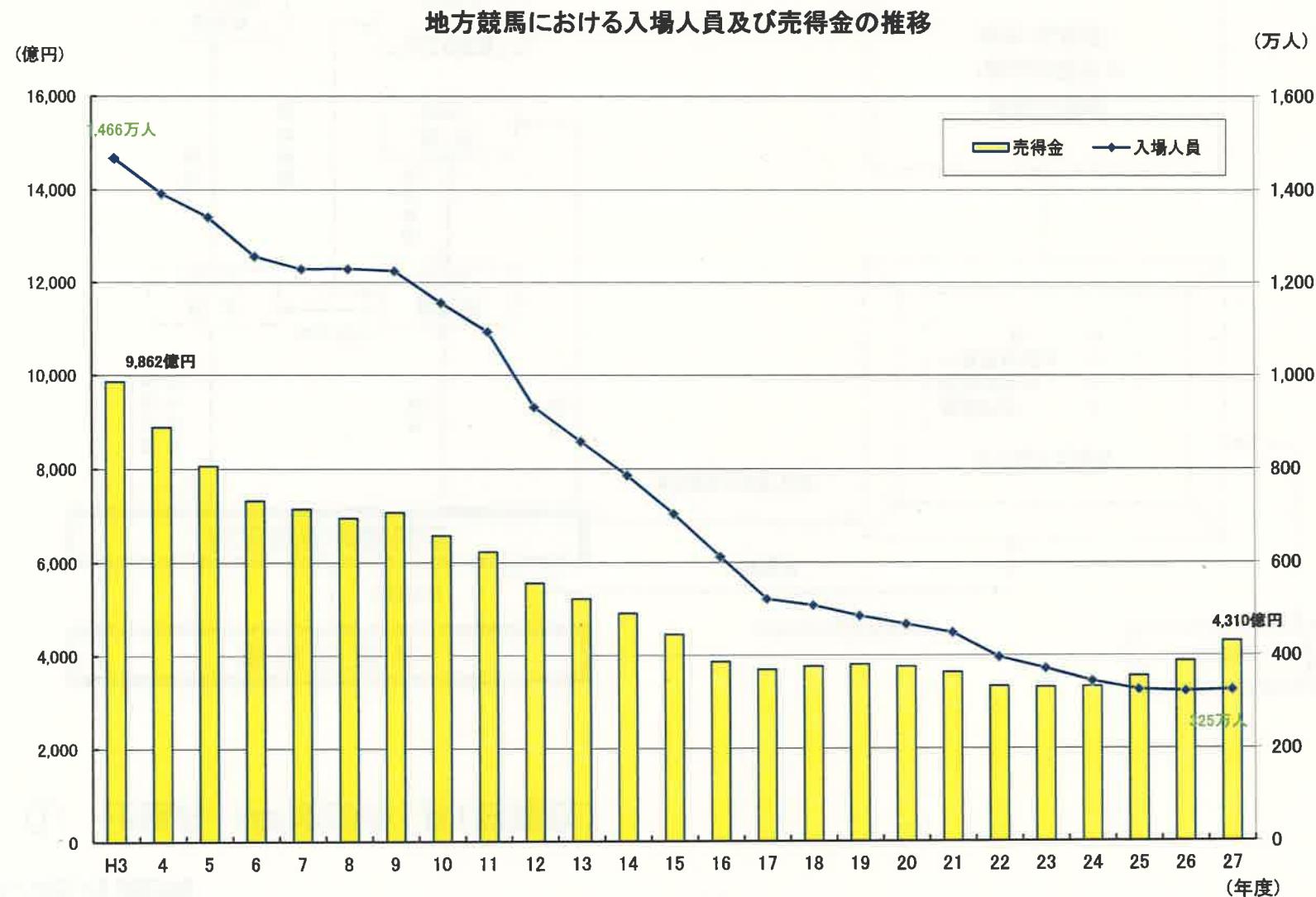


(2) 地方競馬

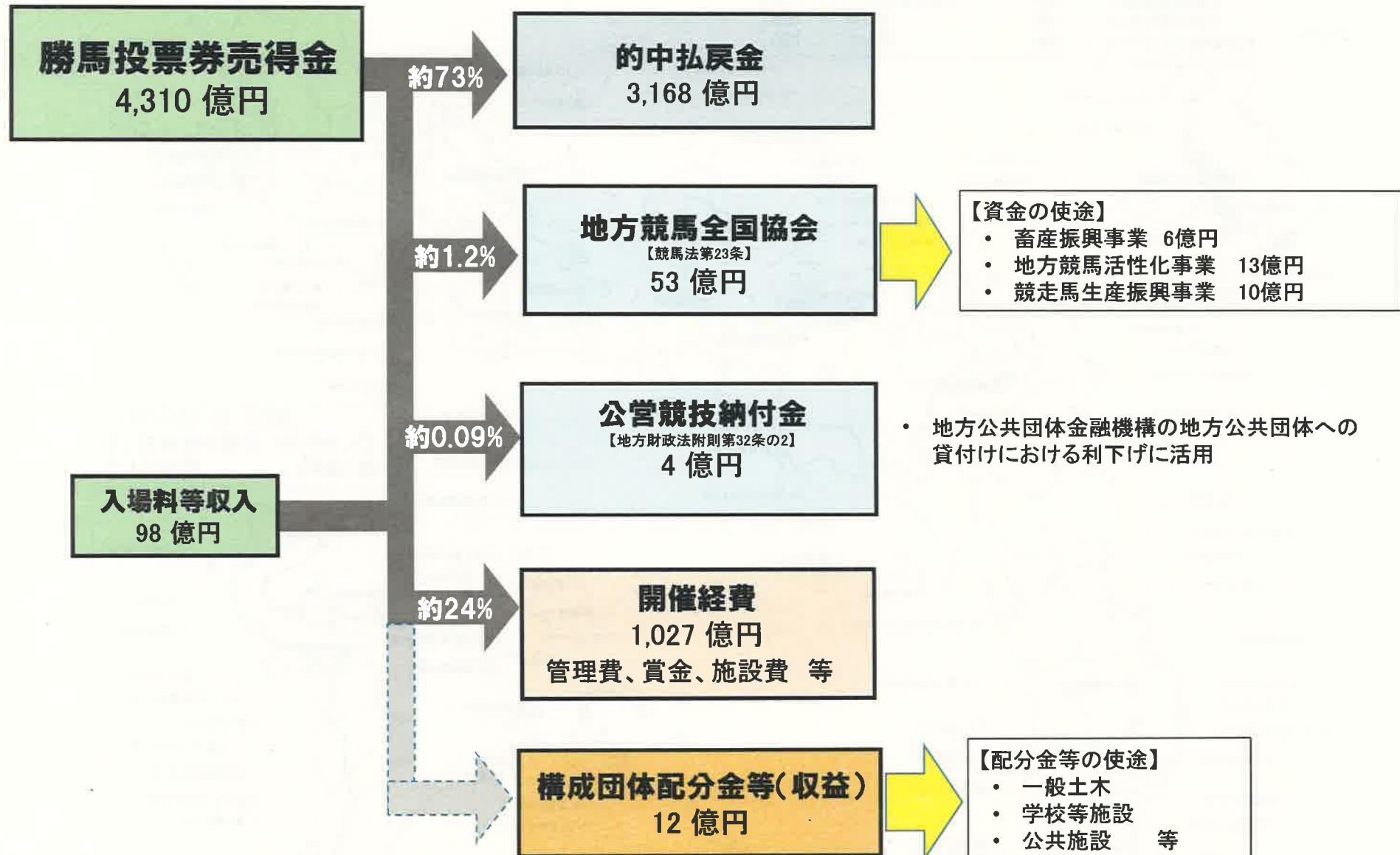
① 仕組み（平成29年1月1日現在）



② 売上の状況



③ 売上の状況（2015年度）



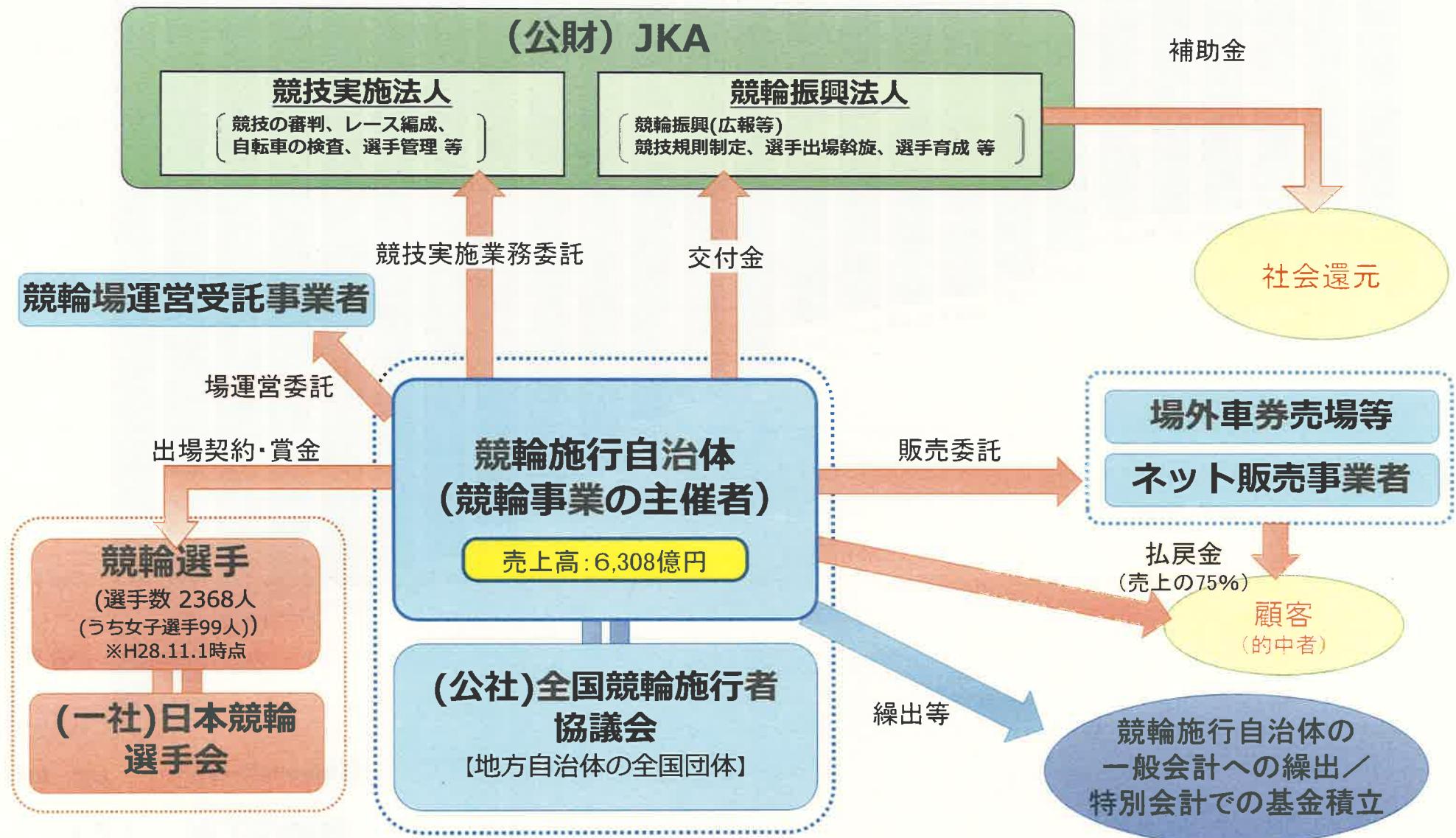
④ 競馬場及び場外発売所の分布



※ J - P L A C E は、地方競馬共同トータリゼータシステムを利用したJRAの勝馬投票券を発売する場外施設である。

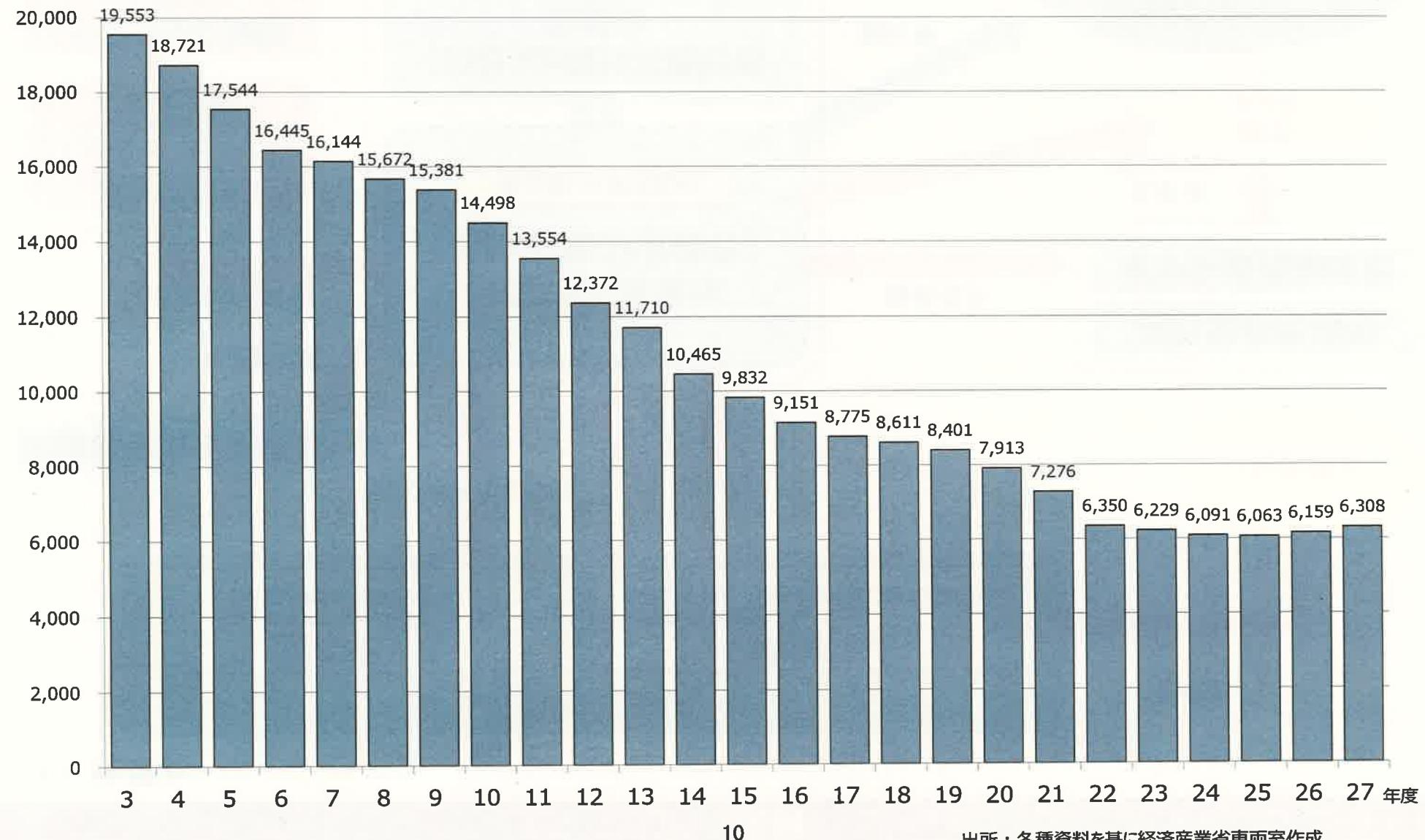
2 競輪

(1) 仕組み



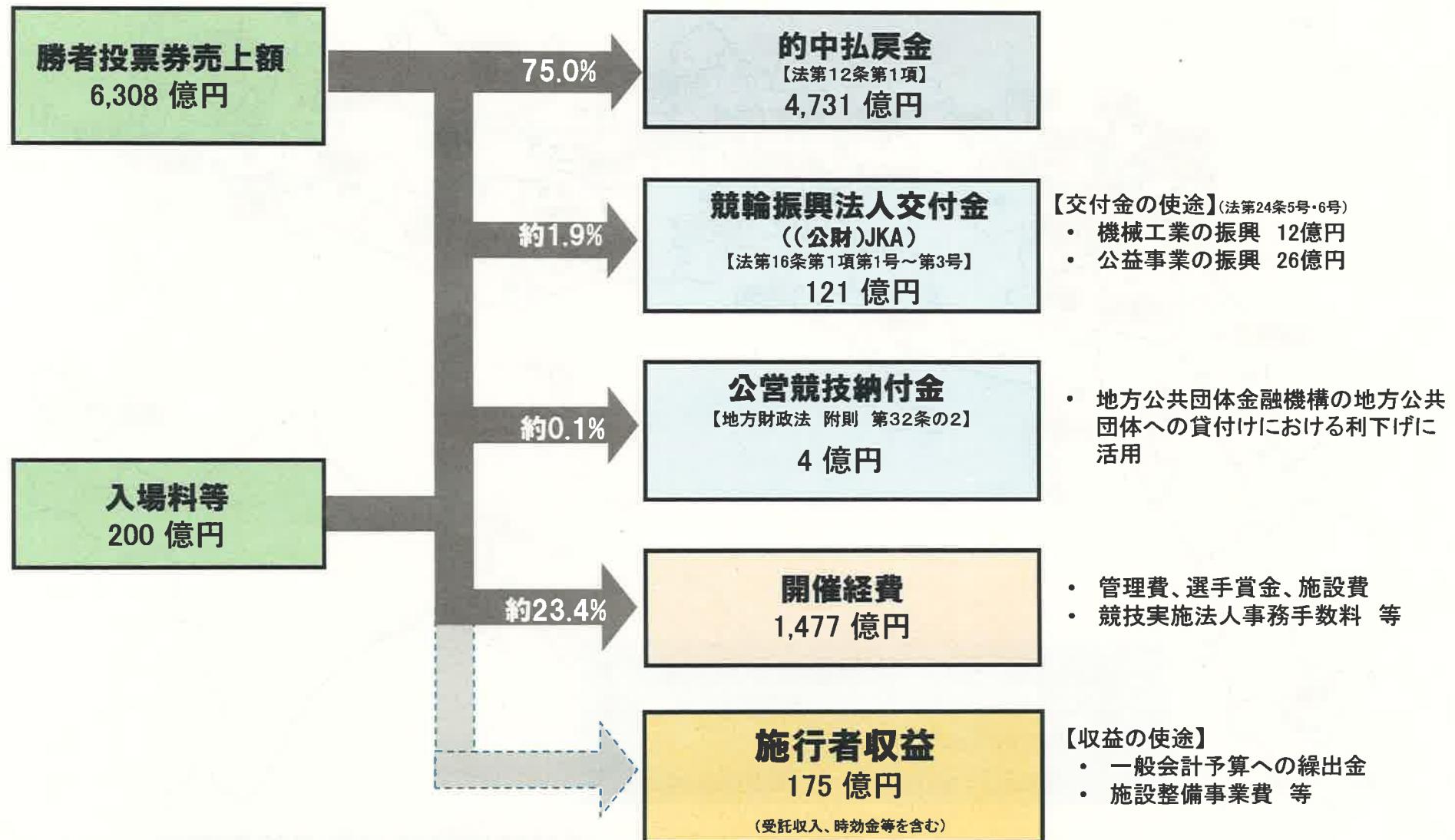
(2) 売上の状況

単位：億円 ※括弧内は対前年度比

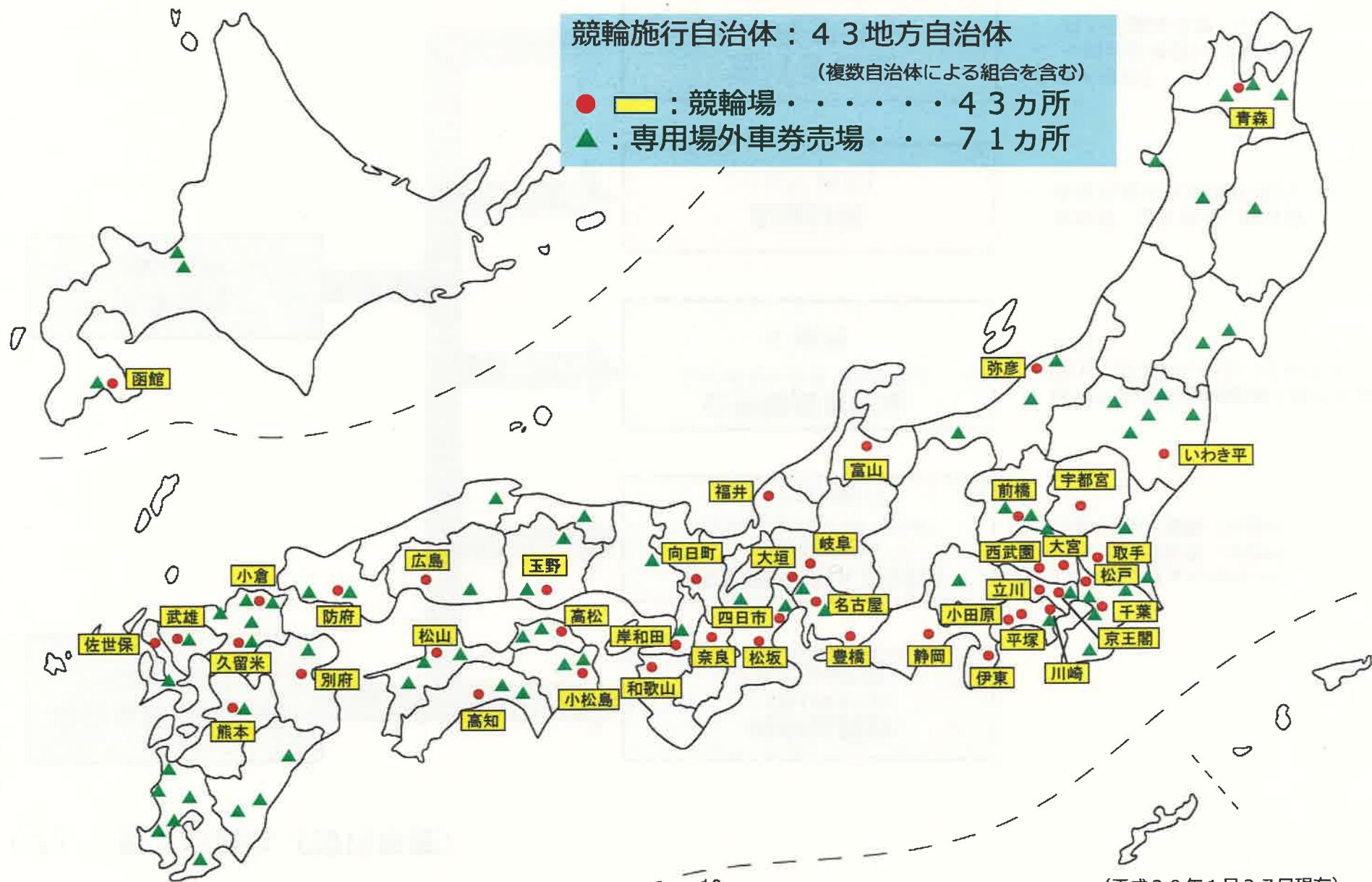


出所：各種資料を基に経済産業省車両室作成

(3) 売上の流れ（2015年度）

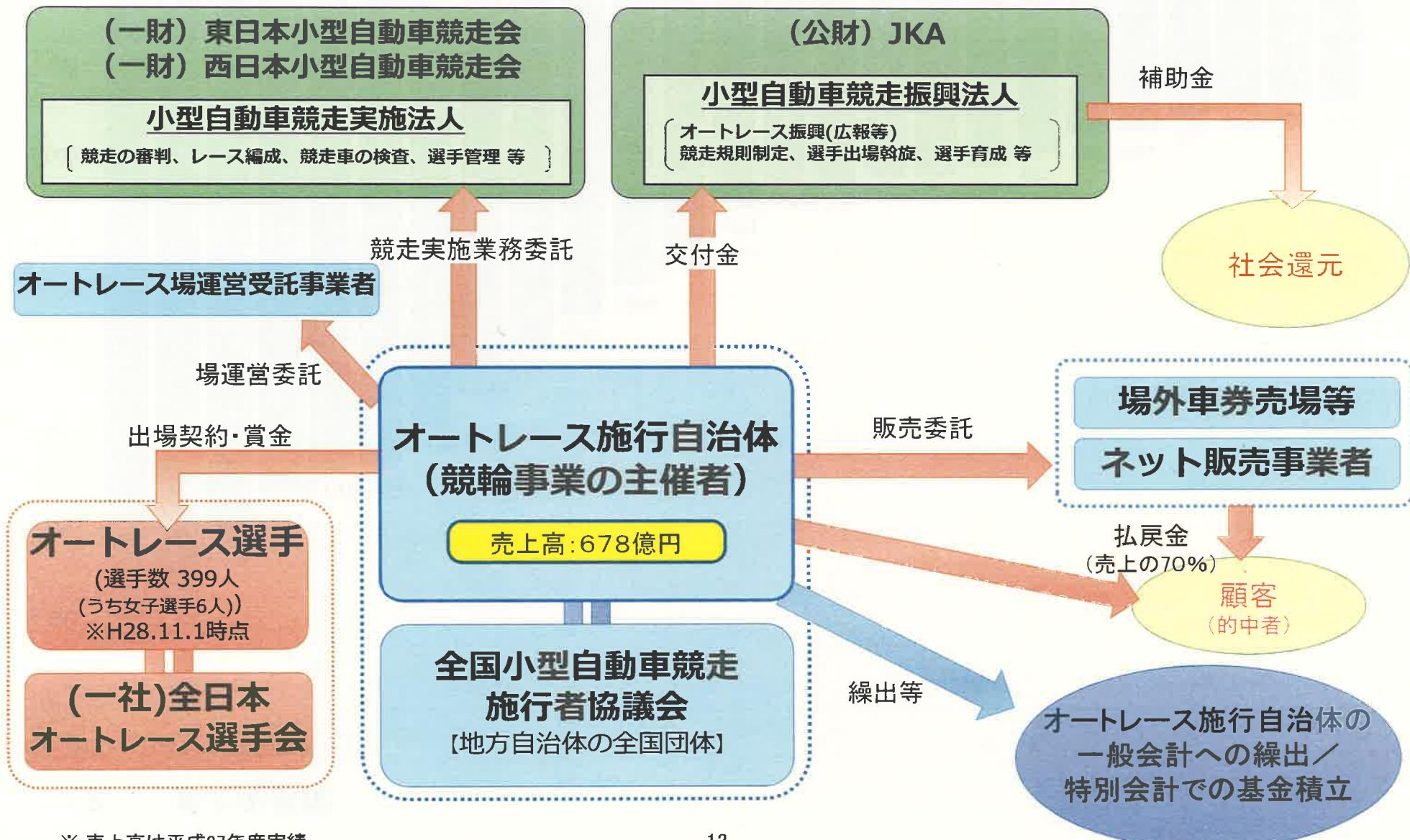


(4) 競輪場及び場外発売所の分布



3 オートレース

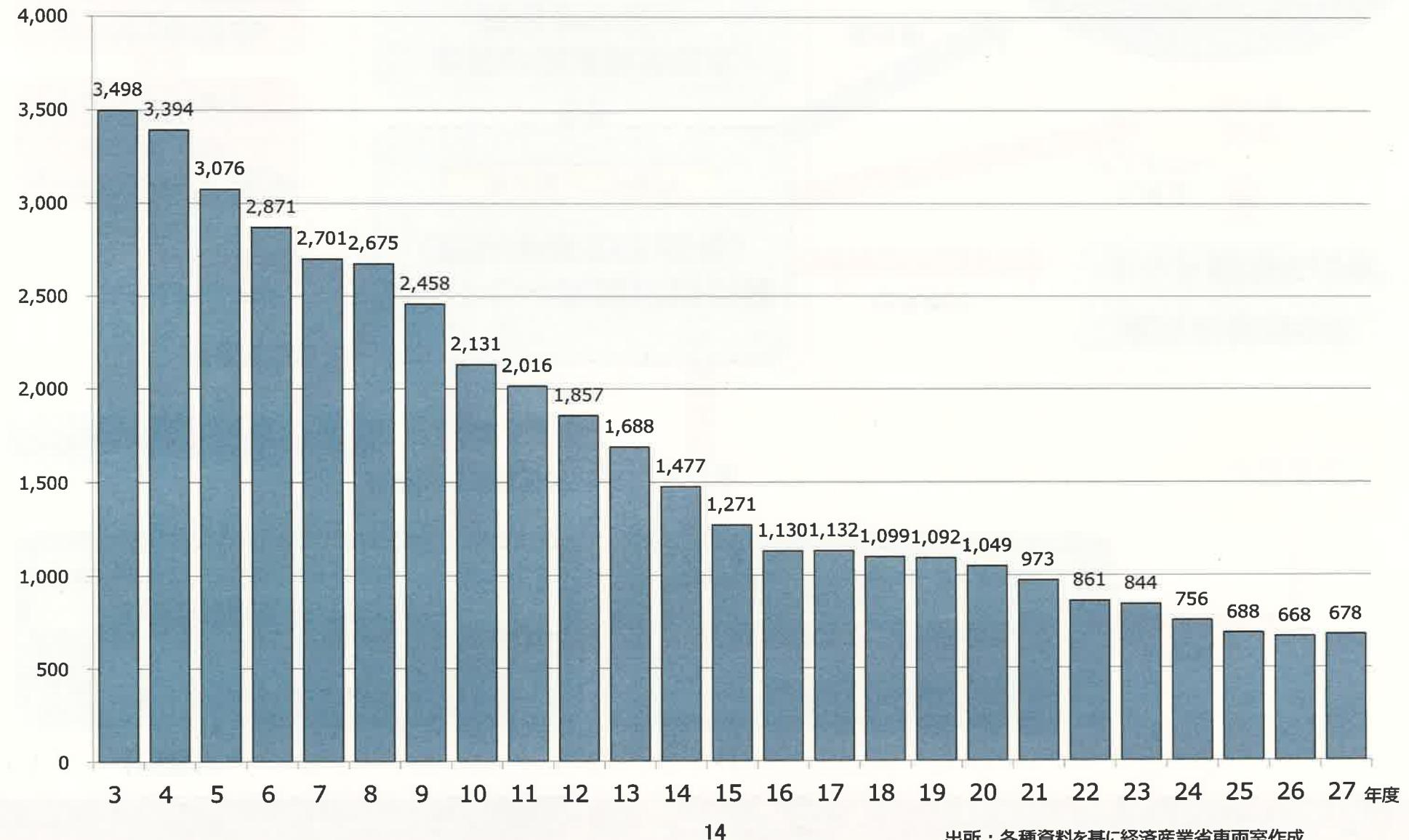
(1) 仕組み



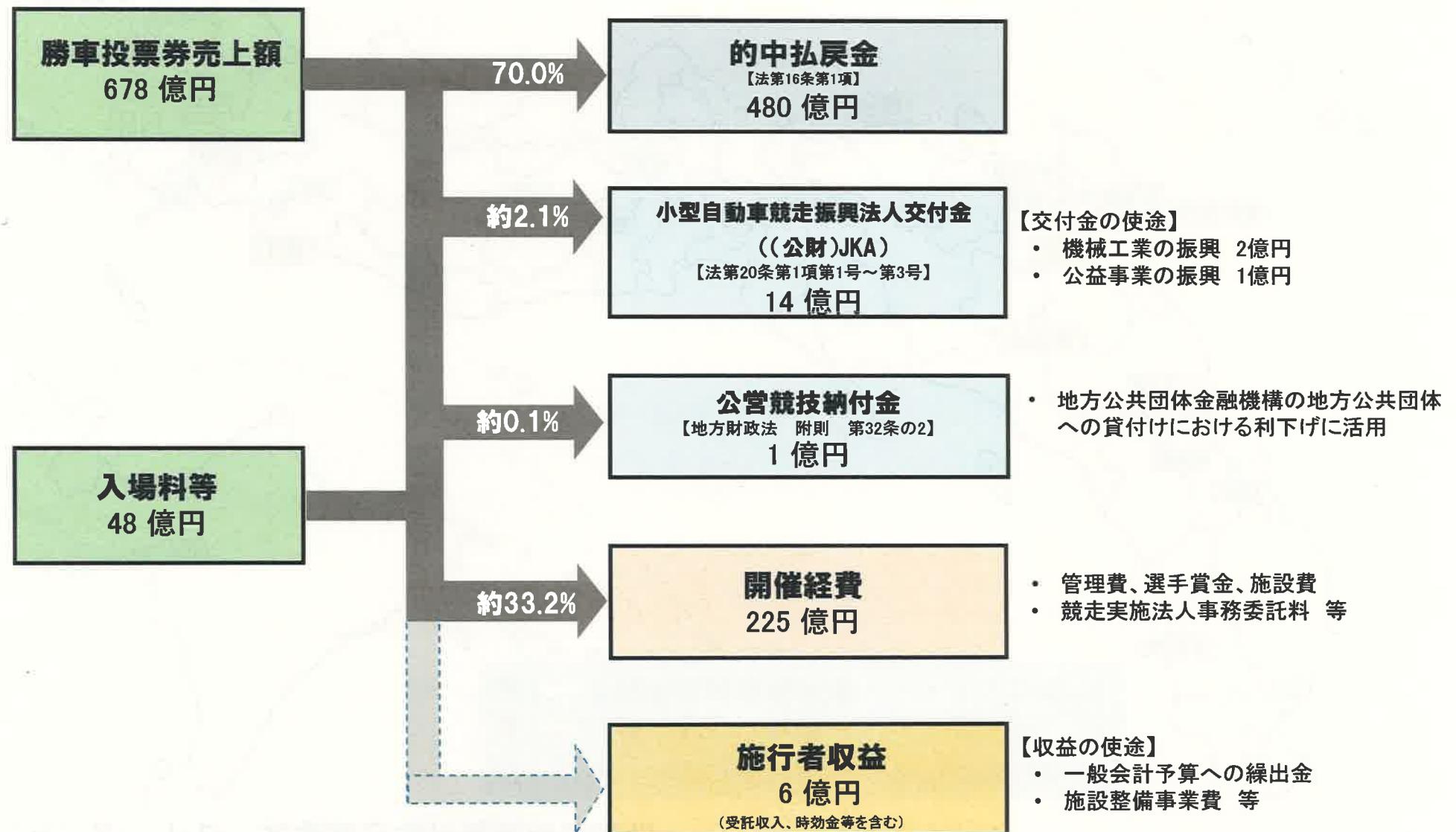
※ 売上高は平成27年度実績。

(2) 売上の状況

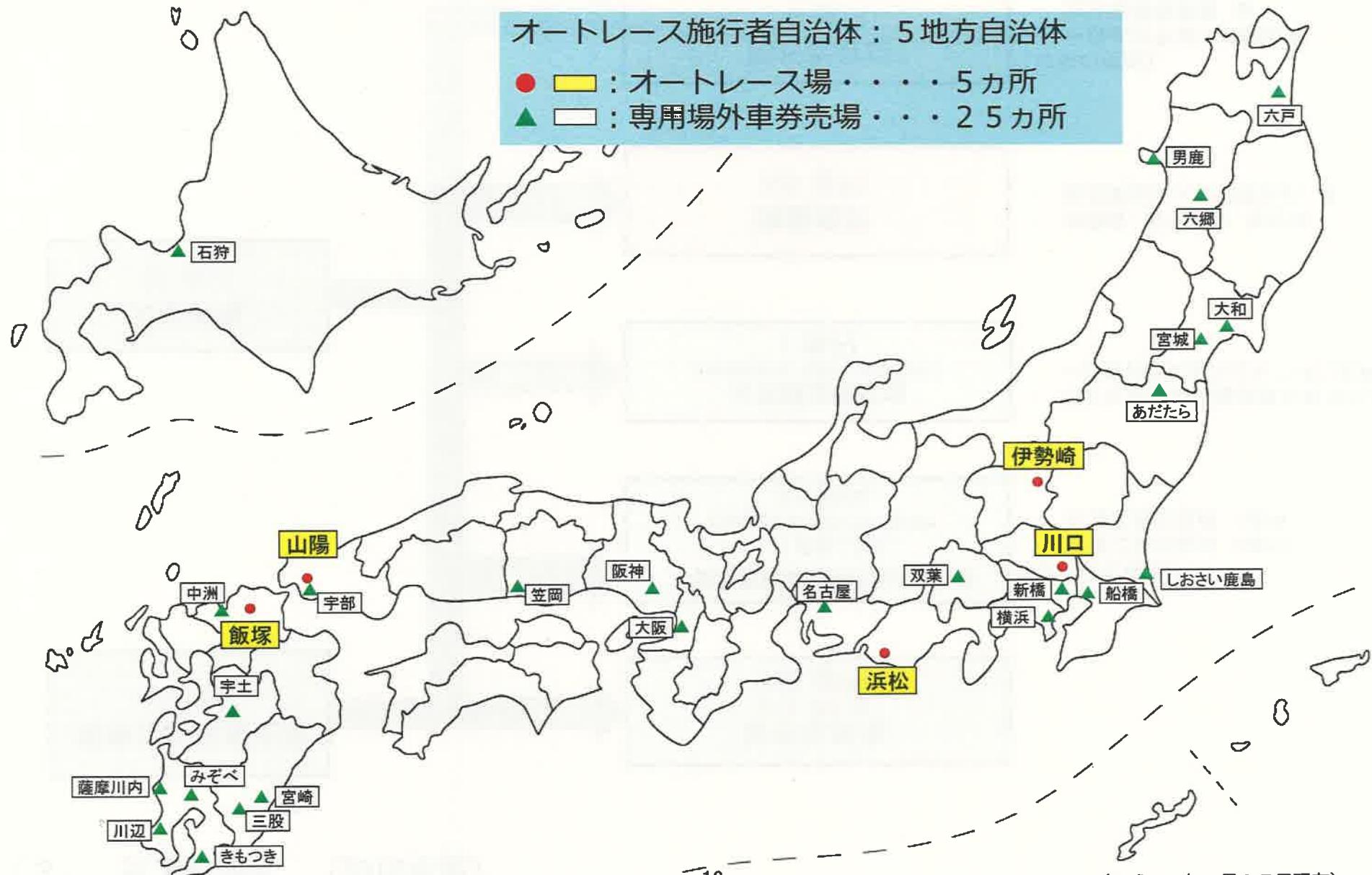
単位：億円 ※括弧内は対前年度比



(3) 売上の流れ (2015年度)

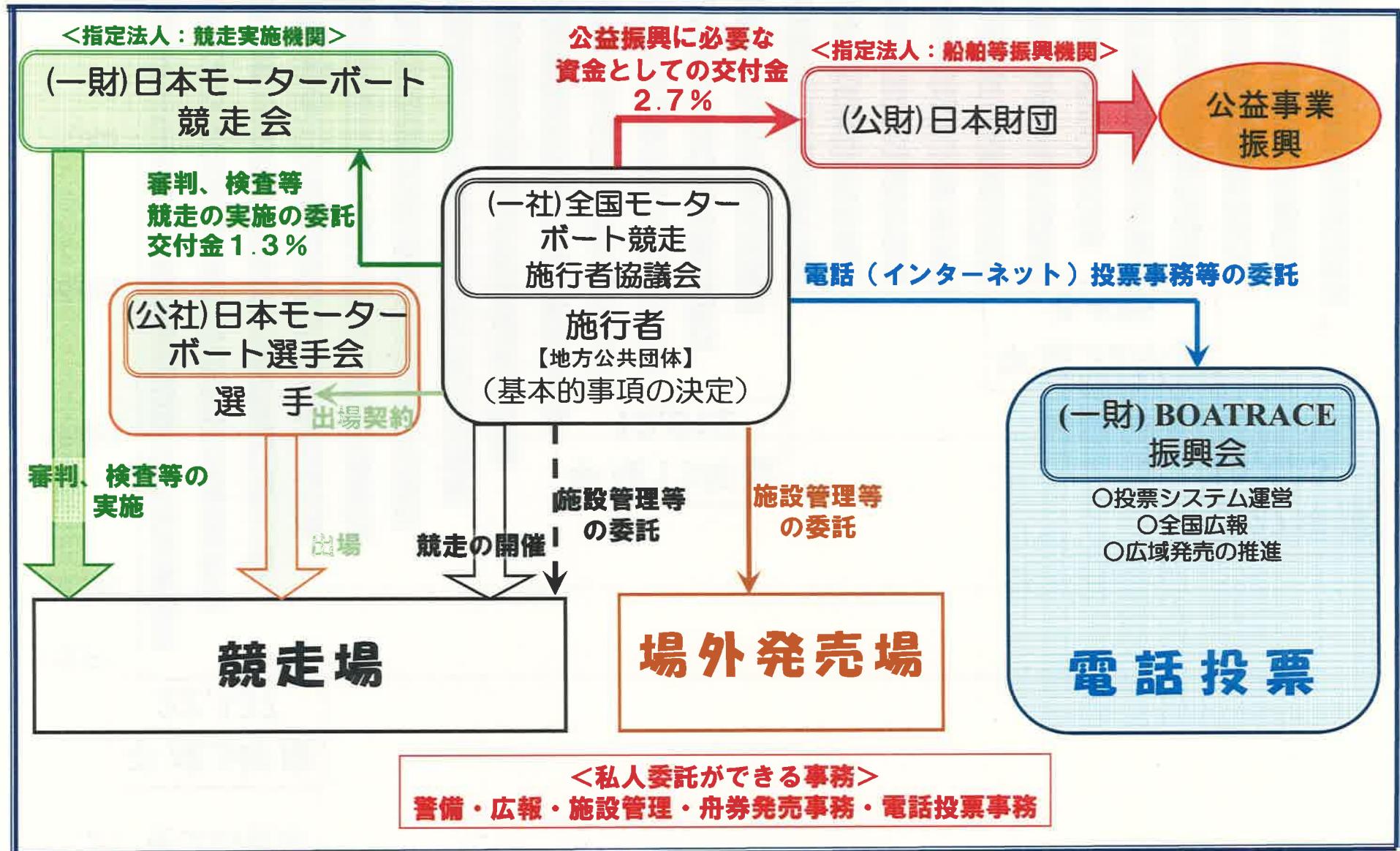


(4) オートレース場及び場外発売所の分布

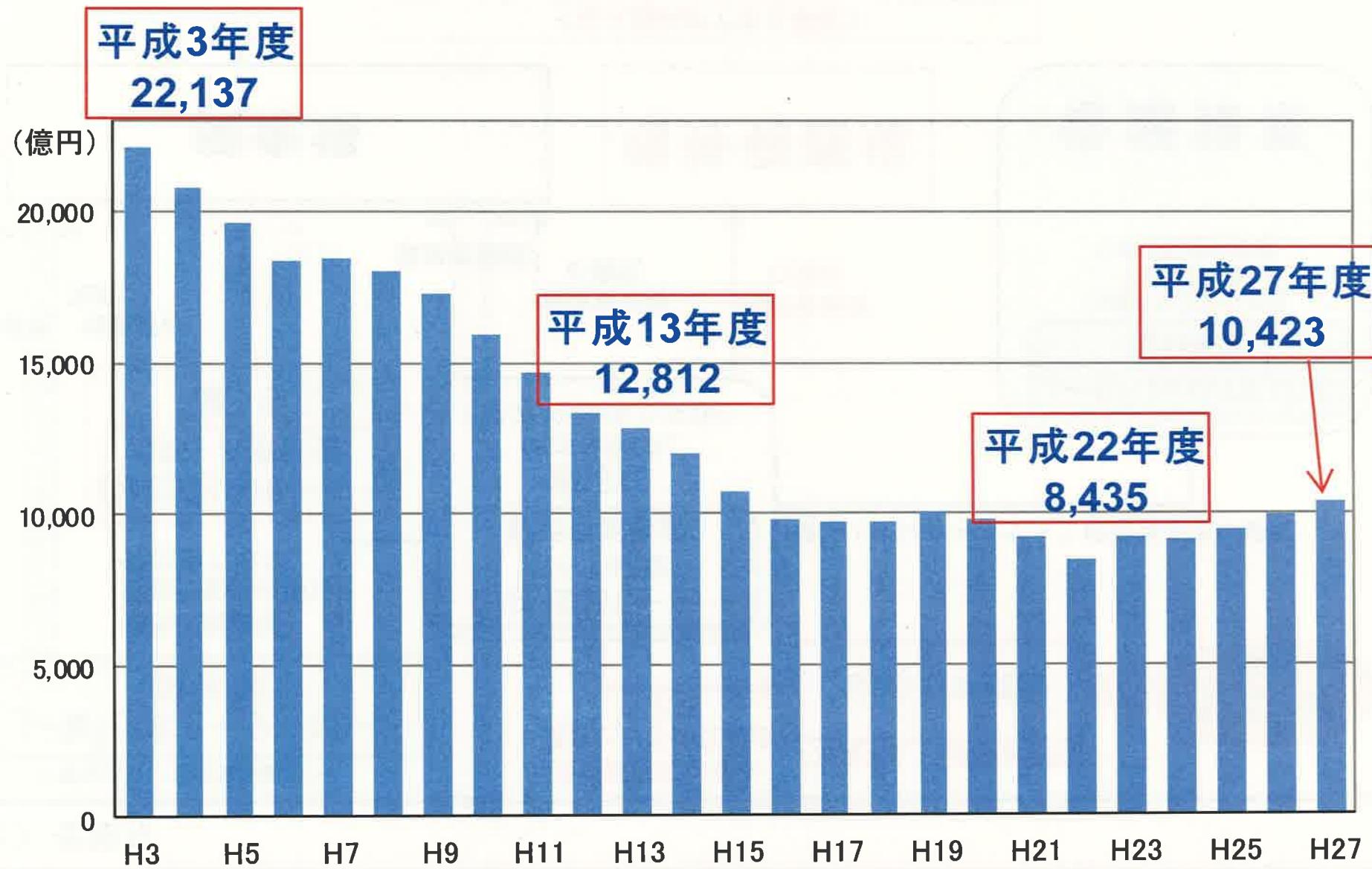


4 モーター・ボート競走

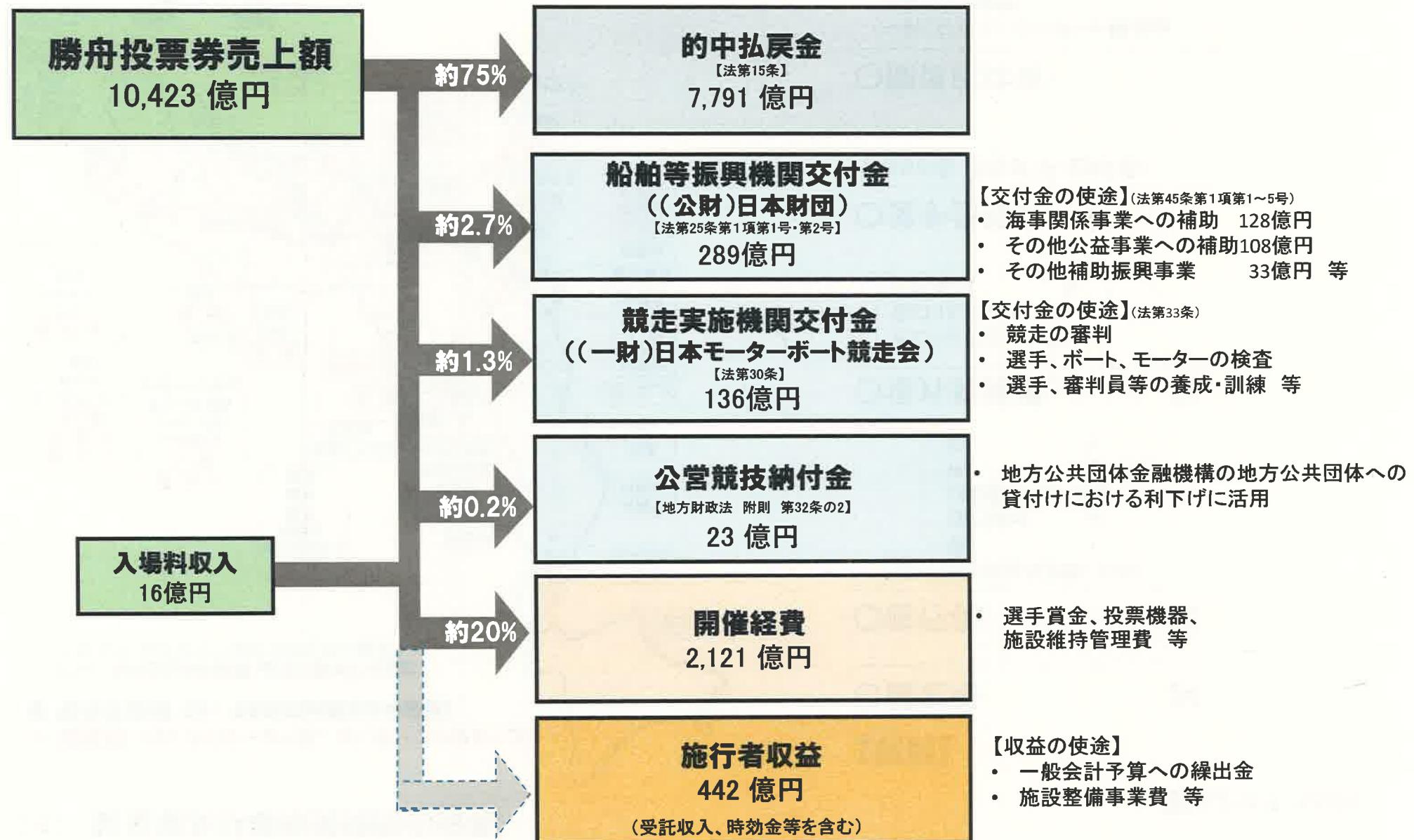
(1) 仕組み



(2) 売上の状況



(3) 売上の流れ（2015年度）



(4) 競走場及び場外発売所の分布

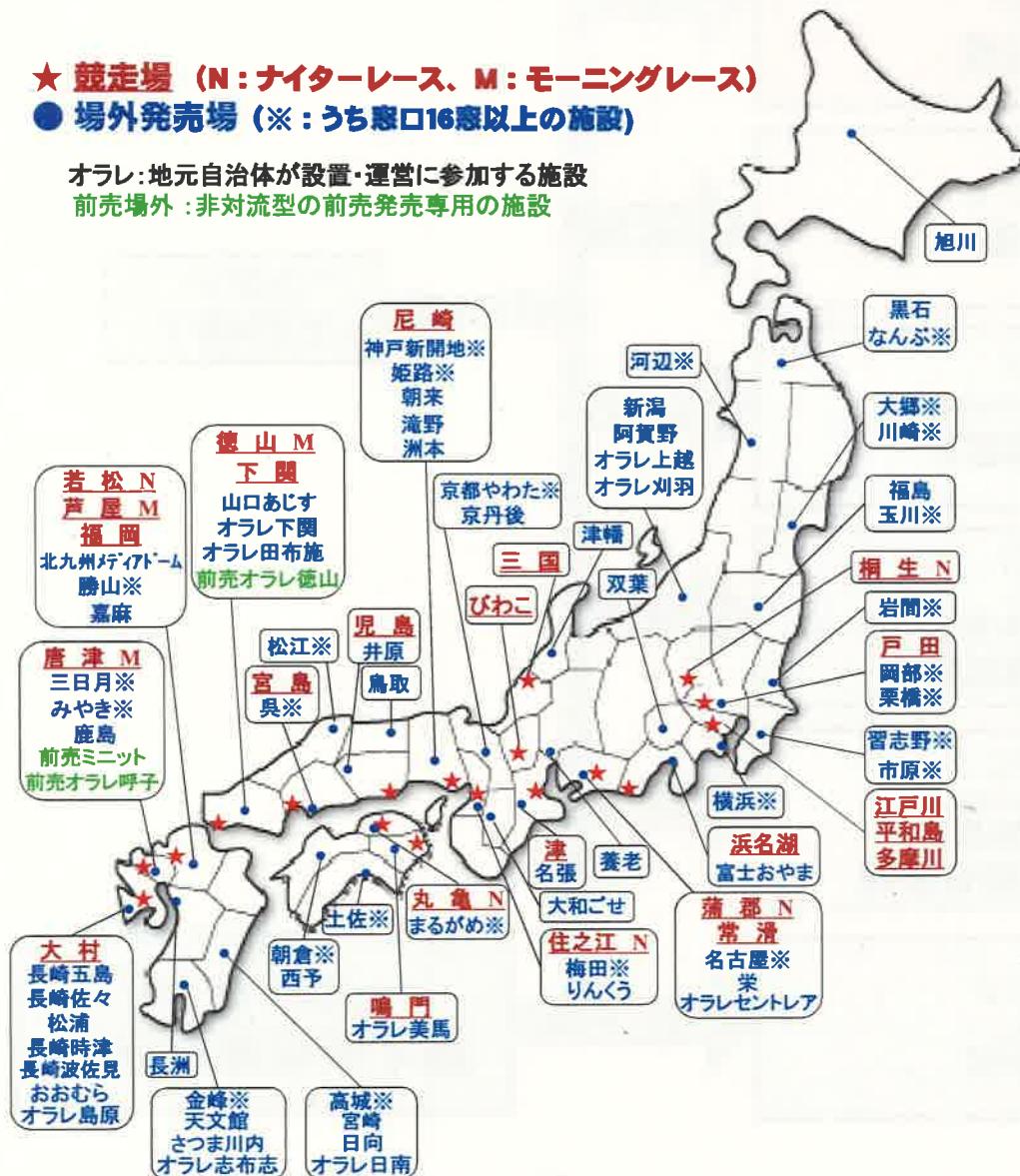
平成29年3月現在

★ 競走場 (N: ナイターレース、M: モーニングレース)

● 場外発売場 (※: うち窓口16窓以上の施設)

オラレ: 地元自治体が設置・運営に参加する施設

前売場外: 非対流型の前売発売専用の施設



【現況】

○競走場: 24

○施行者: 35

(施行者構成自治体数: 103)

県:	1
施行組合:	14
(構成市町村:	82)
市:	19
町:	1

○場外発売場: 73

{ 窓口16窓以上 : 26
窓口15窓以下 : 44
前売専用 : 3 }

○選手登録数:

1,586名(うち女子 209名)

○関係団体等:

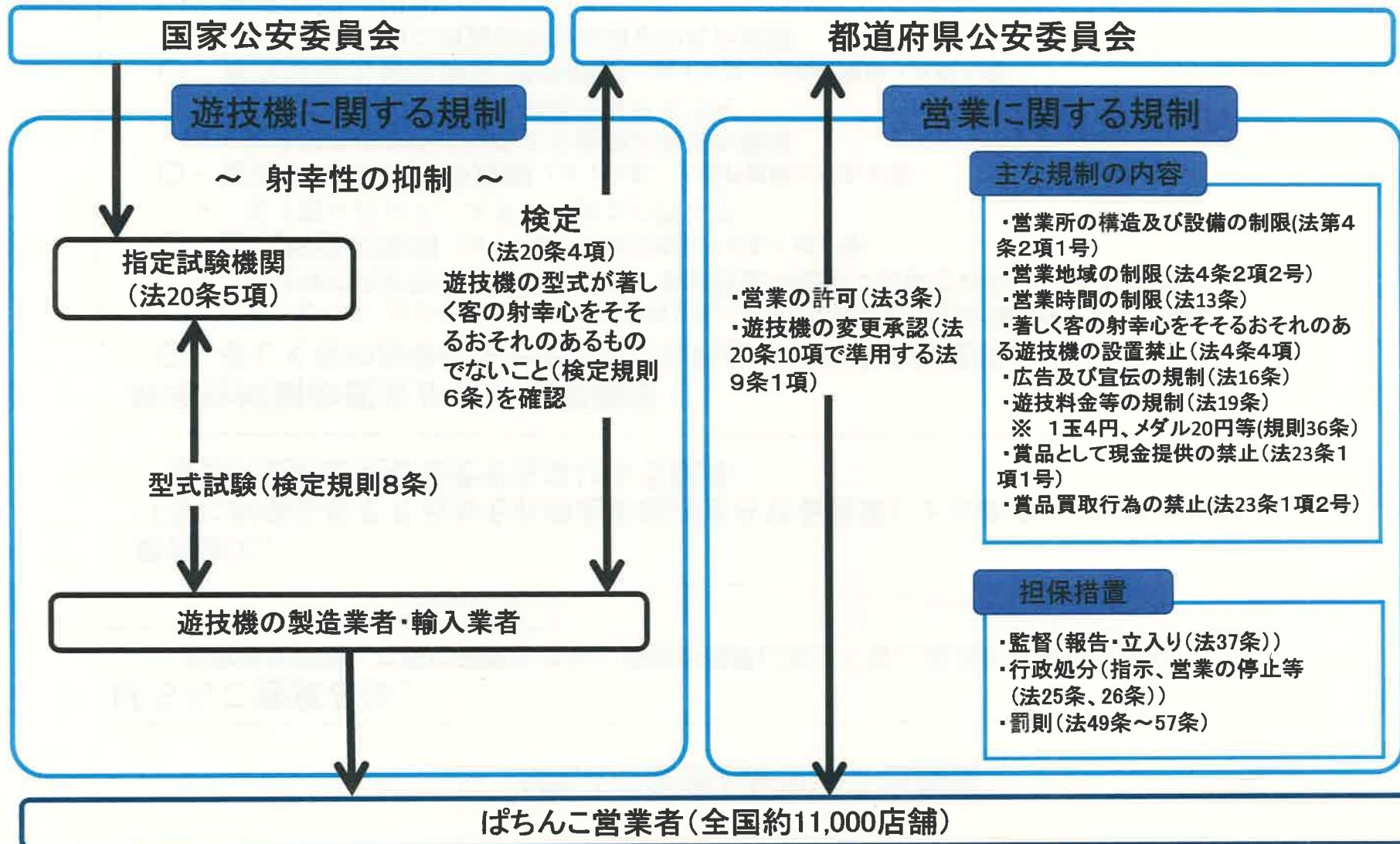
- (一財)日本モーターボート競走会
- (公財)日本財団
- (公社)日本モーターボート選手会

5 ぱちんこ

(1) 仕組み(営業規制等)

風俗適正化法におけるぱちんこ(スロット)営業規制の概要

(法:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律) (規則:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則) (検定規則:遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則)



ぱちんこ営業と風営法上の規制

ぱちんこ営業とは、

遊技機を設置して客に遊技をさせ、遊技の結果に応じて客に賞品を提供するもの

風営法上、

「客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」と位置づけ（法2条1項4号）
著しく客の射幸心をそそらないよう規制

射幸性抑制の観点からの規制概要

○ 著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置禁止

（法4条4項、法20条1項、法施行規則8条、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則）

➢ 遊技球の発射数や出玉数の制限、客の技量が結果に反映されないことの禁止等

○ 遊技料金の規制（法19条、法施行規則36条1項2号）

➢ 玉1個4円以下、メダル1枚20円以下

○ 賞品の提供方法の規制（法19条、法施行規則36条2項）

➢ 遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品

➢ 日常生活の用に供する物品を取りそろえ

○ 賞品価格の最高限度額の規制（法19条、法施行規則36条3項）

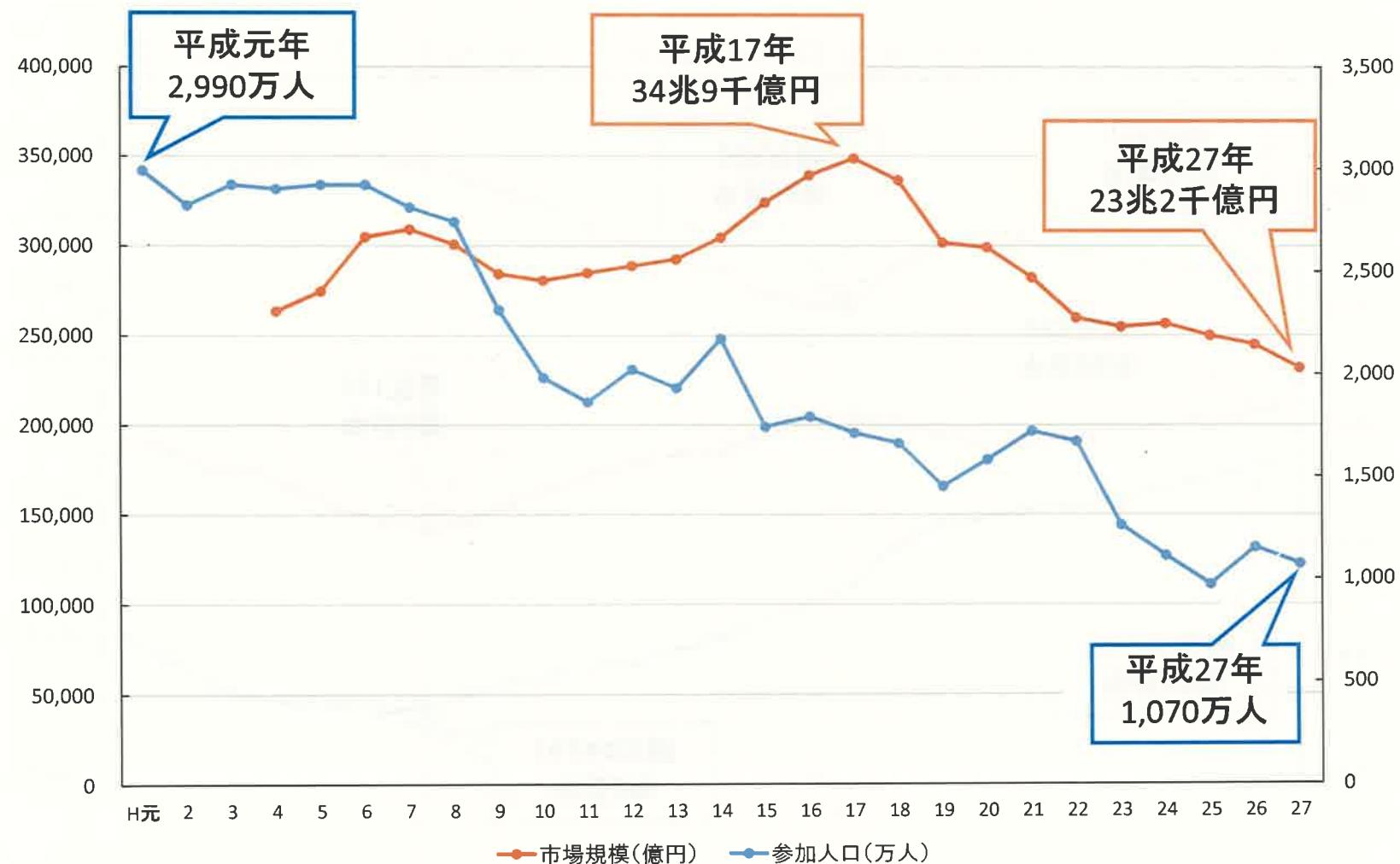
➢ 9,600円に消費税等相当額を加えた金額

○ 営業方法の規制（法23条1項）

➢ 現金又は有価証券を賞品として提供することの禁止

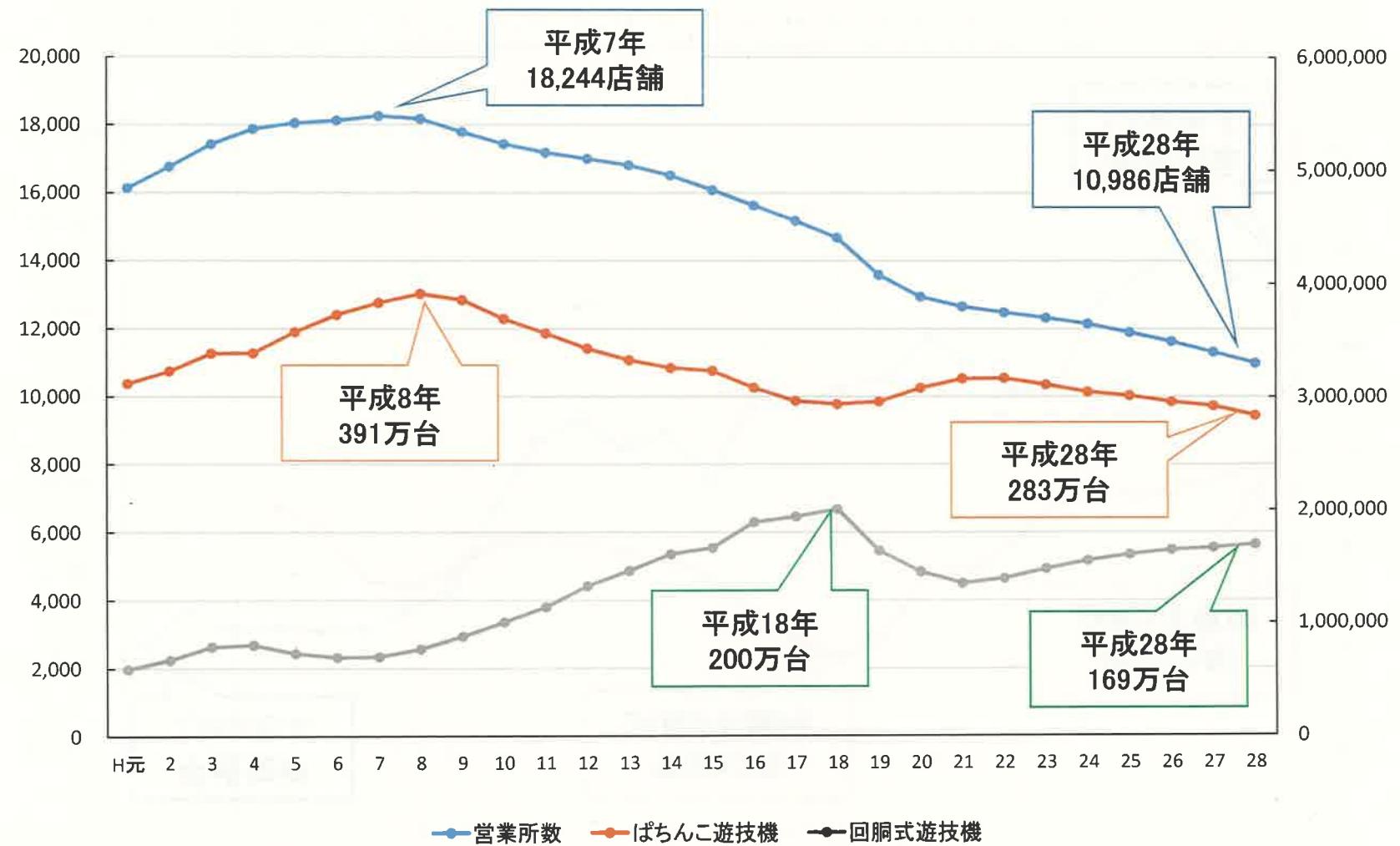
➢ 客に提供した賞品を買い取ることの禁止 等

(2) 市場規模と遊技参加人口



※『レジャー白書2016』等 公益財団法人日本生産性本部

(3) 営業所数及び遊技機設置台数



第1回推進本部（4月4日）における本部長（安倍総理大臣）発言概要

本日から、IRの制度設計の検討が開始されます。

「日本型IR」は、

- (1) 家族連れて楽しめるエンターテイメント施設や、国際会議場・展示場等を一体的に運営し、また、日本の伝統・文化・芸術を生かしたコンテンツを導入することで、国際競争力の高い滞在型観光を実現するものにしていかなければなりません。
- (2) また、シンガポールのような大規模な民間投資が行われ、大きな経済効果・雇用創出効果をもたらすものとすることも重要です。

あわせて、IRを訪れる旅行客が全国各地を訪問できるようにし、全国で経済効果をもたらしてまいります。

さらに、

- (3) カジノ収益を幅広い公益目的に還元することにより、国民の幅広い理解を得られるようにすること
- (4) クリーンなカジノを実現するため、世界最高水準のカジノ規制を導入するとともに、それを的確に執行するための体制を整備すること
- (5) 依存症やマネー・ローンダリング、青少年への影響等、IRについての様々な懸念に万全の対策を講じることも重要です。これらを通じ、クリーンなカジノを含んだ、魅力ある「日本型IR」を創り上げたいと考えます。

衆・参内閣委員会の附帯決議を踏まえ、国民の理解を得つつ、石井大臣を中心に関係閣僚が協力して検討いただきますよう、お願いします。

特定複合観光施設区域整備推進会議の 今後の進め方について（案）

4月6日

第1回会議

(主な議事)

- ・会議の運営
- ・これまでの経緯
- ・諸外国におけるIR等

以降、

月2回程度開催

(主な論点)

- ・我が国が目指すべきIRの在り方（日本型IR）
- ・IR区域の認定制度の在り方
- ・カジノ規制の在り方
- ・カジノ管理委員会の組織の在り方
- ・納付金・入場料等の在り方等

夏頃

大枠取りまとめ

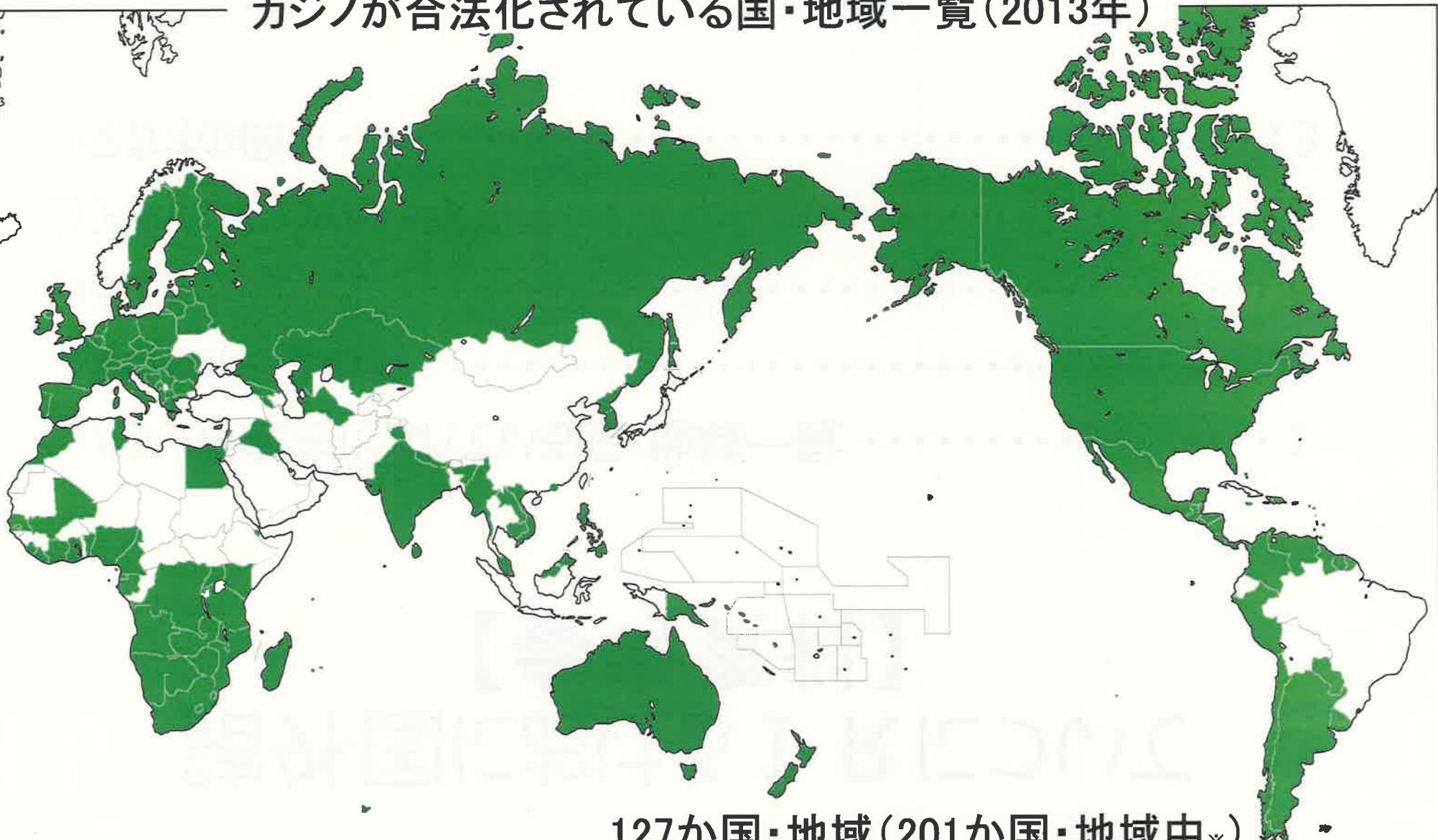


更に国民的な議論

諸外国における I Rについて 【参考資料】

○カジノが合法化されている国・地域一覧	1
○シンガポールの例	4
○ラスベガスの例	6
○アトランティックシティの例	12
○マカオの例	13

カジノが合法化されている国・地域一覧(2013年)



カジノが合法化されている国・地域一覧（2013年）

カジノが合法化されている国・地域 127か国・地域 (201か国・地域中※1)

…OECD加盟国 30か国 (35か国中※2)

(ヨーロッパ) 39か国

アイルランド、アルバニア、イギリス※3、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ※4、キプロス、ギリシャ、ジョージア、クロアチア、イスス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド※5、フランス※6、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

(北米) 3か国

アメリカ※7、カナダ、メキシコ

(南米) 26か国

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバコ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス

(アジア及び中東) 20か国・地域

アルメニア、イラク、インド、エジプト、カザフスタン、韓国、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、スリランカ、トルクメニスタン、ネパール、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、ラオス、レバノン

(アフリカ) 34か国

アンゴラ、ウガンダ、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シェラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、セネガル、タンザニア、チュニジア、ナイジェリア、ナミビア、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリシャス、モザンビーク、モロッコ、リベリア、ルワンダ、レソト、赤道ギニア、南アフリカ

(オセアニア) 5か国

オーストラリア、ソロモン諸島、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア

Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013』を基にデロイト・トーマツ コンサルティングが作成した資料（東京都『平成26年度IR（統合型リゾート）に関する調査業務委託報告書』より）に基づき作成

※1 北極及び南極を除く国・地域数

※2 OECD加盟国でカジノを合法化していない国（5か国）：日本、アイスランド、イスラエル、ノルウェー、トルコ

※3 イギリスには、ジブラルタル、マン島、イギリス領バージン諸島、タークスカイコス諸島が含まれる。

※4 オランダには、アルバ、オランダ領アンティルが含まれる。

※5 フィンランドには、オーランド諸島が含まれる。

※6 フランスには、グアドルーペ、マルティニーク、レユニオン、ニューカaledニアが含まれる。

※7 アメリカには、プエルトリコ、北マリアナ諸島が含まれる。

カジノが合法化されていない国・地域一覧（2013）

カジノが合法化されていない国・地域 74か国・地域（201か国・地域中※）

…OECD加盟国 5か国（35か国中）

（ヨーロッパ）12か国

アイスランド、アゼルバイジャン、アンドラ、ウクライナ、ウズベキスタン、キルギス、コソボ、サンマリノ、タジキスタン、ノルウェー、バチカン、リヒテンシユタイン

（南米）6か国

エクアドル、キューバ、グレナダ、ドミニカ、ブラジル、ボリビア

（アジア及び中東）26か国・地域

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インドネシア、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、タイ、中国、トルコ、日本、パキスタン、バーレーン、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ブルネイ、モルディブ、モンゴル、ヨルダン、台湾、パレスチナ

（アフリカ）19か国

アルジェリア、エチオピア、エリトリア、カーボヴェルデ、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ共和国、スーダン、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、南スーダン、モーリタニア、リビア

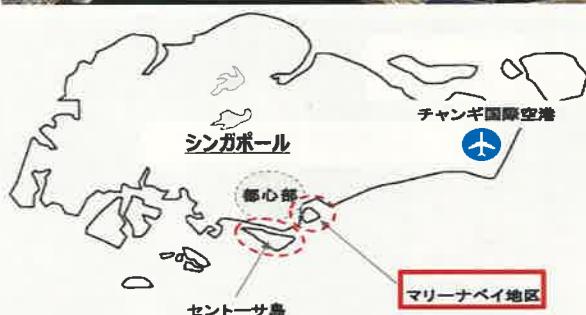
（オセアニア）11か国

キリバス、クック諸島、サモア、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、パラオ、フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシア

Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013』を基にデロイト・トーマツ コンサルティングが作成した資料（東京都『平成26年度IR（統合型リゾート）に関する調査業務委託報告書』より）を参考に作成

※ 北極及び南極を除く国・地域数

マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール）



【開業年】2010年4月

○事業者：ラスベガス・サンズ

○開発費用：56億米ドル

※2010年レート（1米ドル87円）で約4,870億円

○敷地面積：約19万m²

○延床面積：約60万m²

【雇用者】：9,500人（※）

※モール等のテナント事業者の雇用者を除く。

【施設概要】

○カジノ：1.5万m²（24時間営業）※通路等の共有部分は除く
テーブル600台、スロット2,500台

○ホテル：客室数2,561室

○会議場・展示場 合計：約12万m²、最大45,000人収容

- ・最大の会議場：7,672m²、最大8,000人収容
- ・最大の展示場：約1.7万m²

○その他

・飲食ショッピング施設：約7.0万m²

・劇場：1,679席、2,155席

・博物館：1.4万m² ・スカイパーク（展望プール等）

・スケート場 ・ナイトクラブ 等

【年間訪問客数】：4,500万人

リゾート・ワールド・セントーサ（シンガポール）



【開業年】2010年1月

- 事業者：ゲンティンシンガポール
- 開発費用：60億ドル
※2010年レート（1米ドル87円）で約5,220億円
- 敷地面積：49万m²
- 延床面積：34万m²

【雇用者】：11,000人

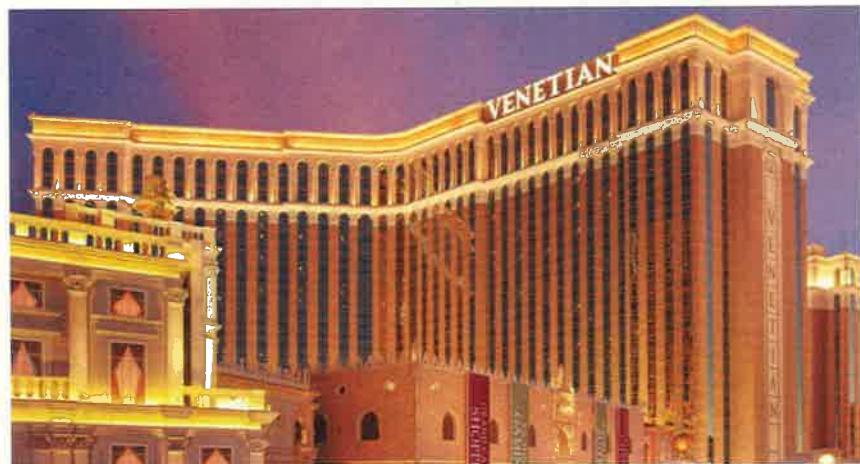
【年間訪問客数】：2,000万人

【施設概要】

- カジノ：1.5万m² (24時間営業) ※通路等の共有部分は除く
テーブル500台、スロット2,400台
- ホテル：客室数1,600室
- 会議場・展示場
 - ・最大の会議場：最大6,500人収容
 - ・最大の展示場：最大3,000人収容
- その他
 - ・飲食ショッピング施設
 - ・劇場：1,600席、100席
 - ・ユニバーサルスタジオシンガポール：約18万m²
 - ・博物館：海のシルクロードがテーマ（敷地面積：1.8万m²）
 - ・水族館：幅36m高さ8.3mの水槽は世界最大級
(敷地面積12.5万m²)
 - ・プール 等

ザ・ヴェネチアン&ザ・パラツォ (ラスベガス)

ザ・ヴェネチアン



【開業年】1999年5月

○事業者：ラスベガス・サンズ

○開発費用：約15億米ドル

※1999年レート（1米ドル113円）で約1,700億円

【施設概要】

○敷地面積（合計）：約25万m²

○延床面積（合計）：約163万m²

○カジノ（ザ・ヴェネチアン）：約1.1万m²
(テーブル125台、スロット1,095台)

○ホテル（ザ・ヴェネチアン）：4,028室

○会議場・展示場 合計：約21万m²

- ・最大の会議場：約7,897m²、最大8,500人収容
- ・最大の展示場：約3.5万m²

ザ・パラツォ



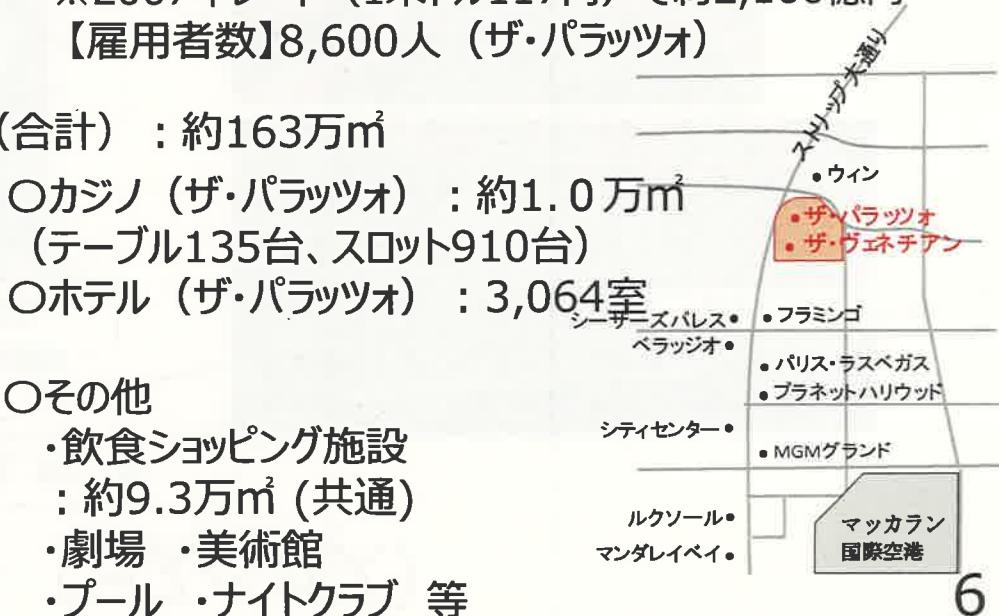
【開業年】2007年12月

○事業者：ラスベガス・サンズ

○開発費用：約18億米ドル

※2007年レート（1米ドル117円）で約2,100億円

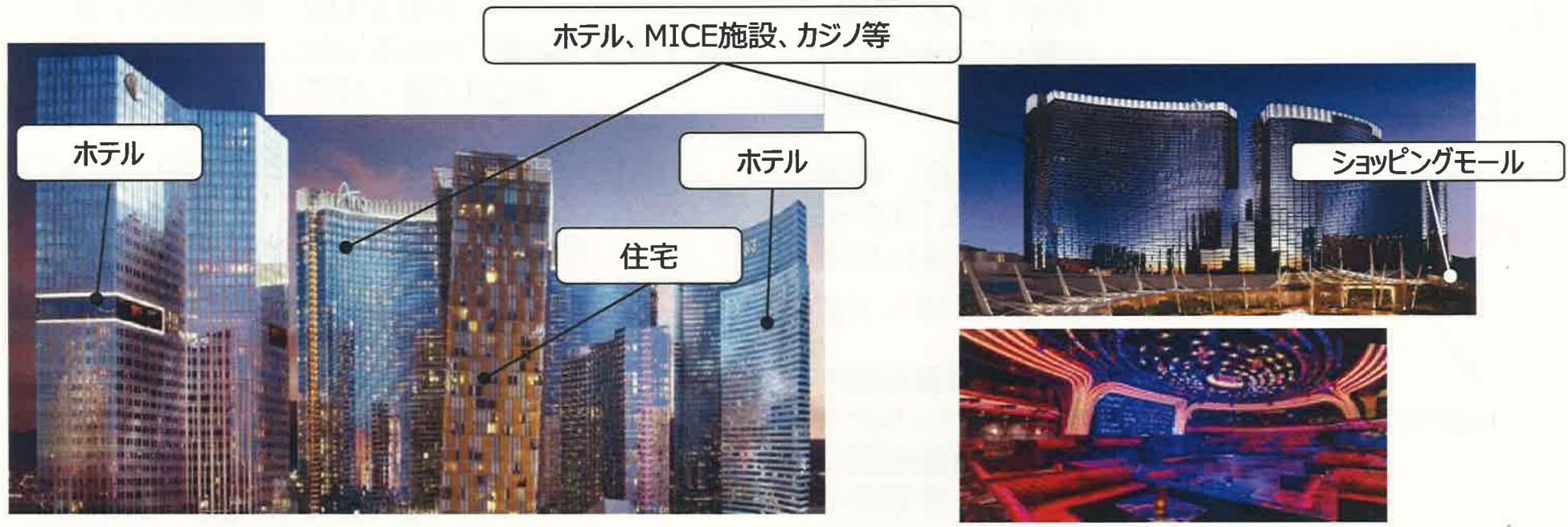
【雇用者数】8,600人（ザ・パラツォ）



○その他

- ・飲食ショッピング施設：約9.3万m²（共通）
- ・劇場・美術館
- ・プール・ナイトクラブ 等

シティセンター（ラスベガス）



【開業年】2009年

○事業者：MGM

○開発費用：約92億米ドル

※2009年レート（1米ドル93円）で約8,556億円

○敷地面積：約27万m²

○延床面積：約167万m²

【雇用者】12,000人

【施設概要】

○カジノ：約1.4万m²

テーブル145台、スロット1,940台

○ホテル：客室数5,891室

【特徴】

○施設内発電（コーチェネレーション）により、冷却により発生するお湯はホテルのシャワーでも利用され、資材に関してリサイクル品を優先的に採用している

○会議場・展示場 合計：約2.8万m²

○その他

- ・飲食ショッピング施設：約4.6万m²

- ・劇場：1,840席

- ・ナイトクラブ・美術館・プール・住宅（670室）等



MGMグランド（ラスベガス）



(MGM Resorts International)

【開業年】1993年

○事業者：MGM

○開発費用：約10億米ドル

※1993年レート（1米ドル110円）で約1,100億円

○敷地面積：約41万㎡

【雇用者】：8,100人

【施設概要】

○カジノ：約1.5万㎡

テーブル130台、スロット2,500台

○ホテル：客室数5,044室

○会議場・展示場 合計：約5.3万㎡

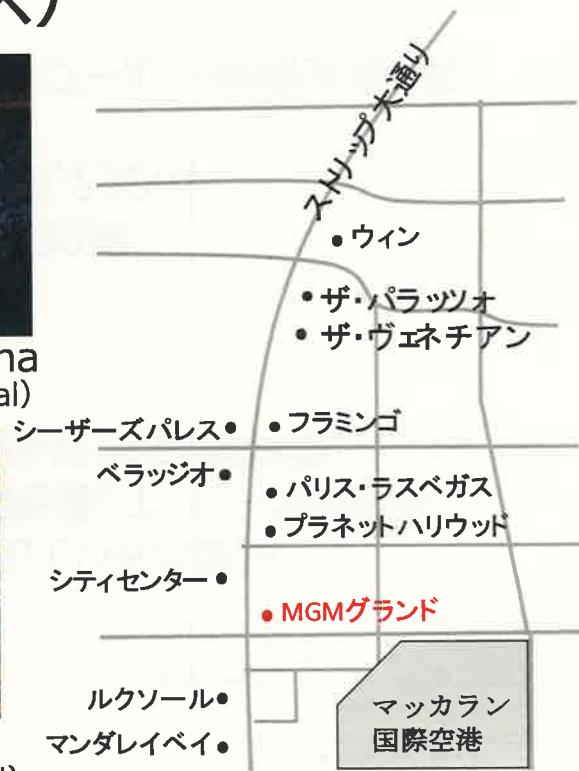
・最大の会議場：約3.5万㎡



Grand Garden Arena
(MGM Resorts International)



（会議場）
(MGM Resorts International)



【特徴】

○最大16,800人収容可能なGrand Garden Arenaは、ボクシングやコンサートで世界的に有名
○施設内に保育所があり、24時間対応で従業員の子弟を預かっている

○その他

- ・飲食ショッピング施設
- ・劇場（746席、1,951席）
- ・アリーナ（最大16,800人収容）
- ・プール・ナイトクラブ・結婚式場 等

マンダレイベイ（ラスベガス）



(MGM Resorts International)

【開業年】1999年

○事業者：MGM

○開発費用：約10億米ドル

※1999年レート（1米ドル113円）で約1,130億円

○敷地面積：約50万m²

【雇用者】：6,800人

【施設概要】

○カジノ：約1.3万m²

テーブル77台、スロット1,700台

○ホテル：客室数4,752室

○会議場・展示場 合計：約19万m²

・最大の会議場：最大12,000人収容

・ボールルーム：4つ（最大：9,290m²）



(ビーチコンサート)

(MGM Resorts International)



(会議場)

(MGM Resorts International)



【特徴】

○MICE顧客をターゲットしている大型IR

○屋上ソーラー発電設備を通じて、ピーク発電時は当施設消費電力の20%近くを自家発電している

○その他

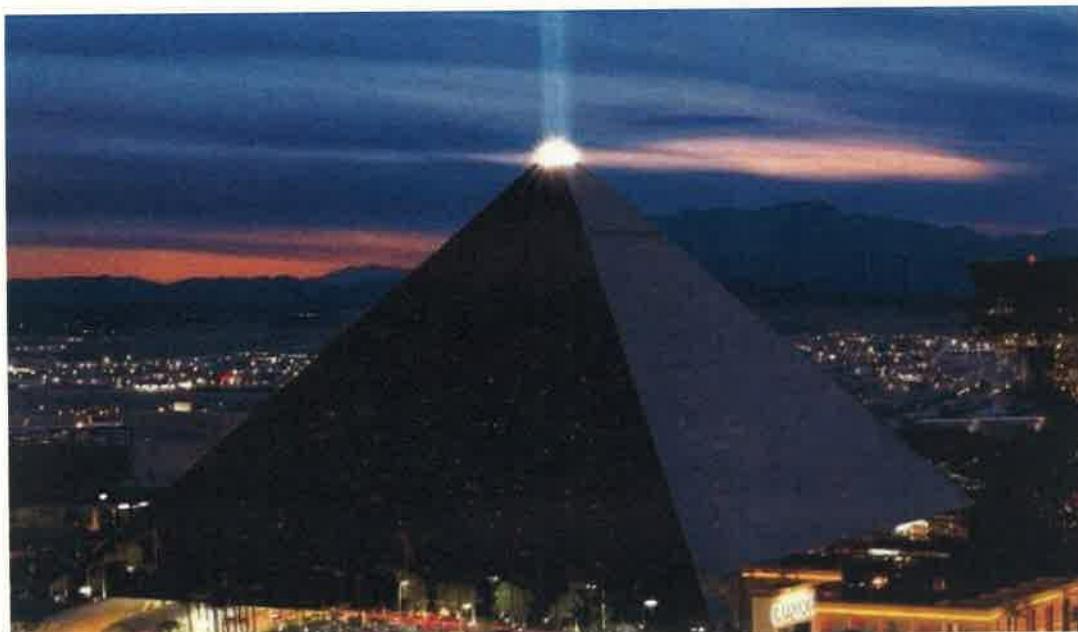
・イベントセンター：12,000席

・飲食ショッピング施設：9,290m²

・劇場：1,800席

・ナイトクラブ・水族館・プール・結婚式場 等

ルクソール（ラスベガス）



(MGM Resorts International)

【開業年】1993年

○事業者：MGM

○開発費用：約3.8億米ドル

※1993年レート（1米ドル110円）で約418億円

○敷地面積：約30万m²

【施設概要】

○カジノ：約1.1万m²

テーブル62台、スロット1,100台

○ホテル：客室数4,400室

○会議場・展示場：

約1,858m²、最大1,000人収容

○その他：ナイトクラブ・劇場・プール・スパ等



劇場

(MGM Resorts International)

大通り
アベニュー
・ウイン

・ザ・パラツォ
・ザ・ヴェネチアン

シーザーズパレス・
ベラッジオ・
・フラミンゴ
・パリス・ラスベガス
・プラネットハリウッド

シティセンター・
・MGMグランド

ルクソール・
マンダレイベイ・

マッカラン
国際空港

ベラッジオ（ラスベガス）



(MGM Resorts International)

【開業年】1998年

○事業者：MGM

○開発費用：約16億米ドル

※1998年レート（1米ドル130円）で約2,080億円

○敷地面積：約31万m²

○延床面積：約45万m²

【雇用者】：8,200人

【施設概要】

○カジノ：9,290m²

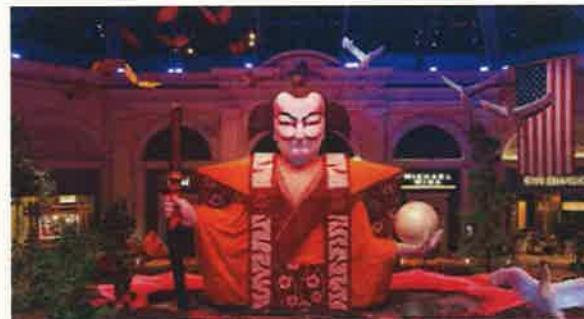
　テーブル151台、スロット1,851台

○ホテル：客室数3,933室

○会議場・展示場 合計：約1.9万m²、最大5,500人収容

・ボールルーム：3つ（最大4,181m²）

・会議場：50部屋（最大4,181m²）



(植物園（歌舞伎とのコラボレーション）)
(MGM Resorts International)



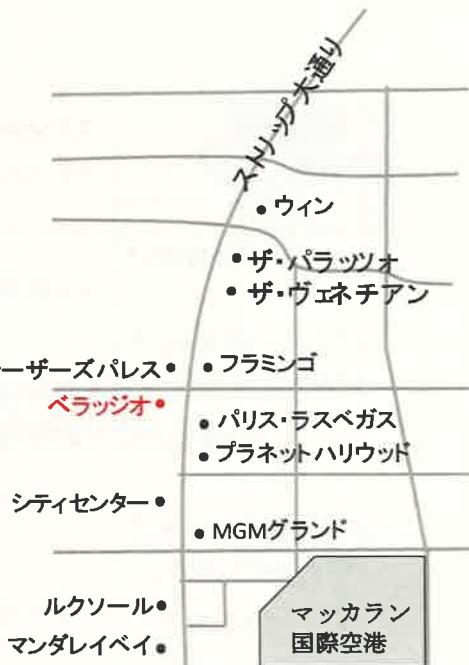
(ボールルーム)

(MGM Resorts International)

【特徴】

○噴水ショーは、ラスベガスで最大かつ最も有名なアトラクション

○その他：飲食ショッピング施設（3,716m²）、劇場（1,809席）、噴水、美術館、植物園、プール 等



ボルガータ（アトランティックシティ）



(MGM Resorts International)

【開業年】2003年

- 事業者：MGM
 - 開発費用：約11億米ドル
 - ※2003年レート（1米ドル116円）で約1,276億円
 - 敷地面積：約19万m²

【雇用者数】：5,784人

【施設概要】

- カジノ：約1.5万m²
　　テーブル250台、スロット3,475台
 - ホテル：客室数2,000室
 - 会議場・展示場 合計：約6.7万m²
 - ・最大の会議場：1,115m²
 - ・イベントセンター：2,734m²、3,200席



(MGM Resorts International)

【特徴】

- アトランティックシティ全体のカジノ収益の約3割を占める大型施設。
 - 客室数800室、会議場・イベントスペース1,672m²を有する同系列のウォータークラブホテルが隣接。

- その他
 - ・飲食ショッピング施設
 - ・劇場（1,000席）
 - ・プール
 - ・ナイトクラブ 等



Googleマップより作成

ザ・ヴェネチアン・マカオ（マカオ）



(会議場)

【開業年】2007年8月

○事業者：ラスベガス・サンズ

○開発費用：約24億米ドル

※2007年レート（1米ドル117円）で約2,800億円

○敷地面積：約29万m²

○延床面積：約98万m²

【施設概要】

○カジノ：約3.5万m²

テーブル570台、スロット1,485台

○ホテル：客室数2,900室

○会議場・展示場 合計：約11万m²

・最大の会議室：

6,577m²、最大7,248人収容

・最大の展示場：約1.5万m²

【特徴】

○サンマルコ広場やリアルト橋、ヴェネチア運河を再現するなど、水の都ヴェネチアをテーマとした造りとなっている

【雇用者数】：9,543人

○その他

- ・飲食ショッピング施設：約8.6万m²、340店舗以上
- ・劇場：1,800席
- ・アリーナ：15,000席
- ・プール
- ・パターゴルフ場
- ・ナイトクラブ 等



サンズ・コタイ・セントラル（マカオ）



(会議場)

【開業年】2012年4月

- 事業者：ラスベガス・サンズ
- 開発費用：約51億米ドル
※2012年レート（1米ドル79円）で約4,029億円
- 敷地面積：約15万m²
- 延床面積：約112万m²

【雇用者】：6,367人（※）

※モール等のテナント事業者の雇用者を除く。

【施設概要】

- カジノ：約3.4万m²
テーブル415台、
スロット1,545台
- ホテル：客室数6,300室

- 会議場・展示場 合計：約8.6万m²
- その他
・飲食ショッピング施設：約7.4万m² 等

【特徴】

- アジア・オセアニアの文化や自然をイメージした造りとなっている
- シェラトン、コンラッド、ホリデイ・インといった世界的に有名な3つのホテルで構成



MGMマカオ（マカオ）



(MGM Resorts International)

【開業年】2007年

○事業者：MGM

○開発費用：約13億米ドル

※2007年レート（1米ドル117円）で約1,520億円

○敷地面積：約4万m²

【雇用者】：6,000人

【施設概要】

○カジノ：約2.5万m²

テーブル427台、スロット1,174台

○ホテル：客室数579室



(ホテルのロビー)

(MGM Resorts International)

○会議場・展示場 合計：1,600m²

・ボールルーム：680席

○その他

- ・飲食・ショッピング施設
- ・美術館
- ・水族館
- ・プール
- ・ナイトクラブ 等



(会議場)
(MGM Resorts International)



シティ・オブ・ドリームズ（マカオ）

グランド・ハイアット（ホテル）

クラウン・タワーズ（ホテル）

ハードロック・ホテル



（劇場）



（ボールルーム）

【開業年】2009年6月

- 事業者：メルコクラウン
- 開発費用：約4億米ドル
※2009年レート（1米ドル93円）
で約372億円
- 敷地面積：約11万m²
- 延床面積：約70万m²

【特徴】

- 3つの高級ホテル間の連絡通路の1階と2階には人気ブランドが建ち並ぶショッピングモールになっているほか、3Dショーや多彩なレストランにバー、スパにサロンとあらゆる施設が充実

【年間訪問客数】：約1,200万人

【雇用者】：約8,000人

【施設概要】

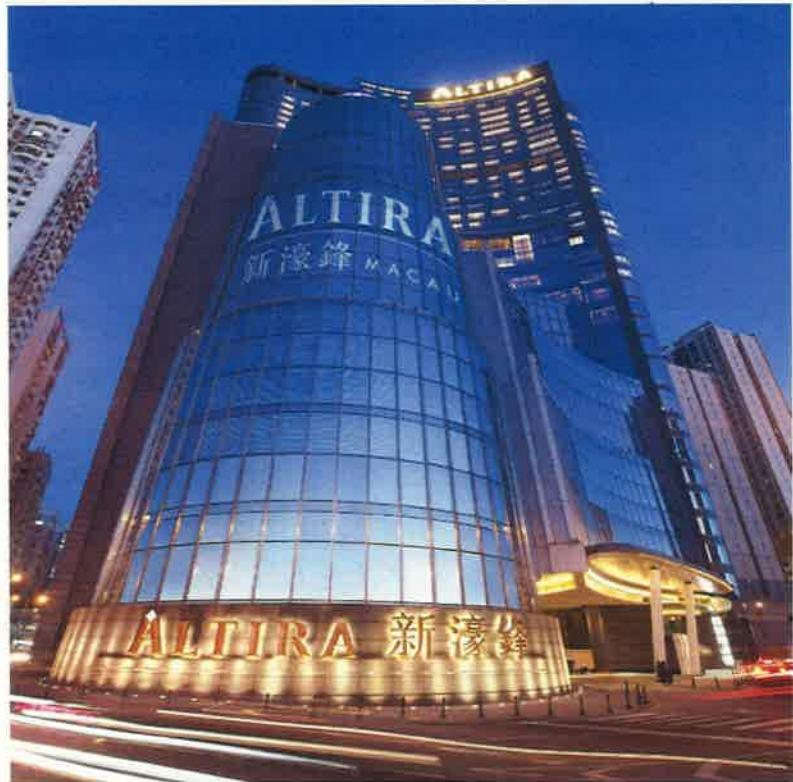
- カジノ：約3.9万m²
テーブル500台、スロット800台
- ホテル：客室数1,400室
- 会議場・展示場 合計：8,000m²
- ・ボールルーム：
1,911m²、最大2,000人収容

○その他

- ・飲食ショッピング施設：約3.7万m²
- ・劇場：2,000席
- ・プール
- ・テニス場
- ・ナイトクラブ 等



アルティラ・マカオ（マカオ）



【開業年】2007年5月

○事業者：メルコクラウン

○開発費用：約4億米ドル

※2007年レート（1米ドル117円）
で約468億円

○敷地面積：5,230m²

○延床面積：約10万m²

【年間訪問客数】：約65万人

【施設概要】

○カジノ：テーブル112台、
スロット56台

○ホテル：客室数230室

○会議場・展示場 合計：135m²

○その他：

- ・飲食ショッピング施設：8,540m²
- ・プール 等

【特徴】

○アジアのVIP客をターゲットとした豪華ホテルのロビーは最上階の38階にあり、窓からの眺望は抜群



（ホテル客室）



特定複合観光施設区域整備推進会議関係法令

- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第二百十五号） 1
- 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成二十九年政令第四十一号） 7
- 特定複合観光施設区域整備推進本部令（平成二十九年政令第四十二号） 8

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

(平成二十八年法律第百十五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うこととする。

(定義)

第二条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設（別に法律で定めるところにより第十一条のカジノ管理委員会の許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置され、及び運営されるものに限る。以下同じ。）及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

2 この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。

(基本理念)

第三条 特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、次章の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第二章 特定複合観光施設区域の整備の推進に関し基本となる事項

第一節 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

(国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等)

第六条 政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興)

第七条 政府は、特定複合観光施設区域の整備により我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び就業機会の増大その他の地域における経済の活性化が図られるよう、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の構想の尊重)

第八条 政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備（特定複合観光施設の設置及び運営をする事業者の選定を含む。）に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずるものとする。

(カジノ施設関係者に対する規制)

第九条 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者（当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。）、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者（以下「カジノ施設関係者」という。）は、別に法律で定めるところにより、第十一条のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。

(カジノ施設の設置及び運営に関する規制)

第十条 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- 一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項
- 二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項
- 三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項
- 四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項
- 五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項
- 六 広告及び宣伝の規制に関する事項
- 七 青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項
- 八 カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴いギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項

2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。

第二節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

第十二条 カジノ管理委員会は、別に法律で定めるところにより、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るために、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

第三節 納付金等

(納付金)

第十二条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設

の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。

(入場料)

第十三条 国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

第三章 特定複合観光施設区域整備推進本部

(設置)

第十四条 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整に関すること。
 - 二 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
 - 三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 2 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(組織)

第十六条 本部は、特定複合観光施設区域整備推進本部長、特定複合観光施設区域整備推進副本部長及び特定複合観光施設区域整備推進本部員をもって組織する。

(特定複合観光施設区域整備推進本部長)

第十七条 本部の長は、特定複合観光施設区域整備推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(特定複合観光施設区域整備推進副本部長)

第十八条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(特定複合観光施設区域整備推進本部員)

第十九条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(特定複合観光施設区域整備推進会議)

第二十一条 本部に、特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。
- 3 推進会議は、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議し、本部長に意見を述べるものとする。
- 4 推進会議は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 5 本部長は、第三項の規定による意見に基づき措置を講じたときは、その旨を推進会議に通知しなければならない。

(事務局)

第二十二条 本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)

2 この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の一部の
施行期日を定める政令（平成二十九年政令第四十一号）

内閣は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十九年三月二十四日とする。

特定複合観光施設区域整備推進本部令 (平成二十九年政令第四十二号)

内閣は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定複合観光施設区域整備推進本部長補佐）

第一条 特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「本部」という。）に、特定複合観光施設区域整備推進本部長補佐（以下「本部長補佐」という。）五人以内を置く。

- 2 本部長補佐は、内閣官房副長官、内閣官房副長官補又は内閣総理大臣補佐官のうちから、内閣総理大臣が指名する者をもって充てる。
- 3 本部長補佐は、特定複合観光施設区域整備推進本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、本部の事務局（以下単に「事務局」という。）の事務の総括及び事務局の職員の指揮監督に係る本部長の職務について本部長を補佐する。

（委員の任期等）

第二条 特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

（議長）

第三条 推進会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第四条 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局長）

第五条 事務局の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

(事務局次長)

- 第六条 事務局に、事務局次長一人を置く。
- 2 事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
 - 3 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

(審議官)

- 第七条 事務局に、審議官五人以内を置く。
- 2 審議官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
 - 3 審議官は、命を受けて、局務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官)

- 第八条 事務局に、参事官十人以内を置く。
- 2 参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
 - 3 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

(本部長補佐等の勤務の形態)

- 第九条 本部長補佐、事務局長、事務局次長、審議官及び参事官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

(本部の組織の細目)

- 第十条 この政令に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

(本部の運営)

- 第十一条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十九年三月二十四日）から施行する。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

- 2 (略)